令 和 ４ 年

笛 吹 市 議 会
第 １ 回 定 例 会 会 議 録

令和４年２月２２日　　開会

令和４年３月２３日　　閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第１４号

令和４年笛吹市議会第１回定例会を次のとおり招集する。

令和４年２月１５日

笛吹市長　　山　下　政　樹

１．　期　　日　　令和４年２月２２日　　午後　1時３０分

２．　場　　所　　笛吹市役所議場

○　応招・不応招議員

応招議員（１９名）

１番	岡　　由　子	２番	落　合　俊　美
３番	山　田　宏　司	４番	河　野　正　博
５番	河　野　智　子	６番	武　川　則　幸
７番	神　澤　敏　美	８番	神宮司正人
９番	荻　野　謙　一	１０番	古　屋　始　芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中　村　正　彦
１３番	海野利比古	１４番	渡　辺　清　美
１５番	中　川　秀　哉	１６番	前　島　敏　彦
１７番	小　林　　始	１８番	渡　辺　正　秀
１９番	保　坂　利　定		

不応招議員（　な　し　）

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　１　回　定　例　会

２　月　２　２　日

令和４年笛吹市議会第１回定例会

１．議 事 日 程（第１号）

令 和 ４ 年 ２ 月 ２ ２ 日
午後　１時３０分開議
於　　議　　場

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議会関係諸般の報告
日程第　４　市長施政報告並びに提出議案要旨説明
日程第　５　承 認 第 １ 号　令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１２号）の専決処分の承認を求めることについて
日程第　６　議 案 第 ２ 号　笛吹市行政組織条例等の一部改正について
日程第　７　議 案 第 ３ 号　笛吹市個人情報保護条例の一部改正について
日程第　８　議 案 第 ４ 号　笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　９　議 案 第 ５ 号　笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第１０　議 案 第 ６ 号　笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第１１　議 案 第 ７ 号　笛吹市手数料条例の一部改正について
日程第１２　議 案 第 ８ 号　笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第１３　議 案 第 ９ 号　笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第１４　議案第１０号　笛吹市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第１５　議案第１１号　笛吹市公民館条例の一部改正について
日程第１６　議案第１２号　笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
日程第１７　議案第１３号　笛吹市移住定住お試し住宅条例の廃止について
日程第１８　議案第１４号　笛吹市八代農産物加工センター条例の廃止について
日程第１９　議案第１５号　笛吹市春日居足湯施設条例の廃止について
日程第２０　議案第１６号　令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について
日程第２１　議案第１７号　令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第２２　議案第１８号　令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について
日程第２３　議案第１９号　令和３年度笛吹市水道事業会計補正予算（第５号）について
日程第２４　議案第２０号　令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第２号）について

日程第２５　議案第２１号　令和３年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第２６　議案第２２号　令和４年度笛吹市一般会計予算について
日程第２７　議案第２３号　令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
日程第２８　議案第２４号　令和４年度笛吹市介護保険特別会計予算について
日程第２９　議案第２５号　令和４年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
日程第３０　議案第２６号　令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第３１　議案第２７号　令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
日程第３２　議案第２８号　令和４年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
日程第３３　議案第２９号　令和４年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
日程第３４　議案第３０号　令和４年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第３５　議案第３１号　令和４年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第３６　議案第３２号　令和４年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第３７　議案第３３号　令和４年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第３８　議案第３４号　令和４年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第３９　議案第３５号　令和４年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第４０　議案第３６号　令和４年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第４１　議案第３７号　令和４年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第４２　議案第３８号　令和４年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第４３　議案第３９号　令和４年度笛吹市水道事業会計予算について
日程第４４　議案第４０号　令和４年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について
日程第４５　議案第４１号　令和４年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
日程第４６　議案第４２号　令和４年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
日程第４７　議案第４３号　市道認定について

２．出席議員は次のとおりである。（１９名）

１番	岡　　由子	２番	落合俊美
３番	山田宏司	４番	河野正博
５番	河野智子	６番	武川則幸
７番	神澤敏美	８番	神宮司正人
９番	荻野謙一	１０番	古屋始芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中村正彦
１３番	海野利比古	１４番	渡辺清美
１５番	中川秀哉	１６番	前島敏彦
１７番	小林　　始	１８番	渡辺正秀
１９番	保坂利定		

３．欠席議員

（　な　し　）

４．会議録署名議員

１７番	小林　　始	１８番	渡辺正秀

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	田中親吾
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
産業観光部長	小宮山昌彦	建設部長	標博司
公営企業部長	水谷和彦	教育部長	赤尾好彦
総務課長	茂手木政和	政策課長	小澤宏之
財政課長	金井久	消防長	矢崎丈司
代表監査委員	横山祥子	農業委員会会長	三枝啓一

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史

開会　　午後　１時３０分

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は１９名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和４年笛吹市議会第１回定例会を開会をいたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は厳しい寒さが続いており、日本海側では大雪の被害が報告されていますが、２月も半ばを過ぎ、日中は少しずつ春の訪れを感じられる季節となりました。

１月から新型コロナウイルス第６波の感染拡大が日本中を騒がせております。

山梨県内でも多数の新規感染者が連日確認され、山梨県知事から２月２７日までの臨時特別協力要請が出ており、笛吹市の感染状況も予断を許されません。

市当局におかれましては、市民への的確な情報提供、注意喚起を行い、市民が安心安全に暮らせるよう、今後もよろしくお願いをいたします。

議員各位におかれましても、感染防止と体調管理には十分留意をお願いをいたします。

また、北京オリンピックは２月２０日の夜に閉会式が行われました。１７日間にわたり繰り広げられた熱戦で、日本選手団は金３、銀６、銅９個の合計１８個の過去最多のメダルを獲得をいたしました。

本市出身の小山選手をはじめ、出場した選手と関係者の皆さまには、勇気と感動をいただきありがとうございました。

また３月からは、各町での春祭りが行われます。コロナ感染拡大前のように大勢の観光客の皆さまが本市を訪れていただき、活気にあふれた一年となりますことを切望するものであります。

さて、今定例会には市長より承認案件１件、条例案１４件、その他案件１件、令和３年度補正予算および令和４年度当初予算が提案されます。

会期中、特別のご精励を賜り慎重にご審議くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により、退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第７９条の規定により

議席第１７番　小林　始君および

議席第１８番　渡辺正秀君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第２　「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月２３日までの３０日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から３月２３日までの３０日間と決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第３　「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、代表監査委員　横山祥子君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告をいたします。

本日までに受理した請願はありませんでしたので、その旨ご報告をいたします。

続いて、監査委員から令和３年１１月分、令和３年１２月分、令和４年１月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承を願います。

次に地方自治法第１２１条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第４　市長より施政方針ならびに日程第５　承認第１号から日程第４７　議案第４３号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和４年笛吹市議会第１回定例会の開会に当たり、提出した案件の概要説明に先立ちまして、今後の市政運営の方針について、所信を申し述べます。

新型コロナウイルスの感染が国内で確認されてから、２年が経過しました。

この間、わが国は、感染力の強い変異ウイルスが相次いで広がり、度重なる感染拡大の波に襲われています。現在も、オミクロン株による感染拡大が続いており、最大級の警戒感を持っ

て対応しなければならない状況にあります。

感染拡大を防ぐため、引き続き、マスクの着用、手洗い、３密の回避、消毒や換気の実施など、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

感染拡大が長期化する中、本市では、国や県が打ち出した支援策を整理した上で、国や県の支援が届かない方々、支援を手厚くする必要がある方々に手当てすることとし、市独自の支援策を行ってきました。

今後も感染拡大の影響を注視しつつ、市民の皆さまの命と暮らしを守るため、基礎自治体としてなすべき、きめ細やかな支援を行っていきます。

また、全国各地で毎年のように、地震、集中豪雨、豪雪などの自然災害が発生をし、大きな被害をもたらしております。

本市におきましても、不測の事態に備え、市民の生命を守るため、２期目の公約に掲げた「防災新時代、命を守るまちづくり」を目指し、防災・減災、国土強靭化の具体的な取り組みを着実に推進します。

さて、私は、第二次笛吹市総合計画に、目指すべき市の将来像として「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、これを実現するために３つの基本目標ごとに、施策を展開しています。

令和４年度施政運営に当たり、重点事業を中心に施策体系に沿ってご説明を申し上げます。

基本目標の１つ目「幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち」についてです。

安心して子どもを生み、子育てできる環境の充実を図るとともに、地域での支え合いを大切に、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らせるよう、そして、市民一人ひとりが希望を持ち活躍できる環境を通じて、心身ともに健全で、こころ豊かに暮らし、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開をいたします。

「子育てしやすいまちづくり」については、まず、子どもすこやか医療費の助成対象の拡大に取り組みます。

２月３日にいただいた市議会からの要望書を重く受け止め、子育て支援の一層の強化を図るため、医療費助成の対象年齢を１５歳から１８歳へ拡大をします。

令和５年４月からの対象年齢拡大を目指し、準備を進めてまいります。

次に、市立保育所の完全給食化についてです。

市立保育所では、現在、３歳以上の園児は、ご飯などの主食を自宅から持参することとし、おかずや、おやつなど副食のみ提供しています。このような中、保護者の育児負担の軽減を図るため、令和４年４月から、主食も提供する完全給食を実施をします。

完全給食化に向けた準備として、２月１５日から２５日までの間、市立保育所において、主食の提供を試験的に実施をしています。

次に、かすがい東保育所の完全民営化に取り組みます。

かすがい東保育所については、現在、指定管理者制度を導入していますが、令和５年度からは完全民営化したいと考えています。完全民営化により、様々な保育ニーズに対し、民間保育所の発想力を生かした取り組みが行われ、さらに質の高い保育サービスの提供につながることが期待されます。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」については、まず、笛吹市子ども家庭支援事業を推進します。

ひとり親世帯や多子家庭等の中には、日々の食事に困窮するような世帯が見受けられます。

夏休み等、学校給食が提供されない期間においても、準要保護世帯を対象に、直接家庭に食料を届け、学校給食の代わりとなる子どもの食の確保を支援します。

次に、新型コロナワクチン接種についてです。

新型コロナワクチンの３回目の接種は、６５歳以上の高齢者については、２月１日から市内医療機関で個別接種が、２回目接種完了から６カ月を経過した方については、２月１１日から春日居福祉保健センターで集団接種が実施されています。

また、１月２０日、国において、接種対象とする方針が固まった５歳から１１歳までの子どもへの接種については、国の動向を注視しながら、接種を希望する方が安全かつ円滑に受けられるよう準備を進めていきます。

「人と文化を育むまちづくり」については、まず、安全安心な教育環境の整備を図ります。

浅川中学校については、令和２年度から令和４年度までの計画で、校舎の長寿命化改修工事等を進めています。

また、御坂中学校については、構造躯体の耐力度が低く長寿命化改修ができないことから、改築することとします。

令和４年度は、地質調査、測量調査および設計業務を行います。

次に、「学校のトイレ洋式化」「社会教育施設の照明・空調設備等の更新」「社会体育施設等の夜間照明設備の更新」については、リース方式により整備をいたします。

リース方式は、民間事業者が設計、建設、維持管理までを一体的に行い、施設等を一定期間、市にリースするもので、整備が短期間で済む上、整備費および維持管理費等を合算した金額を複数年度に分けて支払うことで、予算の平準化などの効果が期待できます。

学校のトイレ洋式化については、家庭における洋式トイレの普及や指定避難所となっている学校施設の機能強化などの観点から、実施をするものです。

社会教育施設の照明・空調設備等の更新については、スコレーセンターおよび、いちのみや桃の里ふれあい文化館の舞台照明、空調設備の老朽化が著しいことから、令和４年度から令和５年度にかけて設備を改修します。

社会体育施設等の夜間照明設備の更新については、社会体育施設と学校施設のグラウンドおよびテニスコートの夜間照明施設が老朽化していることや、すでに生産が終了している水銀灯を使っていることなどから、夜間照明施設をＬＥＤ化する改修を行います。

次に、学校給食費および教材費等の学校徴収金の徴収事務についてです。

現在、市内小中学校の学校給食費および教材費等の学校徴収金は、各学校で徴収および管理をしています。国では、教職員の業務負担の軽減等を図ることを目的に、学校給食費を地方公共団体の会計に取り入れる公会計化を推進しており、本市でも、令和４年度４月から市役所が学校給食費の徴収および管理を行う、公会計化に移行します。

また、教材費等の学校徴収金についても、教職員の業務負担の軽減とともに、保護者の利便性の向上を図るため、県下市町村に先駆け、令和４年４月から徴収業務を市役所が行います。

次に、多目的芝生グラウンドの整備に係る検討状況についてです。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会において、委員の皆さまにご意見をいただきながら、基本計画案の検討が進められており、現在までに４回の検討委員会を開催しました。

これまでに検討された、多目的芝生グラウンドの整備方針や施設の規模、整備候補地などについて、市民の皆さまのご意見を伺うための意見交換会を３月１８日にスコレーセンターで、３月２４日にいちのみや桃の里文化館で開催する予定です。

また、意見交換会に併せ、基本計画の素案について、パブリックコメントの実施を予定しています。

その後は、意見交換会やパブリックコメントで出された意見を踏まえ、基本計画の素案に修正を加えるなどした上で、今年５月を目途に、検討委員会から基本計画案の答申を受け入れられるよう進めています。

基本目標の２つ目「幸せ実感にぎわいあふれるまち」についてです。

地域の資源を掘り起こし、磨き上げることにより、農業や観光業の活性化を図るとともに、企業誘致を推進し、雇用の確保、多様な働き方が展開されるまちづくりを目指します。

新型コロナウイルス感染症の収束後に、国内外の方々が盛んに行き交い、これまで以上に、本市の産業が活性化し、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開をします。

「再び訪れたくなるまちづくり」については、まず、笛吹みんなの広場およびさくら温泉通り賑わい創出事業を展開します。

石和温泉郷の観光拠点として「笛吹みんなの広場」と「さくら温泉通り」を一体的に活用し、多くの方に本市を訪れてもらえるよう、賑わいを創出するイベントを開催をします。

また、さくら温泉通りの桜１７４本に、街路樹のイルミネーションとしては、県内で最大級となる、約５５万球のイルミネーションを施し、冬季における石和温泉郷の新たな魅力を創出します。

次に、ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスの周辺整備についてです。

令和３年７月に完成した富士山の絶景スポットであるＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスは、林道の閉鎖期間を除き２カ月程度の開放期間でしたが、約１万４千人の観光客が訪れました。

ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスを訪れた方々に満足していただけるよう、令和４年度は、新たに、すずらん群生地駐車場にトイレを設置するほか、令和６年度から、送迎バスの発着場所をすずらん群生地の駐車場とするため、車両のすれ違いが困難なすずらん群生地までの市道の整備に取り組みます。

「実り豊かなブランド農林業づくり」については、笛吹市農業塾を推進し、本市の農業の維持と発展を図ります。

笛吹市農業塾では、農業者や就農希望者などを対象に、年間を通して就農相談や栽培講習会を開催し、令和４年２月２０日までの相談件数は２５７件、講習会受講者は１，３３９人となり、令和２年度と比較して約２倍以上に増加しています。

今後も、農家の手伝いをしたい援農希望者や後継者が不在で経営が心配な高齢農家に対し相談支援、新たに農業を始めたい就農希望者や規模を拡大したい農業経営者への情報提供などを充実させ、利用者の利便性の向上を図っていきます。

「活力ある地域経済づくり」については、安定した就業機会の確保および人口減少対策として、企業立地の促進を図ります。

本市では、活力ある産業の集積と雇用機会の拡大に向け、新たに立地する製造業等の企業に対し、市独自の加算要件を設けた助成金を交付しています。

また、石橋産業導入地区における、優良企業の誘致に向け、水道配水管および下水道管渠の布設ならびに道路改良などの基盤整備を計画的に行っています。

「移り暮らせる魅力あるまちづくり」については、ふるさと納税事業を推進し、自主財源の確保を図るとともに、笛吹市の魅力を発信するシティプロモーションにつなげます。

今年度の本市へのふるさと納税による寄附額は、２月２０日現在で２３億６千万円を超え、昨年度の寄附額１４億３千万円を大きく上回っています。

令和３年度は、本市を訪れる観光客に利用してもらえるよう、返礼品として市内の加盟店において買い物等で使用できる電子チケットが受け取れる「笛吹市ｅ街ギフト事業」を始めます。

今後は、寄附額２５億円を目指し、自主財源の確保を図るとともに、シャインマスカットや桃など、地域のブラウンド力を生かした返礼品のほか、新たな返礼品の開拓にも力を入れ、本市の魅力の発信につなげていきます。

基本目標の３つ目「幸せ実感１００年続くまち」についてです。

市民による主体的な活動の促進と、それを行政が支える体制を構築する中で、市民、団体、事業者、行政がそれぞれの役割を自覚し、力を合わせ、ともに考え、ともに行動し、地域活動を持続させるため協働によるまちづくりを目指します。

市民ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくため、行財政改革に取り組みながら、市民と行政がお互いを補い合い、積極的に対話を行う中で、災害や犯罪等の不安なく、安全、安心に暮らし続けることができる環境を通じ、幸せを実感できるまちづくりを目標として、以下の重点事業を展開します。

「安全、安心で災害に強いまちづくり」については、公約に掲げた「防災新時代、命を守るまちづくり」を具体化する取り組みを展開します。

まず、令和３年度に引き続き、共助力を強化するための地区防災計画の策定を支援します。

令和４年度は、浸水想定区域内の行政区から、モデル地区を選定し、先進事例として策定作業を支援します。そこで得た計画策定のノウハウは、他の行政区での計画策定につなげていきます。

令和３年度の計画策定支援の成果は、「浸水想定区域外」で、かつ「土砂災害警戒区域外」の行政区の計画策定に生かしていきます。

次に、防災備蓄倉庫整備事業についてです。

発災直後に、市職員や避難所運営委員により、円滑に指定避難所の開設、運営ができるよう、令和３年度から３カ年度をかけて指定避難所の敷地内に防災備蓄倉庫の整備を進めており、令和４年度は、１３カ所の指定避難所に整備します。

また、設置した防災備蓄倉庫に収められる備品や備蓄品は、倉庫を整備した翌年から、順次、整備をしていきます。

次に、防災関連計画策定事業についてです。

令和３年５月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、避難勧告と避難指示が一本化された新たな避難情報が示されたこと、また、令和４年度中に県が南海トラフ地震の被害想定を公開することから、笛吹市地域防災計画の改定に着手をします。

この改定に合わせて、災害発生時においても、職員が迅速かつ的確に業務に当たれるよう、現在の職員初動マニュアル、業務継続計画を実効性が伴う内容に見直すとともに、災害時に必要となる人的、物的支援を円滑に受けられるよう、受援計画の策定に着手をします。

次に、避難行動要支援者台帳の見直しについてです。

従来の避難行動要支援者台帳は、現時点において、必ずしも支援を必要としない方も含まれていたことから、災害時に有効に活用できるよう、真に支援を必要とする方を把握するため、令和３年度に対象者の条件等を見直しをしました。また、対象者のうち、地域の支援を必要とし、情報提供に同意された方を登録した台帳を、行政区長や民生委員・児童委員など、避難支援等関係者に配布しました。

今後は、避難支援等関係者との情報共有を図り、台帳の更新を行いながら、さらなる避難支援体制の充実に努めていきます。

次に、水道事業に係る防災対策についてです。

水道施設については、耐震補強対策が必要な施設を把握するため、令和３年度に浄水場および配水場１２施設の耐震診断を行いました。

今後、耐震診断の結果に基づく水道施設の改修や修繕等を行うため、令和４年度は、耐震化計画を策定するとともに、大規模自然災害が発生しても、迅速に機能を回復させ、安全安心な水道水を安定的に供給できるよう、業務継続計画を策定します。

次に、下水道施設の地震対策についてです。

本市の下水道管渠３９９キロメートルのうち、耐震性が確認されていない管渠６３キロメートルについては、計画的に耐震診断を行っており、診断結果に基づき、耐震化を進めていきます。

また、令和４年度には、地震が発生した際に、下水道機能が損なわれないようにするための、下水道管渠に係る防災、減災対策をまとめた「笛吹市下水道総合地震対策計画」の計画期間が終了することから、計画の見直しを行います。

「将来を見据えた行財政づくり」として、まず、財源や人材など限られた資源を効果的、効率的に運用をし、さらなる市民サービスの向上につなげるため、令和２年度から全庁的な業務分析に取り組んでいます。

市役所の業務を可視化した上で、業務における課題を明らかにし、組織や業務の効率化および経費削減を実現すべく、今年度中に、業務改善案をまとめます。

令和４年度以降は、改善案に基づき、各部署において、業務の効率化に向けた改善計画を示し、具体的な業務改善に取り組みます。

また、業務分析の取り組みに並行し、ＩＣＴを活用した業務の効率化を推進します。

これまで個別に行っていた、財務会計、文書管理、人事給与、庶務事務の市役所の内部事務について、令和４年４月から、「統合型内部情報系システム」を導入します。これにより、一元的なデータ管理の下、システム間の連携が可能となり、業務の迅速化、効率化、書類のペーパーレス化、職員の負担軽減などが図られます。

市税滞納者の預貯金調査については、令和４年４月から、「電子調査システムやまなしｐｉｐｉｔＬＩＮＱ」を導入します。各金融機関に文書を郵送して行っていた市税滞納者の預貯金調査をオンライン調査に移行することで、調査業務の効率化を図ります。

差押業務については、令和４年３月から、山梨中央銀行と連携し、差押データを伝送する電子化を行います。これまで、山梨中央銀行に差押対象者の預金口座がある場合、その口座のある支店等に直接、差押通知書を持参していましたが、一括して差押データを伝送することで、手続きに係る時間が大幅に短縮され、差押業務の効率化が図られます。

マイナンバーカードについては、市民の負担軽減と利便性を追求し、行政サービスのデジタル化を推進していくため、マイナンバーカードの普及に努めます。

これまで以上に出張申請受付に力を入れるとともに、国のマイナポイント事業等による来庁者の増加や休日でなければ手続きができない方にも対応できるよう、交付体制の充実を図ります。

次に、子育て支援の一層の強化および事務事業の効果的な実施を図るための組織の再編についてです。

令和４年度４月からは、現在の保健福祉部から子育て支援業務を独立し、新たに「子供すこやか部」を創設します。

本市は、「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、子育て世代や若者に魅力的なまちづくりを推進しており、子育て世代に焦点を当てた取り組みの一層の強化を図るため、「子供すこやか部」を創設し、「子育て支援課」「保育課」および「市立の９保育所」を設けます。

また、保健福祉部については、各課の職員数が多く、管理職員によるマネジメントができにくいことが課題となっており、課の規模の適正化および事務事業の効果的実施を図るため、「福祉総務課」から障害福祉業務を分離し、「障害福祉課」を新設します。また、「長寿介護課」を「介護保険課」および「長寿支援課」の２課に分割します。

これらの見直しにより、保健福祉部は、現在の１部５課の体制から、２部８課の体制に再編をされます。

以上、「第二次笛吹市総合計画」に基づいた施策や事業を着実に推進していくために、今年の職員の行動テーマを「Ｔａｋｅ　Ａｃｔｉｏｎ～まず行動を起こそう～」としました。

行動しなければ何も変わらず、行動するためには、強い気持ちが必要です。

私も、強い気持ちを持ち、懸命に市の課題に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日、提出しました案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

提出した案件は、専決処分の承認案件１件、条例案１４件、令和３年度補正予算案６件、令和４年度当初予算案２１件、その他の議案１件、合わせて４３件です。

はじめに、承認案件です。

「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１２号）の専決処分の承認を求めることについて」は、新型コロナウイルスのオミクロン株による、感染急拡大に伴う不要不急の外出の自粛を要請する中、「ハートフルタウン笛吹！商品券事業」の商品券を使用する機会が減少しているため、令和４年２月２８日までとしていた有効期限を３月３１日までに延長したことに伴い、商品券の精算に係る事務が令和４年度に及ぶことから、繰越明許費の補正を行うものです。

このことにつきましては、市民への周知を早急に行う必要がありましたから、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市行政組織条例等の一部改正について」は、令和４年度の行政組織を再編することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、人事院規則の改正を

鑑み、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること等に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、区長報酬の減額等に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会計年度任用の保育士および調理員の処遇を改善することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市手数料条例の一部改正について」は、住民基本台帳の閲覧手数料の見直しおよび屋外広告物の設置許可が令和４年度に県から市へ権限移譲されることに伴い、申請手数料を徴収するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」は、廃棄物減量等推進審議会の委員構成を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市敬老祝金支給条例の一部改正について」は、敬老祝金支給事業において、満１００歳の方への記念品の贈呈を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市公民館条例の一部改正について」および「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」は、春日居公民館の位置を、春日居コミュニティセンターから、あぐり情報ステーションに変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市個人情報保護条例の一部改正について」および「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」は、いずれも上位法令等の改正に伴うものです。

次に、「笛吹市移住定住お試し住宅条例の廃止について」は、お試し住宅事業を終了すること、「笛吹市八代農産物加工センター条例の廃止について」は、笛吹市八代農産物加工センターを廃止すること、「笛吹市春日居足湯施設条例の廃止について」は、笛吹市春日居足湯施設を用途変更することに伴い、条例を廃止するものです。

続きまして、補正予算案についてです。

まず、「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ４億９，７３５万円を追加し、総額を４３６億５，７０４万円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に４億１，８３２万円、国庫支出金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など３億４，８５０万円、寄附金に、ふるさと納税寄附金など３億１，４２６万円を追加をしました。

また、県支出金は１億６，６４９万円、繰入金は財政調整基金からの繰入金など４億５，５８５万円を減額をしました。

歳出の主なものは、県営畑地帯総合整備事業に１億２，２７１万円を追加をしました。これは、県が令和４年度に実施予定の事業費の一部を国の補正予算第１号で実施することとなり、市の負担金増額分を追加するものです。

また、ふるさと納税寄附金の増額や普通交付税の追加交付などに伴い、基金積立金に６億５９８万円を追加をしました。

そのほか、新山梨環状道路関連道路整備事業においては、事業実施主体である山梨県の本年度事業費の確定に伴い、市負担分の金額について、１億５，７１４万円を減額をしました。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計および後期高齢者医療特別会計の２会計において、総額４，５１６万円を追加するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

水道事業、温泉給湯事業および公共下水道事業の３会計において、収益勘定・資本勘定、合わせ４，８２７万円を減額するものです。

続きまして、「令和４年度当初予算案」についてです。

事務事業ごとに細かな予算の積み上げと見直しを行うとともに、第二次笛吹市総合計画に掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた重点施策については、積極的に計上を行いました。

まず、「令和４年度一般会計予算案」についてです。

一般会計予算においては、前年度から３３億２，５４８万円を増加し、総額３８８億８，０５９万円を計上しました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているものの、景気の回復が見込まれることから、令和４年度の市税収入は増額が予想され、前年度比１０．５ポイント増の８７億７，３６１万円としました。

一方、地方交付税については前年度比０．３ポイント増の８３億７，０８０万円で、ほぼ同額と見込みをしましたが、実質的な普通交付税である臨時財政対策債は、国税および市税の増額が見込まれることから、前年度比６８．０ポイント減の４億３７０万円としました。

また、国、県補助金の活用をはじめ、学校教育施設等整備事業債、公共事業等債、一般事業債および合併特例債など、４２億５７０万円の地方債の充当を行ったところです。

さらに、重点事業およびシステム構築経費などには、今年度も財政調整基金をはじめ、公共施設整備等基金および、まちづくり基金などの特定目的基金を積極的に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の財源を捻出するため減債基金も活用し、基金繰入金を３９億１，９２９万円といたします。

歳出では、職員に対し、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を改めて周知徹底を図る中、事務事業の見直しや廃止を行ったところです。

重点事業のうち、予算額の大きなものとしては、ふるさと納税事業に１６億８，５６４万円、浅川中学校校舎等改修事業に１３億２３万円、新山梨環状道路関連道路整備事業に９億４，７０２万円、御坂中学校校舎等改築事業に１億３，３１０万円を計上しました。

また、ふるさと納税寄附額の大幅な増加に伴い、まちづくり基金積立金に２５億１５３万円を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、３億７，１８７万円を計上しました。

次に、「令和４年度の特別会計予算」です。

会計ごと、それぞれの総額を、「国民健康保険特別会計」は８１億４，６０８万円。「介護保険特別会計」は６７億７，６９１万円。「介護サービス特別会計」は１，２６５万円。「後期高齢者医療特別会計」は１８億２，２５０万円。「農業集落排水特別会計」は５，１５６万円。「笛吹市境川観光交流センター特別会計」は７，７００万円。「森林経営管理特別会計」は１，６９０万円とするものです。

また、「黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計」など、９件の財産区特別会計については、総額を６，７９８万円とするものです。

次に、「令和４年度の企業会計予算」です。

「水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ１８億９９４万円に、資本的収入を５億９，２４１万円、同支出を１１億９，５１９万円とするものです。

「春日居地区温泉給湯事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ８，７５２万円とするものです。

「公共下水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ１８億８，６０５万円に、資本的収入を１１億３，６４６万円、同支出を１７億９，４４５万円とするものです。

「簡易水道事業会計」は、収益的収入及び支出をそれぞれ２，３７４万円に、資本的収入を２８７万円、同支出を４３２万円とするものです。

続きまして、その他議案です。

「市道認定について」は、周辺地域の土地利用等の変化に伴い、市道１路線を新たに認定することについて、道路法第８条第２項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、そちらによりまして、ご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後２時３０分といたします。

休憩　　午後　２時１９分

再開　　午後　２時３０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に日程第５　承認第１号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第１号については、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、承認第１号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより承認第１号について、討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

承認第１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。
これより、承認第１号の採決を行います。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　全　員　）
起立全員です。
よって、承認第１号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、本日の議事はすべて終了しました。
お諮りします。
明日２月２３日から３月２日までは、議案調査のため休会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、明日２月２３日から３月２日までは休会とすることに決定をいたしました。
次の本会議は３月３日、午前１０時から再開をいたします。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会　　午後　２時３２分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　１　回　定　例　会

３　月　３　日

令和４年笛吹市議会第１回定例会

１．議 事 日 程（第２号）

令 和 ４ 年 ３ 月 ３ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

日程第　１　市長提出議案　議案第２号－議案第４３号（一括上程）
　　上程議案に対する質疑
日程第　２　市政一般についての質問（代表質問）

２．出席議員は次のとおりである。（１８名）

１番	岡　由子	２番	落合俊美
３番	山田宏司	４番	河野正博
５番	河野智子	６番	武川則幸
７番	神澤敏美	８番	神宮司正人
１０番	古屋始芳	１１番	野澤今朝幸
１２番	中村正彦	１３番	海野利比古
１４番	渡辺清美	１５番	中川秀哉
１６番	前島敏彦	１７番	小林　始
１８番	渡辺正秀	１９番	保坂利定

３．欠席議員

９番　荻野謙一

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	田中親吾
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
産業観光部長	小宮山昌彦	建設部長	標博司
公営企業部長	水谷和彦	教育部長	赤尾好彦
総務課長	茂手木政和	政策課長	小澤宏之
財政課長	金井久	消防長	矢崎丈司
代表監査委員	横山祥子	農業委員会会長	三枝啓一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史

再開　　午前１０時０１分

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告をいたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、代表質問１人終了ごとに暫時休憩をいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

荻野謙一君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第１　「市長提出議案　議案第２号から議案第４３号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第２　「市政一般についての代表質問」を行います。

議案に対する質疑および代表質問は、配布しました一覧の順番とおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

まずはじめに笛新会、海野利比古君の質疑および質問を許可します。

海野利比古君。

○１３番議員（海野利比古君）

笛新会の海野でございます。

議長の許可をいただきましたので、暫時、質問に入りたいと思います。

本日の朝刊に笛吹市として喜ばしいことが２つほど書かれてございました。ここに記事もございますが、１つはＵＣＣが笛吹に新工場を大規模に開催するという記事と、もう１つは、山梨産業文化研究代表の坂本宏さまが書かれた展望台に「いきいきとほそ目かがやく雛かな」飯田蛇笏、この句が示すように本日は３月３日、桃の節句でございます。この議会が終わるころにはきっとこの議会棟にもあります桜も芽吹くかな、花が咲くかなというふうに思って、今日もコートを脱ぎ捨ててまいりましたので、よろしくお願いいたします。

そしてもう１つご報告は、この今、私、派手めな黄色いネクタイ、市長も黄色いネクタイで

ございますけれども、これは先週から始まりましたロシアのウクライナ侵略に対する抗議の意を表すとともに、ウクライナで亡くなった方への哀悼の意を表すブルーと黄色のネクタイということを申し添えて、以下質問に入りたいと思います。

令和４年度当初予算編成について伺います。

令和４年度において、笛吹市が取り組むとした事業、内容およびその経費を明示した当初予算案が本定例会に上程されました。

山下市政においては、第二次総合計画実現に向けて「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げ、積極果敢かつ迅速に各種事業に取り組まれております。

また、新型コロナウイルス感染症対策についても市長自らが先頭に立ち、国や県の支援が届かないところへ市独自の支援を行い、効果的な感染対策や経済対策を積極的に行うなど多くの成果を挙げていることは、市民や私ども議員が高く評価しているところであります。

令和４年度の市政執行にあたり、市の発展のため各種事業に積極的に取り組まれていることは、誰もが望んでいるところでありますが、一方で市の健全財政の維持確保についても強く求められております。

市の財源の根幹となる市税については、大幅な増額は見込めず、普通交付税においても令和３年度から一本算定化されております。

このように財源確保が厳しい状況であるにもかかわらず、一般会計当初予算総額は、平成３０年度から増え続けている現状であります。

コロナ対策に係る経費の予算、ならびにふるさと納税の大幅な増額に伴う関連予算計上は理解できるところでありますが、市の今後の財政運営について懸念せざるを得ないところでもあります。そこで以下、伺います。

（１）令和４年度一般会計当初予算総額は３８８億８，０５９万円であり、令和３年度当初予算額と比較すると約３３億円増加していますが、この主な要因について。

（２）令和３年１２月に公表された長期財政推計では、令和４年度の歳出額を３６９億１，３００万円と推計しています。令和４年度当初予算は、推計値よりも約２０億７千万円増加していますが、その主な要因について。

（３）令和４年度の当初予算では、基金から３９億１，９００万円の多額な基金取り崩しが見込まれています。このままでは財政調整基金などの主要な基金が枯渇してしまい、今後のコロナ対策および災害時における緊急対応など十分な対策が実施できるか危惧されていますが、いかがでしょうか。

次に、コロナ禍で苦境にある中小企業への再生について伺います。

新型コロナウイルスの感染が国内で確認されてから２年が経過した現在において、さらに感染力の強いオミクロン株による感染拡大が続いており、笛吹市内においても終息の予測は見えない状態が続いております。

そうした中でも市内の中小企業者は懸命の努力を続けておるところであることは、皆さまも周知のことと思います。

国や県においての支援制度や融資制度が創出され、経営支援が実施されております。例えば持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金、実質無利子無担保融資いわゆるゼロ・ゼロ融資等であります。

笛吹市においても小規模事業者支援金、ペイペイキャンペーンの消費喚起事業、旅客関連事

業者支援事業等、様々な業種を対象とした支援対策が実施され、一定の成果があったと思われます。

しかしながら、笛吹市内の中小企業においては、コロナショックの影響で営業自粛を余儀なくされており、さらに長期化により資金繰りに苦しむ企業が多数あると予測されます。このような状況が続けば、支払いやこれまでの融資支援の返済が滞る事態が発生しかねないと思われます。

そこで、市内事業者の現状や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口などを設置し、倒産などという最悪な事態に陥らないよう、早急に綿密な対策を立て、市内事業者の支援をしていただきたいと思います。そこで、次のことについて伺います。

（１）これまでの新型コロナウイルス禍の経営支援が行われてきているが、支援の成果はどうだったか。

（２）今年になりオミクロン株での第６波以降、まん延が急拡大し、これまで以上に経営が停滞している。市において新たな経済支援対策の予定はあるか。

（３）市内の中小企業および個人事業者への経営相談支援先を考えているか。

次に、保健福祉部組織の改編と子育て支援の充実について伺います。

子育て支援は、第二次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹」において、基本目標の第１に「子育てしやすいまちづくり」として、その推進が掲げられています。また、令和２年３月に策定された「第２期・笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、子育て世代をターゲットに、子育て支援の充実をＰＲする内容となっていることから、子育て支援は市にとって最重要課題の一つだと認識しております。

本市においては、これまでも様々な子育て支援の施策に取り組んでおり、直近では、学童保育室の増設や病児病後児保育施設の市内設置、保育所の完全給食の実施など、子育て支援に対する市長の積極的な姿勢が、市民にも伝わっていることだと思います。

また、来年度は、議会からも要望を行った、子どもの医療費助成の年齢拡大にも取り組むということで、本市の子育て支援がさらに充実するものと期待を寄せているところであります。

その中で、来年度は子育て支援施策の主管部である保健福祉部の改編が行われ、特に子育て支援に関する部署が独立するということであります。様々な事業の推進には組織体制の充実が必要不可欠だと考えますが、保健福祉部組織の改編と子育て支援の充実について以下伺います。

（１）保健福祉部組織の改編の概要は。

（２）改編後の新設部における業務体制はどうなるのか。また執務場所はどこになるのか。

（３）国においても、子ども政策を推進する新たな組織である「子ども家庭庁」の基本方針が閣議決定され、２０２３年度の創設を目指すとされています。今回の組織改編において、子育て支援の充実に向けた本市の考え方はいかがか。

次に、避難行動要支援者台帳の見直しについて伺います。

近年では、毎年、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している状況にあります。令和３年７月の熱海、鳥取、島根、鹿児島をはじめ、各地でこれまで経験したことのない大雨となり、住宅被害や道路の崩壊など甚大な被害が発生しております。

また、令和３年１２月には、山梨県東部・富士五湖地方を震源とする最大震度５弱の地震が発生しており、今後、いつ、どこで大規模な災害が発生してもおかしくない状況であり、避難の実効性確保は急務となっております。

市では、令和３年６月の第２回定例会において、笛新会、武川則幸議員の一般質問に対し、「本年度、避難行動要支援者の対象者を見直し、真に支援が必要な者への支援体制を整備していくため、行政区役員および民生委員・児童委員の避難支援等関係者が該当世帯を訪問し、実態把握を行う中で支援の必要性を判断し、台帳への登載を進めていくとともに、見直しに合わせて、円滑な避難に有効とされている個別計画の策定に取り組む」と答弁しました。

また、現在、避難支援等関係者へ避難を必要としている者の情報提供を行い、地域の支援体制を整えてもらうために避難行動要支援者台帳を配布していると聞いております。そこで以下伺います。

（１）避難行動要支援者の対象者見直し後の台帳の整備状況について。

（２）避難行動要支援者台帳の活用状況について。

（３）個別避難計画作成に向けた、現在の市の取り組み状況について。

次に、笛吹市北部長寿包括支援センターの外部委託について伺います。

令和３年３月に作成されました「ふえふきいきいきプラン笛吹市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」によると、「笛吹市では、高齢化の進行により令和２年度時点で市民の約３割が高齢者となっており、今後さらに高齢化が進む見込みで、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えてくることが予想される中、市内に３カ所ある地域包括支援センターが中心となり、地域の特性に応じて総合相談や認知症施策、介護予防、生活支援に関わるサービスの提供等、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるための地域包括ケアの取り組みを進めてきました」としています。

人生１００年時代と言われ、本市においてもこれから高齢者人口が増加していく中で、市内に３カ所ある地域包括支援センターが担う役割は今後、ますます重要になってくると考えられます。

現在、市内に３カ所ある地域包括支援センターは、石和・春日居地域を管轄する北部圏域を市が直営で運営し、一宮・御坂地域を管轄する東部圏域と、境川・八代・芦川地域を管轄する南部圏域は外部委託して運営していますが、昨年の第３回定例会において、北部圏域の包括支援センターの外部委託を進めるための債務負担行為の設定が行われ、令和５年度から外部委託する計画が示されました。そこで、北部長寿包括支援センターの外部委託について伺います。

（１）外部委託の規模は、内容はどのように想定しているのか。

（２）外部委託した場合、センターの設置場所はどこになるのか。

（３）委託を開始するまでのタイムスケジュールは。

（４）３圏域とも外部委託した後は、市として高齢者の相談支援にどのように関わるのか。

（５）地域包括支援センターにおける市の役割はどうなるのか。

次に、教育支援センターについて伺います。

県内の不登校の児童生徒を支援する教育支援センターについて、県教委は峡東３市の不登校児童生徒が利用している石和コスモス教室を令和３年度末で閉鎖する方針を明らかにしました。

笛吹市、山梨市、甲州市の３市が新たに教育支援センターを設置し、石和コスモス教室の機能をそれぞれの教育支援センターが引き継ぐことになります。そこで伺います。

（１）笛吹市が設置する教育支援センターの開設時期、設置場所、名称は。

（２）教育支援センター事業の目的、具体的な活動、利用できる対象は。

（３）笛吹市教育支援センターの運営体制および費用は。

（４）現在の石和コスモス教室を利用している児童生徒数、４月以降の児童生徒数は。

（５）笛吹市が事業を引き継ぐことで、どのようなことが想定されるか。

次に、オミクロン変異株による小中学校の感染状況について伺います。

山梨県は、１月２３日から新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく協力要請と新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請を発出しました。また、県教委は臨時特別協力要請に基づき、小・中学校にクラスを分割した授業やオンライン授業、分散登校の実施、部活動の自粛、学校行事の延期または中止等を要請されました。そこで伺います。

（１）学校における基本的な感染対策は。

（２）１月以降の小・中学校の新型コロナウイルス感染状況は。

（３）１月以降の学級閉鎖等の学校休業の状況は、休業の基準はあるか。

（４）分割授業やオンライン授業、分散登校の実施状況およびその効果は。

（５）学校休業や分散登校により授業時間数の確保はできているのか、さらに休業が長引いた場合の対策は。

次に、浅川中学校の校舎改修工事の状況について伺います。

市は、令和２年度に学校施設長寿命化計画を策定して、老朽化している学校施設について計画的に改修または建て替えを進めております。

その中でも、浅川中学校は、昭和４９年に八代中学校と境川中学校が統廃合して八代町境川村組合立浅川中学校となり、さらに平成２２年に芦川中学校を統合して現在に至っております。

現在、建築後４７年となり、強度が低下していることから大規模改修を行い、施設の長寿命化工事を進めております。

コロナ禍により、全国的に建築資材の不足や高騰により工期の遅れが心配されている中、生徒が一刻も早く新校舎に入れるよう、計画どおりの竣工を期待するところであります。そこで以下伺います。

（１）改修工事の工法、工事の内容、費用および財源は。

（２）改修工事の工程および進歩状況は。

（３）改修により校舎の寿命、いわゆる耐用年数はどの程度延びるか。

（４）新校舎で新たに可能となる教育活動はあるのか。

（５）令和４年度以降の校舎改修計画はあるか。

次に、砂原橋周辺道路整備事業（市道１－１３号線）の進歩状況と完成時期について伺います。

本市の道路状況は幹線道路網が充実しており、広域的なアクセスに恵まれております。中央道が東西に走り国道２０号をはじめ国道４１１号、国道１４０号、国道１３７号、国道３５８号と今後、新山梨環状道路（東部区間）の整備が進められ、ますます充実していくと期待できるところであります。そこで伺います。

新山梨環状道路と中央道の笛吹八代スマートインターチェンジを結ぶ道路として期待されている、市道１－１３号線について現在の進歩状況と全線開通の時期はいつになるか伺います。

次に、橋梁点検の結果、補修が必要となっている橋梁の改修状況について伺います。

橋梁は災害時などで落下等があると人命にかかわる事故となるばかりでなく、避難や物資の輸送にも支障をきたします。

当然、市においては状況の把握をしているものと思いますが、市の管理している橋梁で補修

等が必要となっている橋梁はいくつあるのか。また補修の状況はどうなっているのか、伺います。

次に、笛吹みんなの広場の活用について伺います。

昨年、総工費９億３，３００万円余りをかけて完成した「笛吹みんなの広場」は市民の憩の場であり万一の災害発生時の避難場所、防災の拠点として対応可能な施設です。また各種イベント等の開催など利用者の多様な考えに対応できる施設であると思います。そこで伺います。

今後の市の観光活性化のために、観光客誘致等に向けたイベントを市独自で実施していくことも必要であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、観光事業の活性化について伺います。

笛吹市には、四季を通じて日本を代表するような名所、観光資源が多数あります。３月下旬からは、スモモ、桃、桜と多くの花が咲き誇り、特に桃の花の時季は「日本一の桃源郷」にふさわしい見事な風景が広がります。

その桃源郷で「桃の花まつり」、「桃源郷マラソン」、「桃源郷ウォーク」といった多種多様なイベントが開催されております。

夏には観光果実園で行われる「桃狩り」、笛吹川では全国１２カ所でしか開催されていない鵜飼の中でも唯一、鵜匠が直接川に入る「徒歩鵜」と呼ばれる鵜飼、夜空を多彩な色に染め、迫力ある「石和温泉花火大会」と多くの観光客を魅了しております。

そして秋には、たわわに実る「ぶどう狩り」やヌーボワイン、「武田信玄公」をモチーフとした「川中島合戦戦国絵巻」と観光の目的地となるコンテンツが豊富に備えられております。

しかしながら、冬季間は温泉街にとっては魅力的な時期にもかかわらず、年末年始を除き閑散としているように感じられます。これは山梨県観光入込客統計調査でも、１２月から２月にかけては他の時期より宿泊客数が少ないことからも明らかであります。

昨年完成した「笛吹みんなの広場」は防災の拠点としての活用はもちろん、年間を通してイベント等を行い、石和温泉郷エリアの活性化を期待して建設したものと思われます。そこで伺います。

（１）冬季間の観光誘客について、市独自の方策はあるのか。

（２）みんなの広場とさくら温泉通りを一体とした活用の考えはあるのか。

以上、質問を終わります。

よろしく答弁のほど、市民が明るくて先が見通せるような、期待の持てる答弁を期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛新会、海野利比古議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和４年度当初予算編成についてのご質問のうち、まず令和３年度一般会計当初予算と比較し、約３３億円増加した主な要因についてです。

主な増額要因としては、ふるさと納税寄附金が令和３年度の１２億円から、令和４年度は２５億円に増額したことにより、まちづくり基金積立金が１３億円増の２５億円、ふるさと納税事業における返礼品等の費用が１０億６，３０４万円増の１６億８，５６４万円、継続事業である

浅川中学校校舎等改修事業が５億５，１３７万円増の１３億２３万円、また、新規事業として実施する学校給食費公会計化事業の３億３，８５０万円や御坂中学校校舎等改築事業の１億３，３１０万円などが挙げられます。

次に長期財政推計の推計値と比較し、約２０億７千万円増加した主な要因についてです。

本市の財政推計は、決算見込額をベースとした考え方をもとに作成しているため、当初予算額の方が大きくなりますが、主な増額の要因としては、まず、ふるさと納税に係る費用について、財政推計の作成時より寄附額の見込みが３億円増加したことに伴う、返礼品代等の事務費の増加、条例に基づく基金積立金の増額があります。

また、今年度から新たに計上した、先行予約分の返礼品代、コールセンター設置等に係る事務費の増加により、ふるさと納税に係る費用全体で、８億７，８７１万円の増額となりました。

次に、人件費について、例年、職員手当等が不足しないように予算を計上しているため、推計値から４億８，２４２万円の増額となりました。

次に、学校給食費公会計化に伴う事業費について、財政推計時には事業規模が把握できていなかったため、３億３，８５０万円の増額となりました。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策関連経費について、財政推計には見込まないこととしていたため、関連経費３億７，１８７万円が増額となりました。

次に基金の取り崩しによる、今後の基金の枯渇に対する危惧についてです。

予算編成に当たり、歳出予算については、国県支出金および地方債を特定財源とした上で、市税および地方交付税などの一般財源と各種基金を充当しています。例年、予算執行の適正管理に努めることにより、多額の不用額が生じるため、決算時における基金取り崩し額は、当初予算額より減少しています。

現在、新型コロナウイルス感染症への緊急対応として、多額の基金を充当していますが、新型コロナウイルス感染症の収束後には、平常時の財政運営に戻るため、基金の枯渇はないものと考えています。

続きまして、コロナ禍で苦境にある中小企業への再生についてのご質問のうち、まずこれまで行われたコロナ禍における経営支援の成果についてです。

国や県の支援策に加え、市は、創業持続化支援給付金給付事業、小規模事業者支援金給付事業、消費喚起キャンペーン事業、旅客及び観光関連事業者支援金交付事業、宿泊割引事業、無尽キャンペーン事業などの支援策を講じてきました。

これらの支援策は、新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けた地域経済の回復に効果があったと捉えています。

特に、消費喚起キャンペーン事業は、市民の皆さまはもちろん、市外の方々にもご利用いただき、決済総額は約１９億円、登録店舗数は、事業終了時には約８００店舗になるなど、消費喚起に伴う地域経済の活性化および、非接触型の電子決済の促進に寄与できたものと考えています。

次に、市における新たな経済支援についてです。

現在、国が、事業の継続・回復を支援する事業復活支援金制度を実施しているとともに、県が、飲食店を支援するプレミアム食事券を発行しているので、市民の皆さまにこれらを活用してもらえるよう周知に努めていきます。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、地域経済への支援策について

検討していきます。

次に、中小企業および個人事業者への経営相談支援についてです。

地域に密着した経済団体である笛吹市商工会には、現在、市内の中小企業１，７５４社が加盟しており、専門的な知識を持った経営指導員が、中小企業者の経営支援を行っています。

長期化しているコロナ禍により経営状況がひっ迫している事業者の再建を早急に支援するため、商工会と連携を図りながら、中小企業者の経営支援に取り組んでいきます。

続きまして、保健福祉部の改編と子育て支援の充実についてのご質問のうち、まず保健福祉部組織の改編概要についてです。

子育て世代に焦点を当てた取り組みの一層の強化を図るため、令和４年４月から、現在の保健福祉部から子育て支援業務を独立し、新たに「子供すこやか部」を創設します。

また、保健福祉部については、課の規模の適正化および事務事業の効果的実施を図るため、「福祉総務課」から障害福祉業務を分離し、「障害福祉課」を新設、また、「長寿介護課」を「介護保険課」および「長寿支援課」の２課に分割します。

これらの見直しにより、保健福祉部の現行の１部５課の体制から、２部８課の体制に再編をします。

次に、新設部の業務体制および執務場所についてです。

新設する「子供すこやか部」には、「子育て支援課」、「保育課」および「市立の９保育所」を置きます。

このうち「子育て支援課」は、これまでの「子育て支援担当」に加え、健康づくり課内にある「母子保健担当」を移管し、一体的に業務を行うことにより、子育て支援業務の効果的な実施を図ります。

なお、「子供すこやか部」は、保健福祉館１階において執務をします。

次に、子育て支援の充実に向けた考えについてです。

子育て環境の多様化や保育に対する保護者のニーズに、スピード感を持って対応するとともに、子どもやその家庭、妊産婦に関する相談が増加し、内容も複雑化している状況等を踏まえ、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行うため、組織機能の拡充と相談体制の充実を図りました。

子育てに関する手続きや相談機能に関する窓口を保健福祉館１階に集約し、ワンストップ化することにより、子育て世代の皆さまの利便性がさらに向上するものと考えています。

今回の組織再編により、私が掲げる「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、さらに前進し、新しい部の名称のとおり、本市の子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう、子育て支援施策の充実に努めていきます。

続きまして、避難行動要支援者台帳の見直しについてのご質問のうち、まず対象者見直し後の避難行動要支援者台帳の整備状況についてです。

６月から１１月にかけて、見直し後の名簿対象者等に対し、台帳への登録の意思と現況についての確認を行い、その結果をもとに台帳の整備を行いました。

整備後は、見直し前の台帳登録者４，８１４人に対し、真に支援が必要な方２，９６３人が台帳に登録をされています。

次に、避難行動要支援者台帳の活用状況についてです。

整備した避難行動要支援者台帳を、令和４年１月には、行政区長、民生委員・児童委員等の

避難支援等関係者に配布をしました。

配布後は、台帳の情報をもとに登録者の現況確認、日ごろからの声掛けや見守り活動に活用されています。

また、災害発生時には、安否確認や避難誘導、避難支援等関係者の役割分担に活用されます。

次に、個別避難計画作成に向けた取り組みについてです。

今年度は、名簿の見直しに伴う台帳登録者の現況確認において、災害ごとの避難先等の確認を行うなど、個別避難計画の作成に必要な作業を行いました。

また、個別避難計画の作成に当たっては、福祉専門職の参画が不可欠であることから、今年度中に市内のケアマネジャー等の福祉専門職との意見交換会を開催する予定です。

現在、内閣府が自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築し、全国に展開するためのモデル事業を実施しているので、その取り組み状況や成果を参考に、計画作成に取り組んでいきます。

来年度は、一次避難場所、避難支援者、自宅での普段いる場所など、現在把握できている内容をまとめた暫定版の個別避難計画を作成をします。

続きまして、北部長寿包括支援センターの外部委託についてのご質問のうち、まず外部委託の規模・内容についてです。

北部長寿包括支援センターが担当する石和・春日居地域で、対象となる６５歳以上の高齢者人口は約９，７００人であることから、必要な職員数は、介護保険法施行規則および市の条例に定めた基準に基づき、専門職６人、事務職員１人、計７人を想定しています。

業務内容については、高齢者の総合相談支援などの窓口業務や個別支援に関する業務など、すでに委託している東部および南部長寿包括支援センターと同様の業務を予定しています。

次に、北部長寿包括支援センターの設置場所についてです。

現在の北部長寿包括支援センターと同様、保健福祉館２階を予定しています。

次に、タイムスケジュールについてです。

すでに委託業者の公募は締め切っており、３月１６日にプレゼンテーション審査を行い、今年度中に委託業者を選定します。

令和４年度は、介護予防サービス利用者など個別に対応しているケースの引き継ぎや委託業者の職員の研修などを行い、令和５年４月から業務委託を開始する予定です。

次に、市の高齢者相談支援についてです。

認知症対策や高齢者虐待、老人保護措置などの高齢者支援に係る業務については、引き続き市が行います。

また、相談を望むご本人、ご家族、支援者等が市の窓口に来所された際は、必要に応じて初期相談を受け、お住まいの地域を担当する長寿包括支援センターにつなぐ役割を担っていきます。

次に、地域包括支援センターにおける市の役割についてです。

長寿包括支援センターが適切かつ円滑に業務ができるよう、市は、地域包括支援センターの統括や総合調整などの基幹的な業務を行うとともに、長寿包括支援センターの後方支援として、支援が困難な事例の相談や対応などを行います。

続きまして教育支援センターについてのご質問のうち、まず開設時期、場所、名称についてです。

教育支援センターは、令和４年４月に、現在、県の「石和こすもす教室」がある新環状道路建設事務所３階に開設します。

名称については、どの子も輝いてほしいという願いを込め、ラテン語で星を表す「ステラ」とします。

次に事業の目的、具体的な活動、利用できる対象者についてです。

不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を図ることを目的に、児童生徒の状況に応じた個別学習、活動室での体験活動や卓球等の運動、清掃活動等を行っています。

利用できる対象者は、原則、市内の学校に在籍する小学校５、６年生と中学生です。

次に運営体制および費用についてです。

運営体制については、教員や社会福祉士などの資格保有者４人で指導に当たる予定です。

費用については、令和４年度当初予算に、人件費１，２８０万円、消耗品及び備品購入費２２４万円、その他維持管理費等１８５万円、合計１，６８９万円を計上しています。

次に石和こすもす教室を利用している児童生徒数、４月以降の児童生徒数についてです。

現在、本市の小中学生２３人が石和こすもす教室を利用しています。そのうち９人が３月で卒業するため、４月当初は１４人でスタートする予定です。

次に市が事業を引き継ぐことで、どのようなことが想定されるかについてです。

市が教育支援センターを設置することで、これまで以上に、在籍する学校、ふえふき教育相談室、市の教育委員会などとの連携が緊密となり、相談しやすい体制が構築されると考えます。

また、石和こすもす教室を利用していない不登校児童生徒もおり、このような児童生徒にも、社会的自立を促すための支援が可能になると考えます。

続きまして、オミクロン変異株による小中学校の感染状況についてのご質問のうち、まず学校における基本的な感染対策についてです。

各学校においては、マスクの着用、手洗いや手指消毒、机・ドアノブ等の消毒、検温カードによる健康観察を徹底し、身体的距離の確保と換気に留意して授業を実施しています。

次に、１月以降の小・中学校における感染状況についてです。

児童生徒および教職員の感染者は、１月は８６人、２月は１４２人、合計２２８人となっています。

次に１月以降の学級閉鎖等の学校休業状況、休業の基準についてです。

１月から２月２７日までの学級閉鎖は延べ１３校、学年閉鎖は延べ２２校、休校は４校でした。

小中学校については、文部科学省が示す「感染が確認された場合のガイドライン」に基づき、学級閉鎖等の措置を決定しています。

感染者が確認された場合、濃厚接触者等の特定や検査結果が判明するまでの期間、学級閉鎖等の措置をとります。検査の結果、学級内で複数の感染者が判明した場合や、感染者が１人であっても風邪等の症状のある者が複数人いる場合には学級閉鎖を継続します。

また、複数の学級または学年で感染が広がっている可能性がある場合は、学年閉鎖または休校の措置を取っています。

次に分割授業や分散登校、オンライン授業の実施状況および効果についてです。

１月以降、クラスを２つのグループに分け、普通教室と特別教室などの２カ所で行う分割授業は１３校、クラスを２つのグループに分け、児童生徒が１日おきに登校する分散登校は２校、

インターネットを介して学校と家庭を結んで行うオンライン授業は１２校で実施しています。
分割授業や分散登校は、学級の人数を少なくすることにより、感染リスクを減らす効果があり、オンライン授業は、家庭にいてもカリキュラムを変更せずに授業を進めることができ、教育活動を停滞させない効果があります。
次に学校休業や分散登校による授業時数の確保、休業が長引いた場合の対策についてです。
現時点で、標準授業時数の確保が困難な学校はありません。今後、臨時休業等の措置により授業時数の確保が必要になった場合には、１日の授業を１コマ増やすなどカリキュラムを見直して対応していきます。
続きまして、浅川中学校の校舎改修工事の状況についてです。
ご質問のうち、まず改修工事の工法、内容、費用および財源についてです。
既存校舎については、鉄筋コンクリートの躯体を強化する長寿命化改修を行い、校舎をつなぐ２階建ての渡り廊下を３階建てに建て替えます。
また、災害時に避難所となる体育館には多機能トイレを含む洋式トイレを新たに設置をし、併せて、部室棟の建て替えと技術科棟の断熱改修工事を実施しました。
総工事費は２０億円程度を予定しており、財源は国庫補助金である学校施設環境改善交付金、学校教育施設等整備事業債、公共施設整備等基金などを充当しています。
次に改修工事の工程および進捗についてです。
仮設校舎が昨年１２月に完成をし、生徒は３学期から仮設校舎で学校生活を行っています。
現在、既存校舎内部の解体作業に着手しており、本年度中に校舎を躯体だけの状態とし、コンクリート強度を高める処置を行う予定です。空調設備等の調達に若干の遅れはあるものの、予定どおり令和５年１月に竣工する見込みです。
次に、改修により校舎の寿命はどの程度延びるのかについてです。
校舎の寿命は、何も対策を講じない場合、今後１０年程度とされていますが、長寿命化改修工事により、今後４０年以上、校舎を利用していくことが可能になると考えています。
次に新校舎で新たに可能となる教育活動についてです。
新校舎では、各階に学年ごとに教室を配置し、各学年に多目的教室を整備することで、これまで以上に、多様な学習内容や学習形態に対応した教育活動がしやすくなります。
また、渡り廊下にエレベーターを設置しバリアフリー化することで、障がいのある生徒も学びやすい校舎となります。
次に令和４年度以降の校舎改修計画についてです。
学校施設長寿命化計画に基づき、令和４年度に石和北小学校と一宮西小学校の大規模改修を予定しています。
また、現在、御坂中学校の改築に向けた準備を進めており、令和４年度から令和５年度にかけて設計を行い、令和６年度から７年度にかけて建築工事を行う計画です。
続きまして、砂原橋周辺道路整備事業における市道１－１３号線の進捗状況と完成時期についてです。
八代町側については、まもなく、県道藤垈石和線との交差部の改良が完了しますので、３月２３日に、全路線の約半分８００メートルの区間を供用開始します。
また、石和町側については、県道白井河原八田線交差点部について、新山梨環状道路の用地買収と併せ用地買収を進めています。

市道１－１３号線の必要用地は確保できましたので、今後、交差点部の改良を行い、令和４年中に市道１－１３号線全線の供用開始を目指します。

続きまして、橋梁点検の結果、補修が必要となっている橋梁の改修についてです。

平成２９年３月に策定した笛吹市橋梁長寿命化修繕計画では、補修などの対策が必要となる橋梁は４０橋あります。

このうち、第三者の被害が想定される事故の予防対策として、中央自動車道やＪＲ中央本線をまたぐ橋梁８橋すべてで剥落防止措置が完了しています。

また、集落を孤立させるおそれがある橋梁６橋のうち２橋、緊急性はないが早期に改修することが、長寿命化を図る橋梁１８橋のうち７橋の補修が終了し、２橋について事業着手しています。

さらに、８橋、橋長１００メートル以上の重要橋梁については、１橋の耐震補修工事を実施しています。

今年度においても、今までの改修状況を反映させる笛吹市橋梁長寿命化修繕計画の更新業務を行っており、今後も計画的に改修工事を行ってまいります。

続きまして、笛吹みんなの広場の活用についてです。

令和３年１１月１２日に完成した笛吹みんなの広場は、石和温泉駅から徒歩７分の場所に位置するとともに、「様々なイベントが開催できる緑豊かな公園」として整備しており、ハートフルハットや芝生広場を活用することで、市内外から多くの人数の誘客につなげられるイベントの開催が可能です。

市としては、ふえふきマルシェを毎月第３日曜日に実施しており、今後は、川中島合戦戦国絵巻の前夜祭などの利用も考えています。

民間事業者からは、ビールイベントやワインイベント、食をテーマにした体験型イベントなどを実施したいとの利用相談があり、実施に向けた協議を行っています。

今後は、民間活力を生かし、様々な事業者と協力をし、イベント実施を検討してまいります。

続きまして、観光事業の活性化についてのご質問のうち、まず冬期の観光誘客についてです。

令和元年度の山梨県観光入込客統計調査では、本市を訪れる観光客数が、夏季に比べ冬季は半分以下となっています。

現在、冬季イベントには笛吹市観光物産連盟が実施しているクリスマス花火、石和温泉旅館協同組合が実施している冬花火があります。今後は、相互のイベントを連携させ、更なる集客を目指していきます。

来年度は民間事業者と連携し、食をテーマにした体験型イベントとして温泉街を走りながらスイーツを味わうスイーツマラソンの実施も検討しています。

さらに、さくら温泉通りの桜１７４本に、街路樹のイルミネーションとして、県内で最大級となる、約５５万球のイルミネーションを施し、冬期の笛吹市を代表するメインイベント事業として石和温泉郷の新たな魅力を創出に努めます。

次に、みんなの広場とさくら温泉通りを一体とした活用についてです。

笛吹みんなの広場の完成により、市の玄関口である石和温泉駅から、さくら温泉通りまでを一体的に活用することで、温泉街を周遊するイベントなどが可能となりました。

さらに、近津川に沿って設置されているウッドデッキも改修を予定しており、歩きやすい環境を整備していきます。

この恵まれた立地条件を有効に活用し、観光客だけではなく地元の方々も参加できる、笛吹みんなの広場をメイン会場にした体験型イベントの実施を考えています。

また笛吹みんなの広場から、さくら温泉通りまでの間、魅力づくりとして草花を植栽して歩いても楽しめるようにすることや、さくら温泉通りの空き店舗をリノベーションし複合型の飲食施設の出店を計画している民間事業者もあることから、食に関するイベントを開催することなどにより、賑わいを創出していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

海野利比古君。

○１３番議員（海野利比古君）

どうも答弁ありがとうございました。

再質問ということではなくてですね、ちょっとここで私の観光に対する考えをちょっと述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、最後の２問の中でも、冬の観光に対する思い入れがひしひしと伝わってまいりまして、長年われわれが、あの桜の、冬の枯れた桜の木を何とかしてほしいなと思いながら、ずっと訴えておりましたイルミネーションも、来年度は５５万球という大規模な設置で、たぶん冬の近津川が一新されるような形になると思います。

東京の有名なイルミネーションの場所であるような、毛利庭園とかというようなわけにはいかないかもしれませんが、初めて笛吹市でイルミネーションが本格的に催される、施行されるということで、非常に私は期待を持っております。

しかしながら、笛吹市の観光は令和２年度の山梨県観光入込客調査によりましても、令和２年度が１０５万８千人、令和元年度に比べまして非常に落ち込んでいる、５３．７％も落ち込んでしまってる。これは多分にコロナの影響かと思われますが、県外からの観光客が激減している、この状況を真摯に捉えると、その結果は毎年納められております入湯税のここ３年ほどの中で、とにかく令和元年と令和２年度では、令和元年の入湯税の合計が１億２，５００万円余り、令和２年度が５，８００万ということで非常に落ち込んでおります。こういう中で、自助努力とか、企業努力とかという状況ではないような気がしてまいります。

とにかく平成２６年の雪害の折にも、農業者向けの支援はちょっと考えただけでもパイプハウスの撤去、再建等に３４億７千万円余り、せん孔細菌病の防除対策でも令和元年、２年、３年と２億４千万以上、これは農業の宿命的な性格からしても補助金とか、救済措置とかが講じられるのは無理もないと思いますが、その雪害の折にも温泉旅館の旅館、ホテルが被った被害は、キャンセルを含めまして、おそらく万という数がキャンセルであったと思います。しかしその折にも、どこからも補助とか、救済措置が、直接的な救援はされていないのが現状であると思います。

特にこれから先、先ほど市長も答弁にありましたように、笛吹みんなの広場の活用、これを何とか観光に生かしていただくためには、大手の観光エージェントが企画するようなイベントは、少なくとも３年ぐらい前に日程を抑えないと商品として仕上がらないという現状がございますので、今の笛吹のみんなの広場の予約、ブッキング状況を見直していただいて、３年先の関東大会に匹敵するような軽スポーツの大会とか、あるいはそれに匹敵するような物販、ある

いはそういう形のイベントをですね、少なくても３年前から観光とリンクした中で予約が取れるような体制をお考えいただかないと、本当の意味での観光に活用できるような、みんなの広場になっていかないような気がしております。

笛吹市の観光について私は、無論、今、山下市長は県会議員在職のころから石和温泉観光協会会長として、観光には私以上に造詣が深いと承知しております。

特に、今回新たに整備されました新道峠からの富士山の眺望、アサギマダラが渡っていく、その頂上から見る富士山は、世界一と言ってもいいくらいの良い富士山の眺望でございます。

そのほか、江戸時代から続く甲州石和宿の旅籠の様子を、賑わいを描いた「甲州伊沢暁」という浮世絵もございますとおりに石和は古い歴史を持った宿場町でございます。それも甲斐の国千年の都と一時、笛吹市でもうたい文句に挙げてありますとおり、武田信玄のルーツとも言うべき信虎誕生の寺も春日居にございます。

そして、先ほど私、この質問の冒頭でも申し上げましたように、文学的には飯田蛇笏、龍太、それと石和の市部出身の深沢七郎、それから直近では直木賞作家の辻村深月先生も石和から輩出している、このような文学的な遺産もたくさんございます。

そして、世界で唯一リニアモーターカーが間近で見られるリニアの見える丘の整備も終わっております。

このような、多種多様なコンテンツが笛吹市にはございます。その観光を十分に生かし切れているのかなというふうに考えると、先だって、産業観光部長の小宮山部長ともひと争闘したわけでございますが、コロナでこれほど痛められるとは、誰も想像していなかったと思います。この未曾有の被害を、もう業者とか、観光業者とか、企業、あなた方の時代で何とか自助努力でということは、もう到底無理なような気がしますので、笛吹市の基幹産業である観光関連産業に更なる行政の支援をお願いいたして、私の代表質問を終わりたいと思いますが、もしこれは答弁という形ではないんですが、観光に造詣の深い山下市長、何かコメントでもいただければと思いますので、これは答弁という形でなくお取りいただいて、一言コメントをいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

海野議員から多種多彩なですね、ご提言、また観光に対する思いを聞かせていただきました。普段からいろんなお話を伺っておりますので、この場でまた新しいお話をというふうなことはございませんけれど、やはり私、就任してから６年目になりますけれど、とにかく片方でしっかり稼いでいかないと笛吹市は厳しいですよと。片方で削ってばっかりいても笛吹市はよくなりませんよと。両輪がまわってはじめて笛吹市というのは発展していくんじゃないかと。今はコロナ禍によって、その稼ぐ力というのが非常に落ちているということを、しっかり支援していけというふうな励ましのお言葉だというふうに伺っておりますので、文化、そしてスポーツ、富士山、ワイン、果物、いわゆる笛吹市としてみれば、ありとあらゆるものを駆使することが必要じゃないかなというふうに思っております。

これをやれば１００万人来るという、残念ながらそういう施設は、たぶんこれからも厳しいかと思います。ですので、今言ったようなものを織り交ぜながら、年間を通して、今まで以上のですね、賑わいが創出できるような、そういうふうな取り組みを、これからしっかりやって

いきたいと思いますので、また議員のいろいろなご指導、またご鞭撻をいただければと思います。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

質疑・質問はありませんか。

海野利比古君。

○１３番議員（海野利比古君）

大変前向きなコメント、ありがとうございました。何に対しましても笛吹市というところは、県内でも有数なポテンシャルの高い市だと思っております。中央自動車道のインターが３つもあり、特急の停まる石和温泉駅があり、私の先ほどの国道の説明の中で５つもの国道があり、これから先、西関東自動車道路が仕上がり、循環道路が仕上がれば、ますますこの笛吹市は高いポテンシャルを持ったまちとして、絶対発展していくと信じております。そのためにも、この苦難の時代を乗り切るために、更なるご尽力をお願いして、私の代表質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛新会の質疑および質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午前１１時２５分といたします。

休憩　　午前１１時１０分

再開　　午前１１時２５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に新風会、山田宏司君の質疑および質問を許可します。

山田宏司君。

○３番議員（山田宏司君）

新風会の山田宏司です。

会派を代表して質問をいたします。

はじめに、新型コロナウイルス６回目のまん延により、市内でも多数の感染者が出ている現状で、市民を守るためにしっかりと対応されている市長以下、担当部局の皆さまの姿勢には頭が下がる思いであります。

また、コロナ対策での商品券配布は、市民を思う気持ちが表れ、まさに優しさあふれるまちといえる施策でありました。

北京オリンピックでは、本市出身の小山玲弥選手が女子アイスホッケー日本代表として出場しました。１４６センチと小柄な体格ながら、フォワードとして活躍し、大柄な欧米の選手と試合を行う姿は、とても勇敢で感動しました。コロナ禍で暗い気持ちになりがちな私たちに勇気と感動を与えてくださり、ありがとうございました。

オリンピックの感動の余韻が残る中で、悲しいことが起きてしまいました。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻です。大人ばかりか子どもたちにも犠牲が広がり、厳しい冬の中を逃げまどう姿は見るに堪えません。これ以上、犠牲を出さないためにも一刻も早い終息と和平を強く望みます。

それでは、議長の許可をいただきましたので質問をいたします。

令和４年度予算について、お伺いします。

景気後退で税収が厳しい中での予算編成は苦心をされ、限られた財源の中で最大の効果を上げる予算づくりをされたと思います。

市税は平成２２年の９０億円を境に減少し、その後は８５億円前後で推移し、直近では平成３０年度８６億３，４３１万円、令和元年度８７億３，２１５万円、令和２年度８５億５，１１１万円、令和３年度はコロナ禍の影響もあり、７９億４，３０６万円となっております。令和４年度の見通しは８７億７，３６１万円となっています。その中で財政力指数、経済収支比率、実質公債比率、将来負担比率などの数値はとても良く本市の財政は健全であり、予算編成も適切であると言えるでしょう。そこで、以下お伺いします。

（１）予算編成にあたり基本的な方針をお伺いします。

（２）コロナ禍での景気後退が著しい中、市民も事業者も非常に苦しんでいます。この現状を打破するため、終息後のロケットスタートによる景気浮揚対策の計画と予算をお伺いします。

（３）今後、ふるさと納税を財源として活用していく中で、県内でも小菅村などで導入した「ふるさと納税の自動販売機」は話題性や簡易性の面で価値があると思いますが、導入を検討してみてはいかがでしょうか。見解をお伺いします。

次に、人口減少対策についてお伺いします。

本市でも人口減少が続いており、その対策は極めて重要だと考えます。

国勢調査によれば、平成１７年の７万１，７１１人をピークに減少が始まり、令和２年には６万６，９７９人。その後の推移見通しでは、令和１７年には６万人を割り５万８，５１０人、令和３２年度には５万人を割り４万８，５９６人、令和４２年には４万人割れ目前の４万１，６０７人となる見込みです。

本市の人口ビジョンによる目標値では、令和４２年は５万５，５６６人としています。社会動態では転入数より転出数が多く、自然動態では出生数より死者数が多い現状で、この数値の達成をするためには相当な努力が必要です。本市の未来を考えると、この目標数値を上方修正するような施策を行わなければならないと考えますが、方針をお伺いします。

次に、観光資源の掘り起こしについてお伺いします。

観光資源の掘り起こしは、本市の観光振興の観点から非常に重要であると考えます。委員会で視察したケーキバイキングの企画はなかなか好評で、修学旅行のコースにも活用されています。これは今までの視点では見逃していた掘り起こしだと感じました。発案したのは大手旅行代理店からの出向職員だと聞いています。眠っている観光資源を掘り起こし、見学型から体験滞在型へ転嫁することを重点課題とし、外部機関や専門家の意見を広く募り、開発・掘り起こしを行うことが大切だと考えますが、今後の方針をお伺いします。

次に、農業の今後の展望についてお伺いします。

市の重要な産業である農業。日本一の産地として今後も桃、ブドウなどの生産数と品質維持に努めなければなりません。また、後継者の育成と農産物の保護、そして技術の継承は重要な課題であると考えます。そこで農家が安定して収益を上げるための農産物の保護、農業塾を活用した次世代の担い手づくり、働き方を大きく変えるスマート農業導入の今後の展望をお伺いします。

次に、企業誘致についてお伺いします。

商工業など、企業誘致は雇用促進の観点からも重要です。ある民間機関の調査によれば、企業誘致と人口増は子育て環境の充実とともに大きく関連しているとあります。企業への優遇措置の積極的なアピールを行い、本市へ移転、起業することの良さを発信して誘致活動をすることが必要だと考えますが、今後の展望をお伺いします。

商店街の再生、活性化についてお伺いします。

石和の商店街は長く続く景気低迷により活気がなくなり、商店街としての機能を失いつつある現状で、市の玄関口としては寂しく見えてしまいます。学生時代に立ち寄ったお店がなくなるのは悲しみを感じます。

商店街の低迷は、本市全体にも当てはまることであります。この商店街の再生と活性化に向けた取り組みは、賑わいあるまちづくりとして大切であると考えますが見解をお伺いします。

次に、スポーツ振興についてお伺いします。

競技、部活、市民スポーツの人口減少が著しい中、競技従事者を増やすことが最重要です。競技人口を増やすには、その競技に触れて興味を持ってもらうことが大切であり、その競技を行える施設の整備など対策を行うことが必要だと考えます。

一例ですが、私も長くソフトボールを行っておりました。昭和６３年ごろに高校生の同級生とチームを作り、甲府市ソフトボール協会のＣ級へ登録しました。当時のＣ級は、広く門戸が開かれ、登録数が２００を超え、企業や官庁関係、クラブチーム、自治体、飲食店の仲間で作ったチームなどが混在し、とても活気にあふれ、勝っても負けてもスポーツを楽しむ姿はまさに市民スポーツそのものでした。その後の安全面からのルール変更、登録時の規約改正などがあり、チーム数が減り、今は２０チームほどと最盛期の１０分の１以下となっている現状です。

景気低迷による生活環境の変化も要因の１つでしょうが、門戸を広げるべきカテゴリーでの登録条件などの規約改正も原因ではないかと考えます。

そこで、競技人口を増やす観点から門戸を広げるべきカテゴリーは規制緩和をし、広く市民が気軽にスポーツを楽しめる環境をつくれば、するスポーツ、観るスポーツの観点から、次世代の子どもたちがスポーツを楽しむ下地づくりになり、その先に部活や競技スポーツへとつながっていくと考えます。また、学校の部活における指導教員の負担も大変大きく、授業との両立や遠征、大会などで休日がなくなり、帰宅時間が遅くなっていると聞きます。そこで以下をお伺いします。

（１）競技人口を増やすための対策をお伺いします。

（２）門戸を広げるための規制緩和を含めた、市民が気軽にスポーツと触れあえる環境づくりをお伺いします。

（３）施設の老朽化対策、トイレなどの施設整備計画をお伺いします。

（４）学校の部活動における指導者たる教員の負担軽減対策をお伺いします。

（５）市内で行える全国規模の大会を計画、実施する予定があるのかをお伺いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

新風会、山田宏司議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和４年度予算についてのご質問のうち、まず予算編成についての基本的な方針に

ついてです。

歳入においては、国および県の補助金を積極的に活用するほか、有利な交付税措置のある市債を活用するなど、財源の確保に取り組むこととしました。

歳出においては、前年度以上にスクラップ・アンド・ビルドの考え方の周知徹底を図り、事務事業の見直しや廃止による歳出削減に努めることとしました。

また、総合計画の将来像実現に向けた取り組みである重点施策については、各種基金を活用し、積極的な予算計上を行ったところです。

次に、コロナ収束後の景気浮揚対策と予算についてです。

新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けた施策としては、主に３つあります。

１つ目は、新道峠展望台環境整備事業です。

昨年７月に完成した新道峠展望台「ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラス」を観光スポットとして県内外からさらに多くの観光客を誘客するため、送迎バスの運行や周辺環境の整備費用として６，３９２万円を計上しました。

２つ目は、笛吹みんなの広場および、さくら温泉通り賑わい創出事業です。

本市の観光振興を図るためには、石和温泉郷に新たな観光資源が必要であると考え、さくら温泉通りへのイルミネーションの設置やスイーツマラソンなどの費用として１，８３５万円を計上しました。

３つ目は、多目的芝生グラウンド整備検討事業です。

多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活を送れるよう多目的芝生グラウンドの整備について検討するとともに、スポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指す「スポーツツーリズム」にも活用していけるよう引き続き推進していきます。

次に、ふるさと納税自動販売機の導入についてです。

「ふるさと納税自動販売機」は、観光等で訪れた人がその場で寄附を行い、返礼品を受ける、ふるさと納税専用の自動販売機です。

本市でも、同様の観点から、本市を訪れた観光客がスマートフォンアプリでふるさと納税を行い、返礼品として市内の加盟店で買い物等ができる電子チケットを受け取れる「笛吹市ｅ街ギフト事業」を、昨年７月に始めました。

ふるさと納税自動販売機については、小菅村など、導入自治体の状況を調査し、研究してまいります。

続きまして、人口減少対策の方針についてです。

人口減少は、地域社会の担い手が減るだけでなく、地域経済の縮小なども懸念され、早急に取り組むべき課題として認識しています。

本市ではこれまでの人口推計等から、より人口減少が進むと予想される子育て世代や若者に焦点をあてた「第２期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和２年３月に策定をしました。

総合戦略に基づき、「子育て世代・若者に魅力的なまち」を目標とし、その実現に向け、「教育」、「移住」、「相談・交流」、「仕事」、「防災・防犯」、「基盤整備」の分野における取り組みに力を注いでいます。

今後もこれらの取り組みを着実に進めるとともに、シティプロモーションを推進し、本市の魅力を発信していくことで、人口減少に歯止めをかけ、地方創生につなげていきます。

続きまして、観光資源の掘り起こしについてです。

旅行形態は、団体から家族やグループの小規模単位の旅行や、総合的な学習を行う教育旅行など、地域の特性を生かし、体験することを目的とした旅行へ移行しています。

本市では、このような状況を踏まえ、現在、総務省の制度を利用し、株式会社ＪＴＢから派遣されている地域活性化起業人を中心に、大手旅行会社や観光事業者のニーズ調査を行い、新たな観光資源づくりに力を入れています。

今年度の取り組みとして、桃やぶどうの古木を材料に箸やスプーンを作る木工体験や、はねだしのブドウを原料とした果実酢の作り体験など、笛吹市でなければ体験できない魅力的な旅行プランの開発を行いました。

さらに、データ分析やニーズ調査を行う専門機関とも連携し、様々な分野からの情報を収集する中で、今後も観光資源の掘り起こしに取り組んでまいります。

続きまして、農産物保護、農業塾を活用した担い手づくり、スマート農業導入の展望についてです。

農産物の保護について、国内における種苗の適切な流通管理を行うことなどを目的とした改正種苗法に基づき、県が育成した登録品種の許諾手続きが令和４年４月から始まりました。

市では、これに合わせて、種子の持ち出し制限や自家増殖の許諾手続きなどについて、市の広報紙やホームページ、農協の組合員だよりなどで周知をしていきます。

農業塾を活用した担い手づくりについて、農業者や就農希望者などを対象に、年間を通して就農や営農に関する相談、栽培技術講習会などを実施しています。

特に、就農や営農に関する相談については、営農技術のみならず、事業主体として自立できるよう農業経営に関する相談にも注力していきます。

また、栽培技術講習会の受講希望者の増加に対応するため、開催日の増加や動画資料の作成などに取り組み、担い手の育成および支援を積極的に行っていきます。

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を活用して農作業の省力化や高品質な作物の生産につなげるものです。ドローンによる薬剤散布、リモコン式草刈機の導入、施設栽培における施設内のデータ活用や光量、温度、湿度などの環境制御システム、ブドウの摘粒作業を効率化するＡＩ技術などがあります。

今後も、新たな技術の開発が期待されることから、農協など関係機関との連携をし、スマート農業への取り組みを推進いたします。

続きまして、企業誘致についてです。

企業立地の促進は、安定した就業機会の確保および人口減少対策等、本市経済の活性化に資する重要な施策であると考えています。

本市では、活力ある産業の集積と雇用機会の拡大に向け、新たに立地する製造業等の企業に対し、県の誘致優遇制度に加え、市独自の加算要件を設けた助成金を交付しています。

石橋産業導入の地区においては、中央自動車道の笛吹八代スマートインターチェンジ、甲府南インターチェンジから１０分と好立地にあるため、令和元年１０月に、石橋産業導入地区のエリアを拡張しました。現在では、企業誘致を進めるに当たっては、それに伴う業務が、複数の部にまたがることから、庁内にプロジェクトチームを編成し、迅速に対応しています。

また、更なるアクセス向上のため、来年度には、新山梨環状道路砂原ランプと石橋産業導入地区を結ぶ道路が供用開始の予定です。

令和３年度は、石橋産業導入地区のアクセスのしやすさや企業誘致のための助成金を設けることをＰＲするリーフレットを作成し、市のホームページ等で紹介するとともに、首都圏に在住する笛吹市県人会員に、企業の情報提供を依頼をしました。

今後は、都内大手ゼネコンや誘致を仲介する企業等を訪問するとともに、首都圏、中京圏で開催される国や県主催の企業誘致フェアへの参加をするなど、引き続き誘致活動に取り組んでまいります。

続きまして、賑わいあるまちづくりに向けた商店街の再生、活性化についてです。

商店街を取り巻く状況は厳しく、その中でも空き店舗の増加は、商店街の賑わいに大きな影響を与えると考えます。

市部通り商店街や石和温泉駅前通り商店街は、道路拡幅工事や区画整理事業などにより住宅や住宅兼店舗が混在している中、空き店舗が目立つ状況ではありません。

一方、川中島地域の温泉街では空き店舗が目立ち、建物自体も老朽化が進んでおり、早急な対策が必要であると考えます。

現在、民間企業がさくら温泉通りの空き店舗を活用した、複合型の飲食施設の出店を計画しており、食によるにぎわい創出が期待をされます。

また、商工会と連携し、創業の支援および空き店舗の情報提供等を行い、商店街の活性化に向け取り組んでいきます。

今後、空き店舗への出店者に対し、リノベーション等に要する経費の補助を検討してまいります。

続きまして、スポーツ振興についてのご質問のうち、まず競技人口の増加に向けた対策についてです。

本市では、令和３年９月に策定した笛吹市スポーツ推進計画に基づき、誰もがスポーツに親しみ、気軽にスポーツを楽しめるよう、市のスポーツ協会、スポーツ少年団およびスポーツ推進委員の皆さまと連携して、笛吹市スポーツフェスティバルや市民ウォーク、ボールゲームフェスタ等のスポーツイベントを開催し、競技人口の増加に努めています。

また、オリンピック開催によるレガシーを次世代に引き継ぐため、オリンピック選手や元日本代表選手などから、運動の基礎やトレーニング方法について学ぶ教室、トップアスリートや著名な指導者による講習会等を開催します。

さらに、健康づくりのための運動から競技スポーツまで、スポーツに取り組む市民の拡大に寄与するよう、多目的芝生グラウンド整備についても検討しております。

次に、門戸を広げるための規制緩和と市民が気軽にスポーツと触れ合う環境づくりについてです。

各種スポーツ大会に参加する際には、ユニフォームや使用器具など様々な規制があります。これらの規制は、各スポーツ団体が大会実施要項として定めているので、多くの方が大会に参加しやすくなるような見直しを、各スポーツ団体に働きかけたいと思います。

市民が気軽にスポーツに触れ合う環境づくりについては、市スポーツ協会、市スポーツ推進委員および総合型地域スポーツクラブの皆さまの力をお借りし、ライフステージに応じて参加できるスポーツレクリエーションの普及に努めてまいります。

次に施設の老朽化対策、トイレなどの施設整備計画についてです。

体育施設の老朽化対策については、個別施設計画に基づき、予防保全や大規模改修等により

長寿命化を図っていきます。

施設整備計画については、まず、令和４年度に小・中学校と社会体育施設のグラウンドの夜間照明をＬＥＤ化します。さらに、令和４年度から６年度にかけて、学校体育館のトイレの洋式化を進めていく計画です。

次に、部活動における指導者の負担軽減対策についてです。

現在、市内の中学校５校に１人ずつ部活動の外部指導者を派遣し、専門的な指導、試合への引率を行うことにより、教員の負担軽減を図っています。

次に全国規模の大会の計画、実施予定についてです。

全国規模の大会として、毎年４月に笛吹市桃の里マラソン大会と桃源郷春まつり全国ゲートボール大会を開催しています。

毎年３月には、市内グラウンドにおいて、新中学１年生を対象に、Ｊリーグ下部組織のチームも参加する山梨スプリングサッカーフェスティバルが開催されています。

また、大会の開催につながるよう、多目的芝生グラウンドの整備についても検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○３番議員（山田宏司君）

非常に前を見据えた答弁をいただき、ありがとうございました。

ちょっと私も観光のことについて、１つ、話させていただきたいと思います。

観光資源の掘り起こしや開発は観光資源に直結します。観光地として魅力的な開発、発信をすることで、県内外や国外から観光客誘致をすることが重要であり、人が集まることで新たな産業が生まれます。新たな産業が生まれることで税収が増加し、また新たな産業の創設により定住者の増加も見込めます。

訪れる観光客が半日、１日と市内にとどまれるような場所があれば、食事や宿泊も考えるでしょう。

そこで都市計画マスタープランの中にある、石和駅北側、大蔵経寺山周辺が景観美化地域として指定されています。その計画を実現するために活用してみてはいかがでしょうか。

今ある遊歩道やトレッキングコースを再整備し、盆地の景観や御坂山系越しに見える富士山、南アルプスの眺望を楽しみながら散策できる場所として生かし、そこから後方の山々へ行く登山ルートを整備することにより、登山の玄関口となり、疲れを癒す温泉と組み合わせて、登山ハブ都市としての役割を持たせることもできます。

また、玄関口の石和温泉駅から見える山は、採石場跡地が目立ち、お世辞ともきれいとは言えません。その山の美化と観光地としての玄関口にふさわしい山へ戻すことも大切です。

そこで、採石場へ通じる道を利用して、春と秋、年に２回、花が咲く十月桜を植樹することで、春と秋、２回のお花見ができるようになり、温泉街や市内からよく見える桜の名所として生かせると思います。

都留市でも都留桜の名所づくり事業として、市内の楽山公園へ平成２６年にソメイヨシノの植樹を開始して、１千本の桜を植えた公園として整備しました。笛吹市でも大蔵経寺山の美化

を兼ねた桜の名所として整備をしてみてはいかがでしょうか。

登山イベントや、お花見イベントを開くことで、みんなの広場がメイン会場として活用でき、周辺の飲食店や温泉施設などの利用も見込めると思います。

景気低迷が長く続く中で、コロナ禍も加わり生活様式が大きく変化しました。仕事に制限が加わったことで、市民や事業主の経済状況や精神状態は非常に疲弊しています。この状況を好転させることが今後の市政運営に求められるのではないでしょうか。きめ細かい分析力、的確な判断と迅速な行動力が笛吹市の今後を大きく変えると言えるでしょう。

山下市政の掲げる第二次笛吹市総合計画「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」は、本市における最上位計画です。笛吹市の現状を分析し、未来を見据えた素晴らしい計画であり、これを生かし笛吹市の未来が活気あるまちになるような道をつくらねばなりません。

この計画は笛吹市未来のための礎です。これから計画を進めていくと、時には痛みを伴うこともあるでしょう。成果が目に見えて表れるには時間がかかり、批判があるかもしれません。

しかし、笛吹市の未来のため決して折れることなく、勇気をもって進まねばなりません。私たちには市民を幸せにする使命があります。

笛吹市の未来を良くしたいという思いは、市長をはじめ職員の皆さん、ここにいる議員の皆さんも同じ気持ちであり、市民の誰もが願う切実な思いであります。

市長、私たち議員もしっかりお手伝いをします。笛吹市未来のために道しるべとなり、大きな礎として今後も頑張っていただきたいとお願いして、私の代表質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、新風会の質疑および質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後１時３０分といたします。

休憩　　午前１１時５８分

再開　　午後　１時２８分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に誠和会、小林始君の質疑および質問を許可します。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

誠和会の小林始です。

議長の許可をいただきましたので、誠和会の代表質問を行います。

一昨年から続いた新型コロナウイルスの感染者も全国的に変異ウイルス、オミクロン株の急速な感染拡大により、感染者が連日過去最高を更新し、１日の感染者数も１０万人を超えるなど猛威を振るっております。

県内においても同様で、１月２５日以降は連日感染者が３００人を超え、２月３日には累計感染者数が１万人を超えるような状況となりました。笛吹市内でも連日３０人、４０人と発表され、身近で感染者が出ている状況となり、市役所でも市民に対し、防災無線で感染予防対策やワクチン接種のお願いを呼びかけております。一日も早く新型コロナが沈静化して、以前の

ような活気ある日常を取り戻したいと願っております。

そうした中、世界情勢でございますけども、ロシアによるウクライナ侵攻が今日で８日となります。この理不尽な侵攻に世界中からウクライナに対して支援の声が日にち増して高まっております。ロシアに対して経済金融の制裁が準備・実行されており、絶対にあってはならない核の使用もほのめかしており、一般国民も巻き添えになり、多くの犠牲者も出ています。

同じ人として、人間として心を痛めております。この自由と民主主義の戦いが一秒でも早く終結し、ウクライナに平和が訪れますよう願いながら、通告しました代表質問に入ります。

まずはじめに、令和４年度当初予算案であります。

山下市長就任２期目で、２回目の当初予算ということで本格的政策予算付けの時であり、いよいよハートフルタウン笛吹実現段階の予算編成ではないかと思われます。

その予算案として今議会に提案された令和４年度の当初予算案は、歳入歳出ともに３８８億８千万円と前年比３３億２千万円、９．４％の増額で過去最大の積極的な予算案となっております。

昨年度は、新型コロナ対策費など１１回の補正予算で７６億円を超え、２１％も予算増加となりましたが、今年度もやはり当初予算からコロナ対策費が盛り込まれた中なのではないかと思われます。

そこで、令和４年度の予算案についてお聞きいたします。

１点目、令和３年度予算で、コロナ関連予算の繰越事業と繰越金はどうなっているのか。また、今年度のコロナ対策関係予算の事業内容と事業費はどのようになっているのか伺います。

２点目、新年度重点事業に何件かの新規事業が計画されております。その主な事業の目的、事業はどのようなものか伺います。

３点目、毎年補助金の見直しをしていますが、新年度予算で各種補助金の見直しを行った事業名、金額、根拠、方法など、どのようになったのか伺います。

４点目、新年度歳入のうち減債基金が、７億７千万円が繰り入れられておりますが、減債基金条例では確実な繰り戻し方法、期間および利率を定めて運用することになっていますが、減債基金の充当事業、基金への戻しはどのようになっているのか伺います。

次に、新型コロナ対策であります。

冒頭にも説明しましたが、今年になってから急激にオミクロン株で感染拡大をしており、まん延防止等重点措置も全国３５都道府県に発令し、緊急事態宣言の発令も叫ばれております。

２月１日には、石和料理飲食店組合の代表が知事に支援策を求め、陳情をしたことも報道されました。まだまだ長引きそうなコロナ対策について、お聞きいたします。

１点目、笛吹市も感染症アラートの警戒レベルとなっております。今までに感染した市民の数、年齢構成、クラスターの発生状況等について伺います。

２点目、市内の小・中学校、保育所、学童施設でも新型コロナの発生が見られ、学級閉鎖、学年閉鎖、休校などの措置が取られていますが、感染者が出た場合の閉鎖措置の判断基準はどうなっているのか伺います。

３点目、感染者のうちワクチンの１回目、２回目、３回目の接種者、未接種者の数は。また３回目の接種予約の集団接種と個別接種の人数と比率は、どのようになっているのか伺います。

４点目、２月、個別接種でファイザー社のワクチンを打った市民が接種証明には最終有効期限年月日が２０２２年１月３１日で、有効期限６カ月と記されていました。市のワクチン配布

日程、ファイザー、モデルナ、その他、接種計画、日程、数量はどのようになっているのか伺います。

５点目、これまでに１３０億円を超えるコロナ対策を実施しています。まだまだ沈静化が見えないコロナ対策で、今後対応を考えている対策はどのようなものか伺います。

次に、多目的芝生グラウンド整備であります。

芝生グラウンドの整備については、平成１９年、笛吹市サッカー協会をはじめ、今までに市内１５団体より１８回の要望書が出され、市長の公約実現ということで、令和３年５月２１日に笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画策定支援業務委託プロポーザルの公示を行い、６月８日に企画提案書の締め切り、７月に東京のランドブレイン株式会社の企画提案書で委託契約を締結しました。

市は、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるようにすることを目的とし、スポーツ活動の推進を図るとともに、観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指すとしております。

１０月１１日に、第１回笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会、１２名を立ち上げ、４回の検討を重ねています。そこで、多目的芝生グラウンド整備の取り組みについてお聞きいたします。

１点目、プロポーザルが公示日から参加申込書提出期限まで６日間、企画提案書等の提出期間が１９日間と、企画書作成には期間が短いような気がします。プロポーザルへの対応、応募件数は何件あったのか。審査評価はどのような結果であったのか伺います。

２点目、整備基本計画検討委員会での検討の状況の内容はどのような状況であったのか伺います。

３点目、第４回検討委員会で、整備候補地想定エリアが具体的に３カ所示されており、１．金川の森北西部周辺、２．みさかの湯の周辺、３．笛吹八代スマートインターチェンジ周辺の３カ所示されていますが、ほかにも候補地があるのか。検討はどのようになっているのか伺います。

４点目、年明け１月２７日と２月１日に市内の２カ所で予定した多目的芝生グラウンドに係る意見交換会が、新型コロナのまん延拡大で延期となりましたが、今後の予定はどのように考えているのか伺います。

次に、公共施設等総合管理計画についてであります。

旧市町村が設置した類似施設などが多くあり、老朽化も進んできたことから、平成２９年２月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定しました。その具体的な施設ごとの考え方を示した個別施設計画を令和３年３月に策定公表しました。

その計画は、１０年後までの短期計画と３０年後までの中長期計画の方向性が示されております。その内容についてお聞きいたします。

１点目、個別施設計画を見ると、１０年の短期計画の中に多くの施設が含まれております。特に芦川支所は旧館が耐震もなく、築５０年以上経過の庁舎で、新館への機能移転となっております。２０２７年とまだ６年先の計画ですが、未耐震庁舎ということですので、前倒しで実施は検討しないのか伺います。

２点目、２０２３年、２０２４年、２０２５年に除却、譲渡、転用と、計画に多くの施設が対象となっておりますが、まだ地域などへの説明もありません。計画どおりの実施は可能なの

か伺います。

３点目、御坂農村環境改善センターは、御坂町の多目的集会施設です。２０２４年に近隣施設へ機能を移転し除却するとしていますが、以前市長は、「御坂町区長会などの陳情に対して、重く受け止める」との返事でしたが、３年後の計画ですが、どのような考えか伺います。

次に、ＳＤＧｓの取り組みについてです。

このＳＤＧｓは、２０１５年９月、国連会議で２０３０年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、持続可能な社会の理想像と、それを実現するための１７目標を示しています。

誰ひとり取り残さないを理念として、全世界で取り組まれ、日本でも２０１６年５月に総理大臣を本部長とするＳＤＧｓ推進本部を設置し、同年１２月、日本の取り組みの指針となるＳＤＧｓ実施指針を決定して取り組んでおります。

地方自治体でもこのＳＤＧｓの取り組みとして、世界水準のまちづくり・未来都市づくり・ＳＤＧｓ啓発活動など、様々な取り組みがなされております。笛吹市でも市長をはじめ市の幹部の皆さまがいつも胸にＳＤＧｓのバッジを付けておりますが、この基準をどのような取り組みをし、推進していくのか伺います。

以上で、誠和会の代表質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

誠和会、小林始議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和４年度当初予算案についてのご質問のうち、まずコロナ関連予算の繰越事業と繰越額、４年度の事業内容と事業費についてです。

令和４年度への繰越明許費に計上した事業は、新型コロナウイルス感染症予防接種事業、新型コロナウイルス感染症予防接種個別移動支援事業、ハートフルタウン笛吹！商品券事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の４事業、繰越額は１７億２，４０９万円です。

令和４年度当初予算における、新型コロナウイルス感染症関連経費は、３億７，１８７万円を計上いたしました。

主なものとしましては、コロナ禍においても、子どもたちの学習の機会を保障し、きめ細かな指導を行うための学力向上支援スタッフ追加配置事業に７，１３４万円、校舎内の消毒や換気などの業務を行い、教職員の負担軽減を図るスクール・サポート・スタッフ配置事業に１，４５６万円、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮している方を対象に支援をする笛吹市生活困窮者自立支援金支給事業に２，４９５万円を計上しました。

現在、新型コロナウイルス感染症予防接種事業は、３回目のワクチン接種に取り組んでいますが、令和４年度に及ぶことから８，１１１万円を計上しました。

また、予備費については、例年３千万円を計上しているところ、新型コロナウイルス感染症対策に機動的に対応できるよう、前年度と同様に１億円を追加し、１億３千万円を計上しました。

なお、各種の経済対策については、当初予算には計上していませんが、今後、国・県の動向

や新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しつつ、必要に応じて、適時適切に補正予算を編成することとしております。

次に、令和４年度の新規重点事業についてです。

令和４年度の重点事業のうち、新規事業は１１事業です。

主な事業としては、保護者の育児負担の軽減を目的に、市立保育所において３歳以上児への主食を提供する市立保育所完全給食化事業、安全･安心で適正な学校教育環境を確保するため、校舎等の改築を行う御坂中学校校舎等改築事業、教職員の長時間勤務を改善するため、学校給食費の公会計化と併せて、教材費、積立金等の学校徴収金の徴収業務を教育委員会において行う学校徴収金徴収事務、観光振興を図るため、石和温泉郷の新たな観光資源として、さくら温泉通りへのイルミネーションの設置およびスイーツマラソンなどを実施する笛吹みんなの広場および、さくら温泉通り賑わい創出事業、さらに、災害発生時において迅速に対処する体制を構築するため、笛吹市地域防災計画の改定に併せ、初動マニュアル、業務継続計画および受援計画を一貫した考えのもと策定する防災関連計画策定事業などが挙げられます。

次に新年度予算で見直した各種補助金についてです。

令和４年度当初予算編成に向け、令和元年度に実施した事務事業評価で見直しの対象とした補助金９９事業を中心に、公益性、公平性、補助の必要性、交付対象の財政状況などの視点から、補助対象経費、補助率、補助額の見直しを行いました。

廃止した補助金のうち、主なものは、市内防犯灯のＬＥＤ化が完了したことから、ＬＥＤ防犯灯交換費補助金を終了し、４００万円減額をしました。また、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発という目的が達成されたことから、市内中学生に対する交通対策ヘルメット購入補助事業を終了し、５１万円減額しました。

次に減債基金の充当事業についてです。

笛吹市減債基金条例に基づき、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の財源を捻出するため、減債基金を取り崩し公債費元金償還費に２億１，３９５万円を充当しました。

また、公共下水道事業会計における企業債償還金の財源補填として、公共下水道事業会計出資金に５億５，６４１万円を充当しました。

令和４年度の減債基金取り崩し額に対しては、令和４年度決算の状況を鑑みながら、積み立てを検討していきます。

続きまして新型コロナ対策についてのご質問のうち、まず感染した市民の数、年齢構成、クラスターの発生状況についてです。

県内で最初の感染者が確認された令和２年３月から令和４年２月２８日までの間、感染が確認された市民の数は、延べ１，５７５人です。

年齢区分については、県が公表していません。

クラスターについては、第６波と言われる本年１月以降、保育所、学校、高齢者施設等の集団生活を行う場所で感染者が増加をし、県の集計によると、峡東保健所管内で１３件が報告されております。

次に市内の小・中学校、保育所、学童施設における学級閉鎖、学年閉鎖、休校などの判断基準についてです。

小中学校については、文部科学省が示す「感染が確認された場合のガイドライン」に基づき、学級閉鎖等の措置を決定しています。

感染者が確認された場合、濃厚接触者等の特定や検査結果が判明するまでの期間、学級閉鎖等の措置をとります。検査の結果、学級内で複数の感染者が判明した場合や、感染者が１人であっても風邪等の症状のある者が複数人いる場合には、学級閉鎖を継続します。

また、複数の学級または学年で感染が広がっている可能性がある場合は、学年閉鎖または休校の措置をとっています。

保育所については、厚生労働省の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係る通知」に基づき、対応していきます。

感染者が確認された場合、速やかに保育所における感染者の行動歴、保育の提供状況を確認をし、保健所と連携して、接触者等の範囲の特定を進めます。接触者等の範囲が一部に限定できる場合には、できる限り休園の範囲および期間を限定する一部休園とし、接触者等の範囲が全園にわたる可能性がある場合には休園とします。

学童保育クラブ、児童館、児童センターについては、教育委員会と連携し、小学校における学級や学年閉鎖、休校の措置を基準に、施設の利用休止を判断します。

また、施設に勤務する職員に感染等が確認された場合も、施設の利用休止を検討します。

なお、いずれの場合も、保護者への影響が最小限となるよう配慮してまいります。

次に、感染者のワクチン接種の状況および３回目の予約状況についてです。

感染者のワクチン接種状況については、県は市町村別の状況を公表していません。

３回目接種については、２月２４日現在、２万１，２６５人が予約を終えています。そのうち個別接種は２万１５１人、９４．８％、集団接種は１，１１４人、５．２％となっています。

次に市へのワクチン配布日程、数量、接種計画についてです。

現在、ファイザー社および武田モデルナ社を合わせたワクチンの配布予定は、２，３００本、２万４６０人分となっています。

ファイザー社のワクチンについては、３月１４日に５８５本、３，５１０人分、３月２１日に３９０本、２，３４０人分、４月４日に３９０本、２，３４０人分、４月１８日に１９５本、１，１７０人分が、市に配布される予定です。

武田モデルナ社のワクチンについては、３月７日に１４０本、２，１００人分、３月１４日に２８０本、４，２００人分、４月４日に３２０本、４，８００人分が配布される予定です。

ワクチン接種については、今後、２６医療機関における個別接種と春日居福祉保健センターにおける集団接種により行います。

次に今後の更なる対策、支援についてです。

本市では、国や県が打ち出した支援策を整理した上で、国や県の支援にバラマキ的な単なる上乗せをせず、国や県の支援が届かない方々、支援を手厚くする必要がある方々に手当てをすることとし、市独自の支援を行ってきました。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、市民生活や地域経済への支援策について検討していきます。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備事業についてのご質問のうち、まず事業者選定のためのプロポーザルの応募件数、審査の評価および結果についてです。

プロポーザルに応募のあった事業者は１社でした。

事業者の選定については、副市長を委員長、部長３人を委員とする笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会を設置をし、応募のあった企画提

案の内容が、プロポーザルの実施要項および評価基準を満たすものであるかどうか評価の上、審査を行いました。

応募のあった事業者が１社であったため、今回の事業者からの企画提案の評価を得点化した結果が、評価基準で満点として設定した得点の８割を超えていたことおよび市でグラウンド整備に係る同種のプロポーザルを行った実績がないことから、今年度、政策課で契約をした業務分析のコンサルティング業務委託に係るプロポーザルで選定された事業者の評価結果と比較したところ、今回の評価結果のほうが高い点数であったことから、応募のあった事業者を受託事業者として決定をし、７月に委託契約を締結をしました。

次に、整備基本計画検討委員会での検討状況についてです。

笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会については、委員の委嘱および第１回検討委員会を１０月１１日に、第２回を１１月８日に、第３回を１１月１５日に、第４回を１２月３日に開催をしました。

検討委員会では、グラウンド整備の必要性や課題などを整理した上で、整備方針、利用を想定する競技、導入施設および機能、整備候補地などについて検討してきました。

次に整備候補地についてです。

第４回検討委員会において、市民の利用および市外からの利用の視点に立つとともに、長期的な視点に立った都市の将来像や、その実現に向けた都市づくりの方向性を示す笛吹市都市計画マスタープランで位置付けた「拠点」との整合性を図ることとして、３カ所を整備候補地の想定エリアとしました。

今後は、市民の皆さまに、これまでの検討状況を説明して意見や提案をいただくための意見交換会、基本計画の素案についてのパブリックコメントの実施と並行して、３カ所の整備候補地の想定エリアについて、評価に必要な指標を設定した上で比較を行い、整備候補地として望ましいエリアを選定する予定です。

次に今後の予定についてです。

３月７日に多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会の第５回を、３月１８日および２４日に、これまでに検討した多目的芝生グラウンドの整備の方針や施設の規模、整備候補地などについて、市民の皆さまのご意見を伺うための意見交換会を開催する予定でした。

しかしながら、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請」の期限が３月３１日まで延長されたことを踏まえ、これらの開催を延期することといたしました。また、意見交換会に合わせて実施を予定していた基本計画の素案についてのパブリックコメントの実施も延期します。

延期後の日程は、感染拡大の状況を注視しながら、改めて検討し、市の広報紙、ホームページ等でお知らせをします。

続きまして、公共施設等総合管理計画についてのご質問のうち、まず芦川支所新館への機能移転計画の前倒しについてです。

個別施設計画では、芦川支所は新館に機能を集約することとし、令和６年度に新館の大規模改修を行う予定です。旧館は令和９年度に解体を予定しています。

災害時において、支所は現地活動拠点に位置付けられていますが、芦川支所は、土砂災害警戒区域内にあることから、他の施設への移転についても検討しています。

次に２０２３年から２０２５年までに行うとしている対策を、計画どおり実施するのかにつ

いてです。

公共施設等総合管理計画に基づく、設備改修や予防保全、大規模改修、除却等の対策については、昨年度策定した「個別施設計画」に沿って、計画的に実施するとともに、必要に応じて市民の皆さまに説明を行います。

次に、御坂農村環境改善センターはどのような考え方かについてです。

御坂農村環境改善センターについては、個別施設計画において、令和６年度に「近隣施設へ機能を移転し除却する。」と定めています。

市では、要望書を踏まえ、センターの機能は、隣接する御坂福祉センターへ移転することとし、必要な改修を行うため整備内容の検討を進めています。

なお、跡地については、新たに学童保育施設を建設し、御坂西小学校および御坂保健センターに分散している学童保育室の集約化を図るなど、一体的な整備を検討してまいります。

続きまして、ＳＤＧｓの推進についてです。

本市では、第二次笛吹市総合計画において、市の将来像に「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を掲げています。この将来像実現に向けた取り組みは、国際的な目標であるＳＤＧｓと規模は違うものの、理念は重なるものであり、目指すべき方向性は同様であると考えます。

現在、ＳＤＧｓに対する市の統一的な考えを示し、更なる取り組みにつなげるため「笛吹市ＳＤＧｓ推進方針」の策定を進めています。また、令和４年度から７年度までを計画期間とした「総合計画後期実施計画」においても、施策とＳＤＧｓとの関連を明確に示すこととしています。推進方針や総合計画後期実施計画をもとに、ＳＤＧｓの推進を図っていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、誠和会の質疑および質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後２時２０分といたします。

休憩　　午後　２時０３分

再開　　午後　２時２０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に公明党、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、これより通告に従いまして、公明党を代表しての質問をさせていただきます。

今定例会では、コロナ禍３年目における笛吹市市民に向けての安心・安全な政策の実現を求め、以下のとおり市長ならびに市当局のご見解をお伺いしたいと思います。

はじめに、先２月１５日に発表になりました国内の１０月から１２月に対してのＧＤＰ国内生産でございますが、久しぶりに２四半期を超えて１．３％、ポイントが上がったということがあります。

しかしながら、１月以降、オミクロン等の問題がございまして、期待されておりました新ＧｏＴｏのほうも延期となっている現状でございます。

これを鑑み、一昨年の２月以降、特に笛吹市を周辺とする観光業を含めて、多くの企業、また個人事業者、そして、これは本当に日本国内問わず全世界がこういう状況になっているということでございます。

こうした中、３年目を見据えての笛吹市の取り組みについて、少々確認をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

はじめに、防災・減災についてお伺いいたします。

はじめに、インフラ老朽化対策といたしまして、デジタル技術を活用等をした防災・減災、国土強靭化のための５か年計画の加速した計画について、更なる推進があるかお伺いいたします。

続いて、災害時における移動式電源としてのエコカー、いわゆる自然環境保全車を用いて電力供給体制の実現が可能かどうか。

さらには、産・官・学の連携によります気象アドバイザーなどの気候変動に対応した流域治水対策等々の防災予知対策等の推進については。

続きまして、福祉・子育て対策についてお伺いいたします。

今、山梨県といたしまして、重度心身障がい者医療費窓口無料化の新システムの導入が推進をされていると伺っております。これに伴う笛吹市としての対応は、いかがなものでしょう。

続きまして、幼児教育の完全無償化についてお伺いいたします。

特にコロナ禍におきます幼児教育、保育の完全無償化、これは党としても推進してまいりましたけれども､笛吹市としての給食費･副食費等の無料等についての内容をお伺いいたします。

そして、今、子どもの貧困、特に虐待やいじめなどによります貧困が多くテレビ等々で放送されておりますけれども、これに対する更なる対策の強化について、お伺いいたします。

そして、不妊治療、これにつきましては、国のほうでも大きく法律改正がされたこともございますけれども、これに伴う笛吹市としての拡充に伴う相談・支援等の窓口についてお伺いいたします。

そして、コロナ禍におけます非課税世帯や、ひとり親世帯向けの市単独型の経済支援・生活支援等の具体策があるでしょうか。

３番目といたしまして、産業活性化についてお伺いいたします。

特に笛吹市にとりまして、農業振興、そして観光商工等の振興が二大基幹産業となってございます。はじめに農業振興におけます、いわゆる遊休農地の活用、そして後継者育成等の支援について、新規就農者が早期収益を得やすい具体策はあるでしょうか。

そして、商工業の振興を支援するために、今、特に公明党に対しましても、各種全国の団体

から要望をお伺いしているわけでございますが、全国の旅館等のですね、６団体から要望をいただいた中で、雇用調整助成金の延長を含めて、更なる要請を頂戴したところでございます。これにつきましても、昨今のニュースでは、６月までの延長が今、叫ばれているところでもございますけれども、このほかにも、今、笛吹市独自としての単独の支援があるかどうか、お伺いいたします。

続きまして、移住・定住促進についてお伺いいたします。

いわゆる連携中枢都市圏構想を推進する移住・定住者促進への具体策について、お伺いいたします。

また、本年の３月末で期限が切れる、この若者定住者向けのですね、遠距離通学定期券購入費の支援の延長ができるでしょうか。

また、次に環境・教育についてお伺いいたします。

温室効果ガス２６％削減に向けたＬＥＤ・ＥＶ公用車等の積極的な活用で、省エネ製品の更なる推進は。お伺いいたします。

また、前議会でも、渡辺議員からも質問をさせていただきましたけれども、公明党といたしましても、市内への２４時間リサイクルステーション、このモデル事業を推進していきたいと考えておりますので、これについても再度お伺いいたします。

そして、女性・高齢者への活躍を後押しする働きやすい環境の整備について、お伺いいたします。

続きまして、障がい者および高齢者家族が安心できる就労・定着支援はあるか、お伺いいたします。

最後に、行政によります殺処分ゼロ実現のために所有者不明の犬や猫の不妊手術の推進、奨励事業等の拡充はあるでしょうか。

以上、檀上での質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

公明党、中川秀哉議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、コロナ禍３年目における市民の安心・安全のまちづくり事業についてのご質問のうち、まず防災・減災体制についてです。

インフラ老朽化対策としてデジタル技術の活用による、防災、減災、国土強靭化のための５か年加速対策の推進については、事例等を参考に研究をしていきます。

なお、交通インフラのうち、橋梁については、令和３年度において５年に一度行う定期点検と併せ橋梁長寿命化計画の見直しを行い、改修が必要となる橋梁について、計画的な改修を行います。また、舗装についても道路ストック点検の結果により、計画的に舗装の更新を行います。

災害時におけるエコカーを用いた電力供給体制の実現については、災害時において、指定避難所等での避難生活に、電気は欠かせないものと考えています。

電力を確保する方法については、先進事例等を参考に、太陽光発電や蓄電設備、ディーゼルやＬＰガス方式の非常用発電機、電気自動車など、導入経費および維持管理経費等を比較しな

がら検討してまいります。

産・官・学連携で気候変動に対応した流域治水対策など防災予知対策の推進については、近年の異常降雨による水害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者のみならず流域のあらゆる関係者が治水に協働して取り組む必要性があります。

このことから流域河川関連法が整備され、山梨県においても富士川流域治水で取り組みが進められています。

本市の関連としては、まず濁川流域治水の考えが示されたため、県が主催する濁川流域治水検討会に参加をし、協議を行っているところであります。

次に福祉・子育てについてです。

重度心身障がい者医療費窓口無料化の新システム導入の推進状況については、現在、県では、スマートフォン向けアプリ「電子版かかりつけ連携手帳」を活用した、窓口での現金払いを省略するための電子決済システムの導入に向けた準備を進めています。令和３年１０月から令和４年度末までの予定で、山梨大学医学部附属病院と山梨県立中央病院において、試験運用が行われ、２月２２日現在、県内のアプリ登録者は５６人となっています。

今後、県は「電子版かかりつけ連携手帳」が利用できる医療機関の拡大に向けて、関係機関に協力依頼を行うこととしています。

幼児教育の完全無償化については、幼児教育の負担軽減を図るため、令和元年１０月から実施された、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳から５歳児および住民税非課税世帯の０歳から２歳児の保育料は、無料となっています。また、年収が３６０万円未満相当の世帯は、３歳から５歳児までの副食費が免除されています。

昨年度、山梨県内に緊急事態宣言が発出されたことから、市の独自支援策として、６月から１１月までの６カ月間、無償化の対象とならない世帯の保育料および副食費を無料としました。

現時点では、市が独自に完全無償化を実施する考えはありませんが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、必要な支援策を検討していきます。

子どもの貧困、虐待、いじめなどの対策強化について、本市では、令和２年度に子育て支援課内に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待対応専門員と子ども家庭支援員を配置する中で、より総合的な支援体制を整えています。

また、令和３年度は、市内で子ども食堂等の活動を行う団体の協力を得る中、食料などの提供を通じて、支援が必要な子育て世帯の把握や見守りにつなげる取り組みとして、ふえふき子どもの食料・生活用品支援ネットワーク事業を、本市がモデル地域となり実施をしました。

令和４年度は、このモデル事業を拡充するほか、経済的に困窮している子育て世帯に対し、フードバンク山梨に備蓄されている食品などを活用し、配送する笛吹市子ども家庭支援事業を実施をいたします。

不妊治療検査費助成制度の拡充と相談・支援窓口の強化について、本市の不妊治療費の助成は、国や県が実施している特定不妊治療以外の治療も対象にしており、年齢制限を設けていません。

国は、これまで行ってきた不妊治療に係る実態調査を踏まえ、令和４年度から不妊治療の保険適用を行う予定としていますが、現在、保険適用の範囲等の詳細が示されていないことから、今後、保険適用の範囲が明確になったところで、本市の助成事業の範囲や助成額について検討を行います。

相談・支援窓口については、専門的な知識をもとに、最新の治療法等の相談にも対応できる県の不妊相談センター「ルピナス」が県福祉プラザ内に開設されていますので、有効活用できるよう、適宜案内していきます。

コロナ禍における非課税世帯やひとり親世帯向け市単独型の支援については、困窮世帯等に対する経済支援および生活支援として、本市では、令和３年度に、準要保護世帯および乳幼児世帯を対象に食糧支援を行う緊急食糧支援事業を実施したほか、経済的理由、家庭的背景等で生理用品が入手しにくい「生理の貧困問題」への対応として、希望者へ生理用品の配布を行いました。

また、令和４年度は、市の独自支援策として、ひとり親世帯や多子家庭等の準要保護世帯に対し、夏休み等学校給食が提供されていない期間に、子どもの食糧を確保する笛吹市子ども家庭支援事業、経済的に困窮する女性を対象に生理用品を配布する笛吹市女性の生活用品配布事業を実施をします。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、必要な支援策について検討していきます。

次に、産業活性化についてです。

遊休農地の活用、後継者の育成、新規就農者支援等の農業振興支援について、遊休農地は、中間管理機構による借受農地整備事業や市の遊休農地解消支援事業などにより、遊休化の解消を図り、農地として利用されるよう取り組んでいきます。

新規就農者の定着に向けては、Ｉターン就農者、Ｕターン就農者、親元就農者向けに、それぞれ支援金を交付するとともに、農業塾が営農支援の窓口として対応しています。

圃場の確保や栽培技術の向上など、新規就農者の経営が安定し、地域農業の担い手に成長できるよう、農業塾を中心に関係機関と連携をし、継続的に支援していきます。

なお、新規就農者が早期に収益を得る具体策については、早期に農産物の出荷が可能な成園化した圃場の確保や小規模でも高品質、高価格な農作物を生産することなどが考えられます。

商工業振興を支援するための市独自の経済対策についてです。

本市では、これまで、厳しい経営を余儀なくされている事業者に対して、創業持続化支援給付金給付事業をはじめ、小規模事業者支援金給付事業など、独自の支援策を実施をし、事業者支援に努めてきました。

昨年１２月からは、市民の生活を応援し市内事業者を支援するための「ハートフルタウン笛吹！商品券」事業を実施しています。新型コロナウイルスのオミクロン株による感染急拡大に伴う、不要不急の外出の自粛が要請される中、商品券の使用機会が減少しているため、令和４年２月末日までとしていた使用期限を１カ月間延長し、３月末日までとしました。

また、公共料金については、現在、認定下水道料金の減免および上下水道料金の猶予について支援措置を講じています。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の影響を注視しながら、地域経済への支援策を検討していきます。

次に移住・定住促進についてです。

連携中枢都市圏構想の推進による移住定住の促進についてです。

連携中枢都市圏は９市１町における、経済成長のけん引、高次都市機能の集積および強化、生活関連機能サービスの向上を目的に協議を進めています。

その中で、移住定住促進についても、連携を検討する取り組みとして、令和３年９月に分科会を設置しました。

この分科会において、今後は、リニア開通による広域交流拠点を形成するための公共交通ネットワークやアクセス道路整備、移住定住やＵターン促進について、具体的な協議を進めていきます。

遠距離通学定期券購入費補助事業の延長については、事業実施の延長へ向けて、令和４年度当初予算では、遠距離通学定期券購入費補助金として、８４４万８千円を計上しています。

次に環境・教育についてです。

ＬＥＤ・ＥＶ公用車等、積極的な省エネ製品の更なる推進については、本館、市民窓口館、保健福祉館、一宮、境川、春日居、芦川の各支所の照明をＬＥＤ照明に変更しています。今年度は八代分庁舎、来年度以降は他の庁舎も、順次ＬＥＤ化していきます。

小中学校のＬＥＤ化については、平成２７年度に石和中学校で、校舎改築工事の際に実施をしています。他の学校につきましては、学校施設長寿命化計画に併せて順次行っており、今年度は一宮北小学校、来年度は石和北小学校、一宮西小学校および浅川中学校でＬＥＤ化していきます。

ＥＶ公用車については、現在２台配置しており、今後経年による車両の入れ替え時には、充電設備の整備と併せてＥＶ車両の車種選定を検討します。

２４時間リサイクルステーションのモデル事業の早期実現については、市では、現在、各行政区に協力いただく中で、資源物の収集を実施しています。

２４時間リサイクルステーションを設置する場合、行政区または支所等への設置が考えられますが、関係する行政区への「資源物回収奨励金」の減少が予想されることをはじめ、回収施設や器具の設置、衛生管理、防火防犯等の安全性の確保などに要する経費の増加および不法投棄や維持管理に係る地元の負担増といったことが考えられるため、地元および近隣行政区の理解と協力が前提となります。

様々な課題に対し、あらゆる角度からの検討が必要となりますので、今後も慎重に研究していきたいと考えています。

女性・高齢者の活躍を後押しする働きやすい環境支援について、本市では、女性に限らず、すべての人が個性と能力を十分に発揮をし、職場や家庭、地域などあらゆる場面で活躍するため、仕事と家事、育児、介護等を両立できる環境の整備に取り組んでいます。

具体的には、子育て世帯に対し、子育てと仕事の両立を支援するため、臨時的な子どもの預かり援助を行う「ファミリーサポートセンター」を設置し、子育てを支えあう仕組みづくりに取り組んでいます。加えて、今年度から、病気や回復期の子どもを一時的に預かる「病児・病後児対応型保育施設」を新たに開設するなど、今後も引続き、子育てを行いながら安心して働ける環境づくりに努めていきます。

また、国では、女性の活躍に関する取り組みが優良な企業を「えるぼし認定企業」、子育てに係るサポートが優良な企業を「くるみん認定企業」として認定する制度があり、県においても、中小企業向けに独自の「山梨えるみん認定」制度を設けるなど、女性の活躍や子育てに係るサポートを進める企業を応援をしています。

市では、これらの認定制度の周知に努めるとともに、後押しできることを研究していきたいと考えています。

また、高齢者については、就業機会の確保や生きがいの充実のため、高齢者に適した仕事を提供する「笛吹市シルバー人材センター」と連携する中で、今後も働きやすい環境支援に努めていきます。

障がい者および高齢者家族が安心できる就労・定着支援について、本市では、笛吹市第４次障害者基本計画に基づき、障がいがあっても地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援体制や福祉サービスの充実など切れ目のない支援を行っています。

障がい者の就労、定着支援については、障がいの状況、当事者および家族の意向等を確認する中で、就労の場の確保や働くことをとおして働きがいや生きがいを持てるよう、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、就労移行支援事業、就労定着支援事業などの福祉サービスにつなげています。

今後も、障がい者とその家族が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

所有者不明の犬猫不妊手術奨励事業の拡充については、県が令和２年１１月１日から「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金要綱」を施行し、これと同時に本市においても飼い主のいない猫の不妊手術を補助対象としました。

また、飼い主のいない犬の不妊手術については、実態や相談件数もほとんどないことから、県や他市の動向を注視し、その必要性等を検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

ただいま、質問をさせていただきました件につきましては、冒頭、申し上げましたとおりに、このコロナ禍におけます各個人事業者、また中小企業、またさらには各ご家庭におきまして、本当に出口の見えない、今、闘いに直面しているという中で、不安が寄せられております。

公明党といたしましても、今現在、全国におきまして、高齢者世帯、また子育て世帯、そして中小企業者に向けてのアンケート調査を行わせていただいております。これに基づきまして、更なる、また政策をさせていただく予定としております。

この中で再質問といたしましては、遠距離通学についての質問をさせていただきました。先日の県議会の中でも、知事のほうから延長するというお話も出ているとお伺いしております。これについて、具体的な内容について、もしありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

この補助事業につきましては、県からの補助もありますので、県と同調して実施を継続していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

続きまして、農業の関係についてお伺いさせていただきます。

特に農業振興につきましては、今、遊休農地、継承者不足ということで、原野になるようなところが多くなっていると伺っております。今、この果樹、桃の、ブドウの生産日本一を目標としている笛吹市にとりましても、特に山間地における、この農地の継承、また遊休農地解消に向けての取り組みが喫緊の課題だと思っております。これに向けて、私ども公明党といたしましては、基幹産業、農業関係につきましては、笛吹市独自の特区を推進するべきだということで要望もさせていただいております。

こうした中で、特に低地におきましては、６次産業における推進がされますけども、どうしてもへき地、山間地になりますと担い手がないということも伺いますけども、そういったところへの、先ほどもご答弁の中にもありましたけども、やっぱり成長木になるまでが、やっぱり支援のしどころではないかというふうにも考えますけども、それについて、何か策がありましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山昌彦君）

先ほどの答弁でも申し上げたところでございますが、まず遊休農地の現地の把握につきましては、毎年１回ですね、農業委員、さらに農地最適化推進委員がですね、市内の全農地を確認してですね、おるところでございます。その中で、遊休農地、荒廃農地につきましては、所有者に農地利用意向調査を送付しまして、これ以上、遊休農地、荒廃農地が拡大しないように、遊休農地の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

これは冒頭、申し上げなければいけないところだったんですけども、この定例会の最初に、山下市長のほうから子ども子育ての医療費につきましては、対象年齢を延長していただけるということがございました。私ども公明党といたしましても要望をさせていただく中で、１８歳までの延長をということも訴えさせていただきました。令和５年から推進をしたいというお話もいただきました。いろんな、国とのやりとり等、難しい部分もあるかと思いますけれども、ぜひとも推進をお願いいたします。

先ほどの農地の件につきましても、今、新規就農者を募集される方がいるんですが、これについてもやはり農地と農機を確保してから来てくださいという要請をいただいたようでございます。これに対して、やはり、それを推進するには、やはり農業塾等々ですね、参加していただいて、そこで技術を付けていただいてから紹介していただくという格好になるかと思いますが、やはりそういった紹介を、やはり順次ですね、丁寧にしていただくようにお願いできれば

と思っております。

また、先ほども、冒頭お話をさせていただきましたが、全国でやはり中小企業は特に観光産業のすそ野の広い産業、笛吹市におきましても、大きな飲食店、また宿泊業、関連の企業が多いところでございますけれども、実は緊急小口資金、また生活総合支援資金、これを活用するのが県下におきまして甲府市の次に人口規模で笛吹市が多いということが今、ございます。そうした中ではやはり、元気であれば高齢者であっても働ける機会が多い、この観光、すそ野の広い観光産業ですけども、今、こういう状況になると、どうしてもそういった支援を借りざるを得ないという状況が、また見て取れるということでございます。

こうした中で、先ほども申し上げましたが、本当に出口の見えない、このコロナ禍の中で、一番直近でいきますところによりますと、やはり新ＧｏＴｏのトラベルが推進するということが見込まれると思います。こうしたところをしっかりまた、私ども議員としても推進していきながら、さらにはこのコロナ禍におきまして、ウィズコロナということで、しっかり対策を強化して、また市とともに頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひともまた、皆さまにはご尽力賜りますことをお願い申し上げ、以上で代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、公明党の質疑および質問を終了します。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後３時５分といたします。

休憩　　午後　２時５３分

再開　　午後　３時０５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に笛政クラブ、前島敏彦君の質疑および質問を許可します。

前島敏彦君。

○１６番議員（前島敏彦君）

笛政クラブの前島であります。

議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

昨年、この定例会の代表質問の際に、新型コロナウイルスが猛威を振るって早や１年が過ぎたと冒頭で言った記憶があります。今も収束することなく、もう２年が過ぎました。国民の生活様式は一変し、今やニュースでは新型コロナウイルス関連がトップを飾るようになりました。

そんな中、昨年８月には近代オリンピックの歴史上、初めて延期となった東京オリンピック・パラリンピックが関係者の多大なご努力により、１年遅れで開催され、大きな感動を全世帯に与えておりました。

開催にあたり反対の声もたくさんありましたが、終わってみますと、開催してよかった、日本をはじめ世界各国から良い評価を得られたのではないかと思います。

新型コロナウイルスは次々と変異株が出ており、元の生活に戻るにはまだまだ時間がかかりそうであります。一人ひとりが、これからも徹底した感染対策を行っていくことが医療従事者やエッセンシャルワーカーの方々の負担軽減にもつながると思います。

医療従事者やエッセンシャルワーカーの方々の日々の活動に心より感謝するとともに、新型コロナウイルス感染症が早く収束することを願っております。

それでは、質問に移ります。

はじめに、新年度予算について伺います。

昨年度から新型ウイルス感染症に関わる予算計上や補正予算対応が多かったと思いますが、新年度予算において、新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算はどのようなものがあるのか、伺います。

２点目、予算編成にあたり、組織や人員配置の見直しは行ったのか伺います。

３点目、事務事業の見直し等による歳出の削減は行われていると思いますが、働き方改革が推進されている中、職員の時間外手当は削減されているのか伺います。

４点目、日本をはじめ世界各国でＳＤＧｓに取り組んでおり、２０３０年度までに全１７項目の目標達成に向けて行動し、２０３０年以降も持続可能な社会にすることを目指しております。中でも日本はＳＤＧｓに対して、８つの優先課題が定められており、この優先課題には地方自治体の活躍が期待されている分野もたくさんあるようであります。

そこで、新年度予算の中で、ＳＤＧｓに関連する事業は、どのようなものがあるか伺います。

次に、農業振興対策であります。

農業を取り巻く環境につきましては、自然災害や鳥獣害など農作物への影響が後を絶ちません。桃・ブドウ日本一の出荷量を維持するため対策が必要と考えますが、そこで以下伺います。

令和２年第１回定例会で農作物の鳥獣害について、質問いたしました。

その際、平成２９年度には境川町坊ヶ峯地内に囲い罠を設置した実証実験を行ったところ、捕獲実績が良好に上がっていたため、それを踏まえ、他の地域にも導入を検討しているとの答弁でありましたが、他の地域にも囲い罠の設置は行われているのか、伺います。

２点目、全国的に、猟友会の会員の高齢化が懸念されております。そこで現在の会員数および平均年齢はどのくらいなのか。また今後、高齢化を踏まえ、会員確保の対策は考えているのか伺います。

３点目、一宮南部地域高規格農道について、地元行政区などから要望を受け、県と連携しながら長期的な計画で進めていると思いますが、現在はどのような状況か伺います。

次に、文化財保存整備についてであります。

史跡甲斐国分寺、国分尼寺跡保存整備事業につきまして、国分寺跡と尼寺跡がともに良い状態に残るのは、全国的にも大変貴重なケースであり、この貴重な歴史的遺産を後世に伝え、また歴史的建造物を再建するなど、総合的な整備を行うことが重要と考えております。

整備計画につきましては、令和元年度に完成した発掘調査報告書をもとに、国、県、専門委員および地元の方などと意見交換を行いながら、整備方針を検討するということであったと認識をしております。どのような整備方針をまとめているのか。また、現在は何%が公有化されたのか、伺います。

次に、青楓美術館についてであります。

青楓美術館につきましては、昭和４９年の開館以来、長年、地元住民に愛されてきた施設の１つであります。市の個別施設計画では、２０２５年に青楓美術館の機能を移すことになっているようでありますが、約９００点以上の展示品を貯蔵している中、展示品を含め、機能を移すとは、具体的にどのように考えているのか伺います。

また、地元住民からは建物存続を求める声もありますが、機能を移した場合、建物はどのようになるか、伺います。

次に、教育についてであります。

政府が経済対策として、２０２３年までに小中学校の全学年の児童生徒にパソコンを一人一台配備するとなり、本市では素早い対応で市内すべての学校で校内無線ＬＡＮの設置が完了しております。それにより、すでにタブレットを使った授業が行われていると思いますが、タブレットを使った授業だけでなく、オンライン授業を行った学校はあるのか、伺います。また、これまでにオンライン授業を行った実績はどれくらいあるのか、伺います。

２点目、現在、新型コロナウイルスは大人だけでなく、子どもたちの感染も多くなっております。それを受け、市内の小中学校で分散登校を行っているようでありますが、ニュースや新聞によりますと、全国でもオンライン授業に切り替えているところもあるようであります。オンライン授業をするにあたっては、様々な課題があると思います。昨年のこの定例会での質問の際、家庭でのオンライン授業については、タブレットの持ち帰りのルールや学習の内容などを検討していること、またインターネット環境が整備されていない家庭への対応として、Ｗｉ－Ｆｉルーター１９２台を購入し、貸し出して対応するとの答弁でありました。それにより、オンライン授業における課題はクリアされたのではないかと思いますが、ほかにも何か課題があるのか。また、本市においてオンライン授業を行う予定はあるのか、伺います。

次に、地域防災についてであります。

近年、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害は毎年のように発生しております。また、忘れてはいけない阪神・淡路大震災や東日本大震災のように、大きな災害も数年に一度の頻度で起きております。

そうした災害を教訓に各自治体や家庭においては、十分な備えをしなければなりません。１月には海外で起きた火山噴火の影響で、日本列島にまで津波警報が出るなど、災害はいつ起こるか分かりません。

また、コロナ禍の今、距離を取ること、密を避けることなどから、災害時避難所に避難できる人数は今までの半分以下になると思いますが、そうした中、災害時は市全体に頼るだけではなく、地域住民の協力や自主防災体制を取ることも必要不可欠であります。

そこで市長が公約して掲げていた防災対策の１つとして、各家庭において避難行動マニュアル「わが家の災害時行動計画」の作成を進めているということでありますが、現在、どのような計画で進められているのか。また、市民がスムーズに作成できるよう、どのような方法を考えているのか伺います。

次に、多目的芝生グラウンドについてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市民との意見交換会が延期となりましたが、延期になったことで、基本計画の策定への影響が心配されます。今後のスケジュールをどう見込んでいるのか。また、基本計画の策定のためにどのように市民の意見を反映させるのか、伺います。

次に、コロナ禍における確定申告についてであります。

新型コロナウイルス感染症は令和２年１月、中国湖北省武漢市で発生してから２年が経ちました。いまだ収束の兆しもなく、変異株が次々と発生し、全世界の人々の生活に大きな影響が出ております。昨年秋ごろには、一時、日本における感染者が激減したものの、年明けからま

た感染者が急増し、全国の各都道府県でも感染者が過去最高となる日が増えました。山梨県においても、感染者が３００人を超える日もあり、今やいつ、どこで感染してもおかしくないような状況であります。

そこで、昨年よりも市民および職員の感染が増えている中で、確定申告会場の感染予防対策は、昨年度と同じ対策で大丈夫なのか、今年度の感染予防対策をどのように行っているのか、伺います。

２点目、コロナ禍において、非対面で行えるｅ－ｔａｘの推進が感染予防対策および職員の負担軽減にとても有効的であると考えます。そこでｅ－ｔａｘの推進に向けた啓発等はどのように行っているのか、また十分に行えているのか伺います。

市における確定申告の受付は、市民サービスおよび税務署への協力という点では必要だと思いますが、県内の自治体の中には、会場を設けていない市町村もあると聞いております。現在、県内自治体の対応状況はどうなっているのか伺います。また、本市では確定申告受付による職員の負担が大きくなっており、今年度は市民窓口館、学びの杜みさか、芦川支所のみの申告受付となっておりますが、市民への影響はどのように考えているのか伺います。

一方で、市の職員の負担もあることから、市における確定申告の受付は今後も続けていくのか、何か対策は考えているのか、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ、前島敏彦議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに令和４年度の当初予算編成についてのご質問のうち、まず新型コロナウイルス感染症対策に関連する予算についてです。

令和４年度当初予算における、新型コロナウイルス感染症関連経費は、３億７，１８７万円を計上しました。

主なものとしては、コロナ禍においても、子どもたちの学習の機会を保障し、きめ細かな指導を行うための学力向上支援スタッフ追加配置事業に７，１３４万円、校舎内の消毒や換気などの業務を行い、教職員の負担軽減を図るスクール・サポート・スタッフ配置事業に１，４５６万円、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮している方を対象に支援する笛吹市生活困窮者自立支援金支給事業に２，４９５万円を計上しました。

現在、新型コロナウイルス感染症予防接種事業は、３回目のワクチン接種に取り組んでいますが、令和４年度に及ぶことから８，１１１万円を計上しました。

また、予備費については、例年３千万円を計上しているところ、新型コロナウイルス感染症対策に機動的に対応できるよう、前年度と同様に１億円を追加し、１億３千万円を計上しました。

なお、各種の経済対策については、当初予算には計上していませんが、今後、国・県の動向や新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しつつ、必要に応じて、適時適切に補正予算を編成することとしています。

次に組織や人員配置の見直しについてです。

子育て世代に焦点を当てた取り組みの一層の強化を図るため、「子供すこやか部」を創設しま

す。また、課の規模の適正化および事務量の平準化を図るため、「福祉総務課」から障害福祉業務を分離し、「障害福祉課」を新設、また、「長寿介護課」を「介護保険課」および「長寿支援課」の２課に分割します。

また、職員配置に当たっては、再任用職員や会計年度任用職員も含め、現状の職員数を固定的に捉えるのではなく、事務事業の新設、廃止等の状況も踏まえ、令和４年度における事務量に見合った適正数を各課に配置することとしています。

次に働き方改革が推進される中、職員の時間外手当の削減についてです。

働き方改革の推進という観点から、業務量の適正化に取り組んでいるところですが、一般職員の時間外勤務手当の額は、ここ５年間、年間総額１億２千万円前後で横ばい傾向にあります。

現在進めている業務分析の結果も踏まえ、事務事業の見直しや職員配置の適正化に取り組んでいきます。

次にＳＤＧｓに関連する事業についてです。

本市では、第二次笛吹市総合計画において掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けた取り組みは、ＳＤＧｓの理念と重なるものであり、将来像実現に向け施策や事業に取り組むことが、ＳＤＧｓ達成に資するものであると考えています。

現在、ＳＤＧｓに対する市の統一的な考えを示し、更なる取り組みにつなげるため「笛吹市ＳＤＧｓ推進方針」の策定を進めています。また、令和４年度から７年度までを計画期間とした総合計画後期実施計画においても、施策とＳＤＧｓとの関連を明確に示すこととしています。

続きまして、農業振興施策についてのご質問のうち、まず囲い罠の導入についてです。

境川町坊ヶ峯地内の囲い罠では、平成２９年の導入から現在までの捕獲頭数は、年平均シカ１．４頭、イノシシ３．６頭と十分な実績が上がっていない状況です。

この囲い罠を、他の地域へ導入するにあたっては、対象鳥獣の生息密度が高いこと、ある程度の平坦地であること、車両でのアクセスが良いことなど、自然的条件が必要になります。また、見回りやエサの設置、草刈りなど、地元の負担が大きいことから、他の地域への導入は行っていません。

次に、猟友会会員についてです。

市内猟友会会員のうち、有害鳥獣の捕獲に従事している狩猟者登録数は、令和３年度１０９人で、平均年齢は６１．７歳となっています。

会員の確保対策として、市では狩猟免許の新規取得、更新および銃砲所持許可の新規取得に係る手数料などの補助を行い、有害鳥獣を捕獲する担い手の確保を推進しています。

次に、一宮南部地域高規格農道整備事業の現状についてです。

平成２７年１１月に、一宮町南部１１行政区の区長および地元の市議会議員３名の連名で、「笛吹市一宮町南部地域高規格農道整備について」の要望書が市に提出されました。

これを受け、市では、道路の整備に係る基本調査を山梨県土地改良団体連合会に委託し、基本となるルート案や概算費用などを調査しました。

また、令和２年６月１０日にも、再度、要望書の提出がありましたが、同地域においては、現在、県営畑地帯総合整備事業が実施されており、高規格農道の整備については、事業効果、財政負担等も含めて、研究していきます。

続きまして、文化財の保存整備についてです。

史跡甲斐国分寺跡、国分尼寺跡保存整備事業における公有地化の割合については、令和４年

１月現在で、甲斐国分寺跡は指定面積約４万６千平方メートルのうち８１％が、甲斐国分尼寺跡は指定面積約３万平方メートルのうち、８４％が公有化されています。

また、整備方針については、令和元年度に刊行した発掘調査報告書をもとに、令和４年度から５年度にかけて策定する史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存活用計画で定めていきます。

続きまして、青楓美術館についてです。

青楓美術館に収蔵されている貴重な美術品を適切に管理し、永く後世に残すとともに、広く多くの方々にご覧いただくために、市の個別施設計画には、令和７年度に青楓美術館の機能を展示保管機能の整った春日居郷土館に移転することと位置付けました。バリアフリー化されました広い環境で、津田青楓の作品や笛吹市ゆかりの画家の絵画を見ていただきたいと考えています。

青楓美術館については、県道からの進入路が狭く大型バスの来館が困難なこと、施設が建設から４８年を迎え老朽化しているとともに、手狭で展示・収蔵スペースの拡張に限界があることなどから、市として建物の機能や強度を高める大規模改修を行うことは計画していません。

なお、地元住民が活用する意向がある場合は、建物の存続について、一緒に考えていきたいと考えております。

続きまして、教育についてのご質問のうち、まずオンライン授業を行った学校と実績についてです。

臨時特別要請期間中の１月２５日から２月２７日までに、分散登校や学年閉鎖の措置をとった際に、オンライン授業を行った学校は、中学校３校です。

また、新型コロナウイルスの感染等により、やむを得ず登校できない児童生徒を対象に、オンライン授業を行った学校は、小学校７校、中学校２校で、３９人が家庭でオンライン授業を受けました。

次に、オンライン授業の課題についてです。

オンライン授業の課題として、画面を長時間見続けることによる健康面への懸念、集中力を保つことが難しく学習理解に差が生じる可能性があること、体育等の実技やコミュニケーション活動では十分な効果が得られないこと等が考えられます。

その他、小学校低学年については、保護者の援助が必要になること等が課題として挙げられます。

続きまして、地域防災についてです。

現在、笛吹高校の指定避難所に避難する５つの行政区を対象に、ワークショップを開催し、地区防災計画策定作業を進めています。

「わが家の災害時行動計画」の様式については、このワークショップにおいて、参加者から意見をいただきながら作成を進めていきます。

また、各世帯においてスムーズに行動計画が策定できるよう、災害時の行動項目を極力選択式とし記載例を添付します。

ワークショップは、新型コロナウイルスの感染拡大により開催を延期しています。今後、感染拡大の動向を見ながら再開をし、４月の完成を目指します。

続きまして、多目的芝生グラウンドについてです。

今後のスケジュールについては、３月７日に多目的芝生グラウンド整備基本計画検討委員会の第５回を、３月１８日および２４日に、これまでに検討された多目的芝生グラウンドの整備

方針や施設の規模、整備候補地などについて、市民の皆さまのご意見を伺うための意見交換会を開催する予定でした。

しかしながら、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請」の期限が３月３１日まで延長されたことを踏まえ、これらの開催を延期することとしました。また、意見交換会に合わせて実施を予定していた基本計画の素案についてのパブリックコメントの実施も延期します。

延期後の日程は、感染拡大の状況を注視しながら、改めて検討し、市の広報紙、ホームページ等でお知らせをします。

また、計画の策定に当たっては、パブリックコメントや意見交換会で、市民の皆さまから出された意見や提案などを反映しながら､検討委員会で基本計画案として取りまとめていきます。

続きまして、コロナ禍における確定申告についてのご質問のうち、まず確定申告会場の感染予防対策についてです。

確定申告の会場が密にならないよう、会場内の待機人数を制限するとともに、来場者にはマスクの着用、手指の消毒、体温の測定をお願いしています。

申告会場は、換気のため出入口を常時開放するとともに、対応ブースは来場者と職員の間に仕切り板を設けています。また、来場者が入れ替わるたびに、机や備品の消毒をしています。

応対する職員も、マスクの着用、こまめな手指の消毒など、徹底した感染予防対策を行っています。

次に、非対面で行えるｅ－ｔａｘの推進についてです。

ｅ－ｔａｘを利用して確定申告を行った市民の数は、令和２年は２，２７８人、令和３年は３，１６５人と増加しています。

ｅ－ｔａｘは、申告会場に訪れることなく、自宅等で確定申告ができることから、感染症対策としても有効だと考えます。

現在、税務課の窓口等でｅ－ｔａｘのチラシを配布しているほか、市の広報紙、ホームページ、ツイッターやフェイスブックにより啓発を行っております。

ｅ－ｔａｘの更なる普及促進を図るため、来年度は市民向けの講習会を開催する予定です。

次に県内自治体の確定申告の受付状況、職員の負担、市民への影響および今後の対応についてです。

申告会場は、県内すべての市町村で設置しています。

本市では、申告会場における申告者数が減少している中で、申告受付職員稼働率の適正化と職員の負担軽減を目的に、令和３年度に７会場から３会場に申告会場を統合しました。これにより、申告会場が遠方となり不便に感じる方もいらっしゃるかと心苦しく感じております。

一方、高齢者や障がいをお持ちの方などに多い住民税申告は、引き続き各支所で受付を行っています。

確定申告書は、住民税の賦課資料にもなることから、本市においても、今後受け付けていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

前島敏彦君。

○１６番議員（前島敏彦君）

ご丁寧な答弁をありがとうございました。

そういった中で、ちょっと２問目の４点目、一宮南部地域高規格農道についてはですね、今現在、県営畑総事業が実施されているので、このへんも注視しながらというようなことでありますけども、先ほど、中川議員の高齢化とともにですね、なんか荒廃地、遊休農地が増えているような現状でありまして、そういう中においては、やはり道路整備というものが大変重要な要素があるんではないかなという感じもしておりますので、ぜひ、県のほうへもまたそのへんもあげていただいてですね、取り組むことを望むところであります。

また２問目のですね、２番の史跡甲斐国分寺、国分尼寺保存整備事業でありますけども、山下市長のリーダーシップのもとにですね、公有化がですね、国分寺８１％ですか、国分尼寺が８４％ということで進んでおります。これも市長の、高く評価をするところであります。こういった中におきまして、令和４年から５年には、保存活用計画で定めていくとありました。

１点だけですね、質問させていただきますけども、青楓美術館につきましては、春日居のほうへ移転して、この作品をみんなに見てもらうんだというようの答弁であったと思います。しかしながらですね、笛吹市内にはですね、ちょっとここにあるだけでも青楓で９００点、学びの杜みさかにも１４０点、本館、そして境川なんかにも、全部合わせると１，２００点から、こういった素晴らしい作品がある状態であります。それらをですね、集合して、春日居郷土資料館じゃとてもじゃないんじゃないかなという感もしますので、ぜひですね、提言ですけども、皆さん集まるみんなの広場ないし史跡甲斐国分寺、尼寺も完成すると同時にですね、笛吹市の美術館をぜひ建設をどうかなというような感がしておりまして、そのへん、もしあれでしたら、市長にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

多方面でいろいろな部分でご評価いただきまして、大変ありがとうございます。議員さん、皆さんのですね、ご協力あっての市政運営だと思っておりますので、決して私の一人ではないというふうに思います。

それで、１点、青楓美術館のお話がございました。私が言うのもなんですが、合併当時から正直申しまして、課題の点だったわけでございますね。その中で、それぞれの歴代の市長がそれなりの考え方をもって、存続を今、してきたということでございますけれど、先ほど、ちょっとお話を述べさせていただいたように、非常に老朽化してきたということ、それとなかなかやっぱり入口の道路が非常に手狭ということで、多くの皆さまにご覧になっていただける点においては、決してなかなか立地条件のいいところではないかなというふうに思います。

ただ、いろいろな青楓の委員会の方々のお話を聞いていると、青楓さん自身ですかね、ああいうふうな畑のところでですね、田園の中にある小さな美術館みたいなものを非常に望んでいたというふうなことも伺っております。ただ、やはり、いろいろな観点をこれから総合的に検証しながら最終結論にもっていきたいかと思いますので、こういったものをですね、一つ頭におきながら、大変、今、津田青楓先生ですね、人気でございまして、議員さんたちもご存じだと思いますけれど、新宿美術館だと思いましたが、新宿区の美術館、そしてその前は練馬の美術館と、今、大変引っ張りだこでございまして、多くの方々に大変なご評価をいただいている

というふうなことも伺っております。穴山勝堂先生含め、笛吹市の中にはたくさんの多くのですね、素晴らしい作品があるということも十分、これ、１，２００もあるなんていうのは、ちょっとすみません、初めて知ったんですけれど、そういう意味でですね、今の前島議員のご提言も踏まえながら、今後、総合的に判断し、研究していきたいというふうに考えておりますので、またいろいろな部分でご指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、笛政クラブの質疑および質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を午後３時５０分といたします。

休憩　　午後　３時３９分

再開　　午後　３時５０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に日本共産党、渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、日本共産党を代表して代表質問を行います。渡辺正秀でございます。

質問に入る前に、今、とんでもないことが起こっております。ロシアが隣国ウクライナ侵略に踏み切りました。これは多くの人命を奪い、他国の主権と領土を侵す野蛮な行為です。国連憲章に基づく平和の国際秩序そのものを根底から覆すものであります。

ロシアは直ちに侵略をやめ、軍をウクライナ領内から撤退すべきであります。

ロシアはウクライナ東部地域の要請を受けた集団的自衛だとしておりますが、他国の地域の独立を一方的に承認して反映することになんの道理もありません。ウクライナのＮＡＴＯ加盟を阻止するとも表明していますが、軍事同盟であるＮＡＴＯの拡大は大きな問題ではありますが、いずれもこれらは侵略を正当化する理由にはなりません。

さらにプーチン氏がロシアは今日、世界で最も強力な核保有国の一つであると述べられましたが、これは核兵器の先制使用も辞さないという最悪の威嚇であります。

核兵器禁止条約の発効から１年以上が経ちます。プーチン発言は核兵器のない世界を目指す流れに対する真っ向からの挑戦であります。唯一の被爆国の国民として、この発言は許せません。

ウクライナ侵略に反対する声は、世界の声となっております。ロシア国内でも弾圧に屈せず、戦争反対のデモが広がっております。笛吹市もウクライナ市民、世界の声、ロシア内の戦争反対の行動と連帯し、ロシア大使館を通じ、ロシアに抗議し侵略の即時停止を求めるべきではないでしょうか。

私たちに何ができるのか。どこを支援したらいいか。判断は難しいと思います。ただ、難民支援等、人道支援はできるのではないかと思います。そのように考えております。

さて、通告に基づいた質問に移ります。

問１でございます。もろく弱い日本経済・社会をつくった新自由主義について。

歴代自民党政権は労働法制の規制緩和、公共部門の民間への移行、社会保障費の連続削減、大企業・富裕層減税と一体の消費税の連続大増税など、新自由主義政策を行ってきました。その結果、日本経済は「もろく弱い経済・社会」になったと思います。２０００年と２０２０年を比較すると、非正規比率は２５％程度から４０％近くになり、勤労者の賃金はＯＥＣＤ内で唯一賃金が上がらない国になりました。ＧＤＰもユーロ圏、アメリカなどが２倍になっているのに対し日本はゼロ成長であります。国際競争力は、なんと世界第１位から３１位に転落しました。この間、格差と貧困が拡大する一方、大企業の内部留保は２．５倍に、大富豪の資産は３倍以上に増えました。

さらに自己責任論と過度の競争によって、連帯の社会の基盤が崩されました。新自由主義は市民の暮らし、自治体行政を大きく変質させました。

新自由主義は市民にとっても、市政にとっても重大な問題です。そこで市長の新自由主義に対する所感を伺います。

問２でございます。憲法を遵守し生かすことを求める。

憲法９９条はすべての公務員に憲法遵守を求めております。また公務員は憲法遵守を宣誓して入職しております。市長および市職員は、常に政策活動や行政の執行において、憲法にかなっているか、自己点検が必要と思うがどうか伺います。

安倍元首相以来、憲法遵守を一番求められている首相自身が憲法そっちのけの行政を行い、また改憲を謳ってきました。

改憲論者の主張は第一に憲法９条改定であります。現自民党政権は敵基地攻撃能力を検討し、それを実行できる自衛隊を憲法に明記しようとしております。これは平和を実現するどころか、むしろ周辺国との緊張および軍拡競争を高め、戦争の危険を呼び込むことになるのではないか。憲法９条を活かし、平和外交で東アジアを平和と協力の地域にすることが日本の役割ではないだろうか、そのように思います。

憲法２２条、２９条は国民の幸せを壊すような経済活動の自由を規制し、２５条は国民の健康で文化的な生活を国が保障すると謳っております。現実はどうでしょうか。憲法と真反対の新自由主義政策によって派遣労働が全面解禁され非正規労働者が増え、勤労者の賃金はおさえられ、格差と貧困が拡大しております。そして日本の賃金上昇率も経済成長率も先進国の中で最低水準になってしまいました。

憲法の実現にこそ、希望があると思いますが市長の所見を伺いたいと思います。

問３でございます。第５次笛吹市行財政改革大綱（案）についてであります。

岸田首相さえも一度は「新自由主義からの転換」を口にしました。それは新自由主義の矛盾が覆い隠せなくなった現実の反映だと思います。

新自由主義は個人・社会・自治体をも変えてしまいました。笛吹市も、国の新自由主義政策に基づく地方行革に添って、行財政改革をすすめてきました。第５次笛吹市行財政改革大綱の検討にあたって、この間の新自由主義的行財政改革の抜本的な見直しが必要ではないかと思います。以下、質問いたします。

（１）第５次行財政改革大綱（案）における総括についてであります。

２ページ「行財政改革のこれまでの取り組み」などにおいて、問題点の検証がまったく見えません。保育所民営化に伴う財政効果の試算の誤り、非正規職員増加、指定管理者制度などについてきっちり総括し、市民に提示すべきではないでしょうか。

（２）非正規職員の拡大について。

ア．平成１８年、非正規職員は２７９人、２７．９％でありました。令和３年には４４９人、なんと全職員の４３．８％が非正規職員ということになりました。驚きました。非正規職員の拡大を市は良しとするのかどうか、伺います。

イ．公の施設の民営化また指定管理者制度によって、非正規労働者はもっと増えていると思います。民営化または指定管理者制度の導入で、公の施設の非正規労働者数は何人になっているか伺います。

ウ．非正規職員の拡大は格差と貧困を助長するものではないか、伺います。

エ．非正規職員の拡大は市役所の総合力を低下させ、また緊急事態への対応力を低下させるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

オ．非正規職員の採用は、基本的に臨時の職や特殊知識技術職に限定すべきではないでしょうか。

カ．同一労働同一賃金の原則に沿って臨時職員の待遇改善を行うべきではないか伺います。

（３）指定管理者制度の検討について。

ア．指定管理者制度導入による財政効果はいかほどか伺います。

イ．もし、直営より指定管理委託費が少ないとすれば、その要素は非正規職員が多いことだと思うが、財政節減効果の要素は何か伺います。

ウ．指定管理者は施設が老朽化しても、時代遅れになっても設備投資ができず長期的な経営戦略を持てないという問題があると思いますが、いかがでしょうか。

エ．「民間活力の活用」の中心だった指定管理者制度の総括もなしに、「新たな委託方法の活用」などと案では書かれておりますが、ＰＤＣＡサイクルや「証拠に基づく政策立案」に反するのではないか。

以上、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

日本共産党、渡辺正秀議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、もろく弱い日本経済・社会をつくった新自由主義についてです。

新自由主義は、政府などによる規制の最小化と市場での自由な競争を重んじるという思想や概念で、それを土台にして、規制緩和や公共事業の民営化などの政策が進められてきたことは承知をしています。

国の政治、経済に関する考え方に対し、自治体の長である私の考えを示すことは差し控えさせていただきます。

続きまして、憲法を遵守して生かすことについてです。

憲法は、国の最高法規であり、それに違反する法律などは効力を有しないと定められていることから、法律は、憲法で定められた内容に沿ったものでなければなりません。

行政は、法の下に、公共の目的の実現を目指すものであるため、市長、職員として、当然、憲法を遵守しています。

続きまして、第５次笛吹市行財政改革大綱（案）についてのご質問のうち、まず第５次行財

政改革大綱（案）における総括についてです。

第５次行財政改革大綱（案）については、第４次行財政改革大綱における取り組みを検証した上で、まとめたものであり、新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、引き続き、行財政改革に取り組んでいきます。

次に非正規職員の拡大についてです。

非正規職員拡大の評価については、これまで、「定員適正化計画」に基づき、職員数の適正化を進めてきましたが、正規職員が減少する一方で、非正規職員が増加してきたことは事実です。

今後は、現在実施している業務分析の結果に基づき、業務の効率化や組織の見直しを進めることにより、人員配置の適正化を図っていきます。

民営化または指定管理者制度の導入による公の施設の非正規労働者数については、民営化や指定管理導入前に市が直営で運営していた際も、その多くは民間事業者に業務を委託しており、民間事業者における雇用形態は大きく変わっていないと考えています。

なお、指定管理者指定申請書に、正規職員と非正規職員の内訳については記載を求めていませんので、その数は把握をしていません。

非正規職員の拡大による格差と貧困の助長について、非正規職員については、その雇用条件や処遇を望んで非正規職員になった方も多いため、一概に格差と貧困を助長するとは言えないと思います。

非正規職員の拡大による市役所の総合力の低下、また緊急事態への対応力の低下について、非正規職員は、正規職員と連携しながらその役割に応じて業務を行っており、災害時においても、業務継続に対応することになっています。

このため、市役所の総合力の低下や緊急事態への対応力の低下はないと考えています。

臨時の職や特殊知識技術職に限定した非正規職員の採用については、現在でも、多様な行政ニーズに対応するため、専門性や臨時的必要性などから非正規職員の任用を行っています。

同一労働同一賃金の原則に沿った臨時職員の待遇改善については、令和２年度の会計年度任用職員の制度化により給与、手当、福利厚生、休暇等様々な面で待遇の改善が図られています。

次に指定管理者制度の検討についてです。

指定管理者制度導入による財政効果および財政節減効果の要素について、指定管理者制度は、市が保有する公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることに大きなメリットがあります。

指定管理者制度の導入前も、多くの施設で民間事業者に業務を委託していたことから、さほど経費に差は生じていないと考えています。

指定管理者における長期的な経営戦略について、長期的展望に立った公の施設の管理運営方針は、市が定めます。

指定管理者は、この方針に従い、指定期間の中で、施設の効用を最大限引き出せるよう、団体が持つノウハウ、業務実績、物的・人的資源等を有効活用し、利用者サービスの向上に取り組んでいます。

また、指定管理期間中であっても、施設の老朽化や指定管理者の意欲により施設の改修が必要となった場合は、施設の設置目的や市の整備方針に沿ったものであれば、市の負担により改修を行っています。

指定管理者制度の総括なしに「新たな委託方法の活用」ということは、ＰＤＣＡサイクルや

証拠に基づく政策立案に反するについて、国が進めている成果連動型民間委託契約方式など、新たな手法を検討することは、市が行う業務委託について、より高い事業成果を得るため、必要なことと考えており、他自治体の事例も参考にしながら、本市においても、今後、研究をしていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

問１に関して、新自由主義に関して。

新自由主義は、市民にとっても市政にとっても重大な問題ですと。特に新自由主義的行財政改革には、大きな影響を及ぼしております。こうした中で、市長が新自由主義に対する所感、国の新自由主義に対する所感を表明しないということは、大変残念でございました。

また、この４３．８％に及ぶ非正規職員、これについて、やはり検討をするという答弁が得られなかったということは、これも非常に残念であります。

それから指定管理者制度についてですね、この目的としては、１つは経費の削減というのが明らかに目標にあったわけです。そしてもう１つは、民間のノウハウを使ってという、２つの柱があった。ところが、その財政効果のほうについては、まったく、そういうことが目的ではないかのような答弁、これもこの間の経過に反するものだと思います。それをまず指摘しておきたいと思います。

再質問に移りたいと思います。

私は問３、（２）で非正規職員の採用は基本的に文字どおり、臨時の職や特殊知識、技術職に限定することと併せて、当面、同一労働同一賃金の原則に沿って、臨時職員の待遇改善を行うことを求めました。

今般、議案第６号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが提出されておりますが、これはケア労働者や関係団体、私たち日本共産党の運動のもとで国がケア労働者の処遇改善特例事業を立ち上げたことに基づいているものと思います。国会での日本共産党議員の質問に対して政府は、保育士をはじめとしたエッセンシャルワーカーの数多くの職員が重要な役割を担っていただいております。今回の処遇改善事業については、こうした現場で働く地方公務員も対象であると。それから正規職員、非正規職員を問わず対象であると答えております。

そこで伺います。議案第６号の改正案は、保育士、調理員以外にも図書館司書や放課後児童支援員および補助員、技能労務職、臨時的任用職員の処遇改善にも及ぶのかどうか伺います。

それから号給に関する改定はあるのか、平均何％の引き上げになるかなど、改定案の説明を求めたいと思います。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

茂手木総務課長。

○総務課長（茂手木政和君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

今回の改正案による会計年度任用職員の処遇改善につきましては、保育士、調理員のみを対象としております。

改定の概要についてですが、保育士、調理員ともにそれぞれの給料表の号級の上限を１５号引き上げるものでございます。金額にして、保育士が２万３，９００円、調理員が２万１，８００円というところでございます。

ただし、職員一人ひとりの経験年数により影響額が異なりますので、令和４年度における１人当たりの引き上げ額というところでは、保育士が約６％、月額にして約１万１，４００円の増額。調理員につきましては約５％、月額にして７，９７０円の増となる見込みでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

正規職員、行政職の場合で言えば、３、４年経てば大体、３級ぐらいになっていくわけでございますよね。ところが非正規職員、この会計年度任用職員等については、２級までしかないということであります。ですから、当然、数年経てば大変な差が出てくると。同一労働同一賃金から、かけ離れた状況となっていくということになります。

今般の改正案は会計年度任用職員等の一部の、そしてわずかな処遇改善にとどまっております。引き続き会計年度任用職員、臨時的任用職員全体の処遇改善を進めること、さらに正規職員を含むエッセンシャルワーカーの処遇改善、また正規職員への移行を含め、非正規職員の減少を進めるべきだと思いますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

茂手木総務課長。

○総務課長（茂手木政和君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、令和２年度の制度改正により処遇改善が図られており、今後も引き続き検討していきたいと思います。

エッセンシャルワーカーの処遇改善につきましては、市役所全体の給与体系の中で運用されるということになっております。特定の業種に限った処遇改善を図ることは、現状では難しいというふうに考えております。

非正規職員につきましては、多様な行政ニーズに対応するため、専門性や臨時的必要性などから任期、勤務時間を限定して任用しております。今後も同様に実施していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

○１８番議員（渡辺正秀君）

新自由主義的な政策によって、個々の企業や機関の都合では、それはプラスになるかもしれない。ところが総合して考えていくと、これが今の日本の全体の力を弱めている。そして貧困

と格差を広げている。こういう実態を踏まえたですね、やはり行政であるならば、やはり率先してそこをやっていただきたいと思います。

そして先ほどのやっぱり処遇改善については、必要と考えているようですので、ぜひ積極的に進めていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（保坂利定君）

以上で、日本共産党の質疑および質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

次の本会議は明日３月４日、午前１０時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　　午後　４時１５分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　１　回　定　例　会

３　月　４　日

令和４年笛吹市議会第１回定例会

１．議 事 日 程（第３号）

令 和 ４ 年 ３ 月 ４ 日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

日程第　１　市長提出議案　議案第２号－議案第４３号（一括上程）
上程議案に対する質疑
日程第　２　市政一般についての質問（一般質問）
日程第　３　発議第１号　ロシアによるウクライナ侵略に対して厳重に抗議し、ロシア軍の即時撤退等を求める決議について

２．出席議員は次のとおりである。（１８名）

１番	岡　由　子	２番	落 合 俊 美
３番	山 田 宏 司	４番	河 野 正 博
５番	河 野 智 子	６番	武 川 則 幸
７番	神 澤 敏 美	８番	神 宮 司 正 人
１０番	古 屋 始 芳	１１番	野 澤 今 朝 幸
１２番	中 村 正 彦	１３番	海 野 利 比 古
１４番	渡 辺 清 美	１５番	中 川 秀 哉
１６番	前 島 敏 彦	１７番	小 林　始
１８番	渡 辺 正 秀	１９番	保 坂 利 定

３．欠席議員

９番　荻 野 謙 一

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	田中親吾
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
産業観光部長	小宮山昌彦	建設部長	標博司
公営企業部長	水谷和彦	教育部長	赤尾好彦
総務課長	茂手木政和	政策課長	小澤宏之
財政課長	金井久	消防長	矢崎丈司
代表監査委員	横山祥子	農業委員会会長	三枝啓一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史

再開　　午前１０時００分

○議長（保坂利定君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。発言する場合のマスク着用は個々の判断に委ねます。

なお、換気を行うため、一般質問１人終了ごとに暫時休憩をいたします。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、荻野謙一君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（保坂利定君）

日程第１　「市長提出議案　議案第２号から議案第４３号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第２　「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会へは、８名から１４問の通告がありました。

議案に対する質疑および一般質問は、配布しました一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いをいたします。

質疑および質問時間については、１人１５分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ５分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了したあととなりますので、ご承知を願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

１４番、渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、２点質問させていただきます。

はじめに、１８歳成人への消費者教育についてお伺いいたします。

成人となる１８歳、１９歳を消費者被害の犠牲にしない。４月から始まる１８歳成人を前に、若者を賢明な消費者として社会に送り出すための教育に万全を期し、学校教育や広報、啓発活動を集中的に行う必要があると考えます。

１８歳、１９歳はすでに公職選挙法上、有権者となっています。しかし、消費生活の中で大人として扱われるのは初めてです。高額な商品やサービスを購入する契約を結ぶことも自分だけの判断で可能となります。現在は民法の未成年者取消権という防波堤で守られているため、商品やサービスについての理解不足や一時的な感情で購入を決めても、父母など親権者の同意がないと、その契約は取り消すことが可能です。

今後は、こうした特別な権利ではなく、消費者契約法の改正によって、若者を困惑する悪徳商法について取消を可能とする規定が盛り込まれました。

例えば、「消費者を困惑させて結んだ契約については取り消すことができる」規定となっております。この中の「消費者を困惑させる」例としては、社会的経験の不足を不当と利用するもので、「この資格がなければ就職に不利だ」などと言って高額なセミナー受講などに勧誘する「不安をあおる告知」や、また「人間関係の乱用」、これは恋愛感情を悪用する方法ですが、などが挙げられます。

これらは、被害を事後的に救済するための規定ですが、学校教育を通して、この規定の意味を教えることにより、被害防止の知識を備え、同時に一人前の消費者としての自覚が深まるものと考えます。１８歳成人は世界の潮流であり、いよいよ日本もその仲間入りをします。よき市民、賢明な消費者としての教育を受けた若者が主体性をもって、社会に活力をみなぎらせていくことに期待しております。

本市として、１８歳成人に向け、賢明な消費者を育てる教育をどのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えをいたします。

１８歳成人への消費者教育についてです。

本年４月１日から、民法上の成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられます。この法改正により、１８歳から成年に達することで、保護者の同意なしに自分の意志で様々な契約などができるようになる反面、これまで「未成年者取消権」が認められていた１８歳、１９歳の方は、このセーフティーネットが認められなくなります。

「１８歳から大人」として行動できるよう、また契約トラブル等に巻き込まれないようにするため、学校やご家庭での教育が一層、大切となります。

高校では、学習指導要領に基づき、公民科や家庭科を中心に、消費者契約法やクーリングオフ制度による契約の取消について学ぶなど、自立した消費者を育成する消費者教育を実施しています。

また、小中学校においても、発達段階に応じて同様の学習を実施しています。

市においては、広報ふえふき４月号に成年年齢引き下げに伴う消費者トラブルに対する注意喚起の記事を掲載予定でございます。市のホームページにおきましても、同様の記事を掲載するとともに、国民生活センターや県民生活センターなど関係機関が行っている様々な取り組みを案内し、啓発を行っていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。やはり、子どもさんですけども、お孫さんたちも、今はいろんな働き方があって、結構、共稼ぎの方もいらっしゃいますし、子どものやっていることをなかなか監視しづらいような部分もあります。また、子どもさんたちもクラブ活動や、そういうこともありますので、いざトラブルに、自分がそんな目にあったときに、やはり幾時までに電話すればいいんだけど、そういう電話相談のとこもあると思うんですけども、それ以降の、２４時間というか、そういった体制のところにかける、どこにかけたらいいのか、そういった最初の段階はいろんな紙をもらったり、いろいろすると思うんですけども、まさか自分がと思っているために、そういうものをどこかなくしてしまったとか、友だちにもそれを聞くこともできないような状態もあろうかと思いますけども、常に目に付くところに、子どもさんたちが、何らかの緊急の場合の電話のところの、そういう広報とか、そういうものが張ってあるとか、そういったところをどのようにお考えになっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮和博君）

渡辺清美議員の再質問にお答えをいたします。

２４時間対応しております相談窓口というのは、残念ながらございません。ただし、平日や休日の日中であれば、全国統一消費者ホットラインというものがございまして、こちらにつきましては、電話番号局番なしで「１８８」、「イヤヤ」と覚えていただきたいと思うんですけれども、こちらをダイヤルして、ご自分の住所の郵便番号等を入力していただくと、お近くの消費生活センターにつながるというようなダイヤルがございます。

相談につきましては、そのつながった身近な消費生活センター、国ですとか市ですとか県、こういった県民生活センター、消費生活センターのほうへですね、つながって相談ができるというようなものになりますので、「１８８」というのを覚えておいていただければというような教育についてもですね、各学校、教育現場では消費者教育の中で、こういった各関係機関が提供しておりますホームページなり、ビデオなり、そういった教材、副読本を使ってですね、教育をしておりますので、こういった案内等についてもですね、行っておるということでございます。

いずれにつきましても、一番大切なのはこういった相談しなければならない段階に至る前に、しっかりとした知識であるとかを教育していくことだと考えておりますので、私ども消費生活担当部局としてもですね、教育委員会をはじめ関係部局と連携を強くしていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。それでは２点目としまして、男性介護者への孤立防止対策についてお伺いいたします。

仕事と介護の両立が難しく、家事や介護に不慣れな上に、近所付き合いも少なく孤独に陥りやすい男性介護特有の問題について、支援の在り方を考えるとともに、同じ境遇の人たちが集まり、悩みを共有する機会を設けることにより、男性介護者の孤立を防止する必要があります。

そこでお伺いいたします。

１として、男性介護者の支援につながる講演会等の実施の必要性を考えますが、本市の取り組みについてお伺いいたします。

２として、男性介護者同士の集いの場が必要であると考えます。同じ立場の方々が会うことにより、いろんなことを得ると思います。こうした集いの場の新設について当局のお考えをお伺いいたします。

３として、その集いの場には、介護支援専門員の方も加え、専門的な知識を得る中で、本人が少しでも負担を軽くできるよう導いていただきたいと考えますが、当局のご所見をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、男性介護者の支援につながる講演会等の取り組みについてです。

市では、現在、高齢者などの介護をしている家族を対象に「家族介護教室」を開催し、軽運動やアロマテラピーなどにより、心と身体のリフレッシュにつながる取り組みを行っております。

男性介護者の支援に特化した事業は、現在、実施しておりませんが、今後、先進地の事例を参考に検討していきます。

次に、男性介護者同士の集いの場の新設についてです。

本市では、地域包括支援センターの職員による高齢者宅への訪問、介護者等の来所や電話による相談があった際、認知症と家族の会等、介護者同士の交流の場などの情報を提供しております。

男性介護者同士の集いの場の設置につきましては、今後、先進地の事例を参考に検討してまいります。

次に、集いの場への介護支援専門員の参加についてです。

男性介護者の集いの場を検討する際には、男性介護者の負担を少しでも軽減できるよう介護支援専門員などの専門的な知識を持つ方の参加も併せて検討していきます。

また、男性介護者への支援については、現在、山梨県と男性介護者を支援するボランティア団体が共同で、男性介護者の実態調査を行っています。

この調査報告書も参考にする中で、男性介護者の具体的なニーズに応じた対応策を検討したいと考えます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。特別男性という、私が今回質問しましたのは、やはり男性は我慢強くて、なかなか弱音を吐かない方が結構いらっしゃいまして、ご自分で抱えてしまう。だから、市のほうで把握していないところで悩んでいる人たちもいるかもしれないということで質問させていただきましたけれども、やはり全国的にも見ても、例えば集いの会みたいなことをやりましても、女性は結構行くんですけども、男性はその中の１人くらい、出席者は。数は少ないようです。そしてまた、性格によっては、集いの場に行っていろんな意見を言い合うもいいんだけども、「はい、あなた、あなた」という感じで言われるのが苦手な方だっていらっしゃいますよね。それよりも、そこに行って気楽に、同じ立場の人たちで話を聞く中で、だんだんだんだん慣れていって、自分の困っていることをぽろっと言うようになるかもしれない。ですから、もしそういう場をもっていただけるんだったら、結局、自然と自分の意見が言いやすいように持っていくような、黙って話を聞いている人たちもいると思いますけども、そういうこともご配慮いただきながら、話すことが苦手な方もいらっしゃいます。それがあるために行きたくないという場合もございますので、どうかそのへんもご配慮しながら、それらに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺清美議員の再質問にお答えをいたします。

実際に介護されている方に、男性、女性問わずお話を伺いますと、やはり一番に求めていると言いますか、訴えられるのが介護する中で自分の時間がほしいというところと、あとは休暇がほしいというふうなお話をよく耳にいたします。その中で、市といたしましても、介護されている方の支援ということで、なるべく使える介護サービスを有効的に使っていただきまして、その間で自分の時間をつくっていただいたり、休暇を取っていただきたいというふうなことを考えております。

先ほど答弁にもありましたように、男性につきましては、現在、県と県内のボランティア団体で具体的なニーズについて調査を行っておりますので、そんなことも参考にしながら男性介護者にとって、どのようなサービスが必要なのかということを研究してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

渡辺清美君。

○１４番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前１０時３５分といたします。

休憩　　午前１０時２２分

再開　　午前１０時３３分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、古屋始芳君の質疑および質問を許可します。

なお、古屋始芳議員から資料の配布について申し出があり、これを許可しましたので報告をいたします。

１０番、古屋始芳君。

○１０番議員（古屋始芳君）

笛政クラブの古屋始芳です。

議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

昨日の会議で、各会派の代表質問の中でも、今、まん延している新型コロナウイルスの対策、対応、それぞれの意見や答弁がございましたが、私の質問と重複するところもあろうと思いますが、一つよろしくお願いいたします。

全国的にまん延防止等重点措置を６日までの期間、３１の都道府県で適用し、このたび１８の都道府県が２１日まで延期するとのことです。

本県では１月２３日に臨時特別協力要請を発出し、先月２月２４日に内容を一部見直して、この３１日まで延期することを決めました。ここへきて、新型コロナウイルス感染症、特にオミクロン株になってから感染拡大の波が急激に増加し、日常生活に不安を与えております。

新型コロナウイルス感染症が発生してから、２年を経過しましたが、いまだに収束の気配が感じられません。特に２月に入ってからは、本市の感染者は他の市町村より突出して多い状況でございます。現状下においては、誰がいつ感染してもおかしくないような状況になっております。

そんな中で、山下市長自ら防災無線で感染防止対策の注意喚起をお願いしたり、ワクチン接種の案内を行っており、担当部署の職員の皆さまには日頃大変ご苦労をかけていることを感謝いたしたいと思います。そこで、そのコロナ対策の対応と対策をお伺いいたします。

市内での感染者の状況についてお伺いします。

皆さまのお手元に私の資料を配布してございますが、この表を見ても分かるとおり、これは２月の累計でございます。これに載っていない１月は笛吹市で３６７人、２月いっぱいまでで、両方合わせますと１，１８３人ほど感染者が出ております。

２月の感染者は１月のときの倍以上の感染者になっております。なぜか週末の行動があって週明けの火曜日とか水曜日に多くなるような傾向がみられております。

２月を過ぎても３月１日に県下で２５０人、市内で２７人、２日に県下で２７５人、市内で２５人、昨日３日は県下で２６１人、市内で１５人となっております。その状況について、１番目にお伺いします。

そういう感染者が多くなってきている中、２番目の子どもたちへの感染が多くなって、教育現場の先生方や、それに携わる教育委員会の担当部署でも大変な苦労をしていると思いますが、子どもたちへの対応と対策をお伺いいたします。

また、３番目、イベントや集会の開催、公共施設の利用制限はどうなっているでしょうか。これから卒業式、入学式を控える中で、それらの対応もお聞きしたいと思います。

４番目、ワクチン接種の状況はどうなっているでしょうか。私も本来なら３月のこの議会中に３回目のワクチン接種の予定でしたが、前倒しで２月１１日に接種を行いました。年をいっているせいか何の反応もなく、無事、今、過ごしておりますけれど、その状況についてもお伺いしたいと思います。

５番目、地域経済への影響とその対策についてお伺いします。

この新型コロナウイルスが発生以来、本市でもいろいろな支援策を講じてきました。令和２年３月に宿泊料金割引事業として始めた支援策が、２月いっぱいまでには１００以上もの支援策が講じられております。その対策の中で、直近では住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金ということで、１世帯あたり１０万円を給付するということが決まり、各家庭に連絡が行き届いております。そういった支援策を、こんなにたくさんしているわけですから、経済への影響と、その対策についても、また今後に対して検討をいろいろと、その都度お願いすると思いますので、よろしくお願いします。

また、そういう中で６番目のコロナ禍での観光施策についてお伺いします。

４月になると、この笛吹市はあたり一面、桃の花や桜の花が咲き、日本一の桃源郷として世界に誇る山地として、この名声を高めております。そういう中で、桃の花祭りとか、夏の花火大会、鵜飼、川中島合戦絵巻等、いろいろと観光施策がございますが、それらを手をこまねいて、ただ中止をするとか、延期をするとかということではなく、なんかうまい方法で、それらの対応をお願いしたいと思います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

古屋始芳議員の一般質問にお答えいたします。

なお、答弁につきましては、いただいておりました通告に基づきさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

まず、市内での感染者の状況についてです。

市内における新型コロナウイルスの感染者数は、令和４年１月１日から２月２８日までで１，１８３人でした。

オミクロン株によって、新型コロナウイルスの感染拡大のスピードは、格段に速くなっています。保育所や学校等、集団で生活する場での子どもたちの感染や家族間での感染が増加しています。

また、高齢者施設での感染も報告されています。

次に、子どもたちの感染拡大の対応、対策についてです。

保育所等では、県からの要請に基づき、チェックリスト方式による感染防止対策のための集中自己点検を実施し、マスクの着用、遊具やおもちゃの消毒、食事や会話の際における距離の確保やアクリル板の設置、大人数で集まる行事の参加人数の制限等、基本的な感染防止対策を徹底しています。

また、保護者には家庭でのマスクの着用、手洗いの徹底、休日も含めた体調確認を依頼し、体調不良が認められる場合には、かかりつけ医への相談や受診、家庭での保育をお願いするとともに、保護者と保育所との情報共有を図っています。

なお、保育所で感染者が確認された場合には、速やかに感染者の行動歴を整理し、保健所と連携して、濃厚接触者等の特定を進め、休園する場合でも、できる限り休園の範囲と期間を限定し、保護者への影響が最小限となるよう、対応しています。

小中学校の教育活動においては、文部科学省が示す「学校衛生管理マニュアル」に基づき、マスクの着用、手洗いや手指消毒、机・ドアノブ等の消毒、身体的距離の確保、換気等の基本的な感染対策を徹底するとともに、近距離で対面形式となるグループワークなど、感染リスクが高い学習活動や部活動を見合わせています。

また、クラスを２つのグループに分けた分割授業や分散登校を実施した学校もあります。

さらに、家庭には登校前の検温や風邪症状がある場合に登校を見合わせること、不要不急の外出を控えること等の協力を求め、感染拡大防止対策の徹底を図っています。

なお、感染者が確認されたときの対応として、文部科学省が示す「感染が確認された場合のガイドライン」に基づき、保健所の指導や校医の助言も踏まえて、学級閉鎖や休校等の措置をとっています。

次にイベントや集会の開催、公共施設の利用制限についてです。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条第９項に基づく、県の協力要請を受け、市では、現在、原則として人が集まるようなイベントは中止または延期とし、公共施設の利用については、利用人数や時間、県内在住者に利用を限定するなどの制限を設けています。

次にワクチン接種の状況についてです。

３回目の接種については、国の方針に基づき、昨年１２月から接種を開始し、医療従事者ならびに高齢者施設等の入所者および従事者については、２月中に接種を終了しています。

一般の高齢者については、市内２６医療機関での個別接種に加え、接種の加速化を図るため、２月１１日から春日居福祉保健センターで、武田モデルナ社のワクチンを用いて集団接種を行っています。

現在、１１月３０日までに2回目を接種した市民の皆さまに接種券を送付しており、2月２８日時点で１万３０２人が３回目を接種しています。

なお、５歳から１１歳の子どもの接種については、３月中旬に対象者３，８００人に接種券を郵送し、市内２カ所の小児科医で個別接種を、春日居福祉保健センターで集団接種を行う予定です。

次に地域経済への影響と、その対策についてです。

長期化している新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済は大きな影響を受けています。

本市では、これまで、厳しい経営を余儀なくされている事業者に対する、市の独自支援策と

して、創業持続化支援給付金給付事業、小規模事業者支援金給付事業、非接触型電子決済の促進と合わせた消費喚起キャンペーン事業、旅客関連事業者支援金交付事業および観光関連事業者支援金交付事業などを実施してきました。

昨年１２月からは、市民の生活を応援し市内事業者を支援するための「ハートフルタウン笛吹！商品券」事業を実施しています。商品券については、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染急拡大に伴う、不要不急の外出の自粛が要請される中、商品券の使用機会が減少しているため、令和４年２月末日までとしていた使用期限を１カ月間延長し、３月末日までとしました。

市の独自支援策については、今後も新型コロナウイルスの感染拡大の影響を注視しながら、必要な支援策を検討していきます。

次に、コロナ禍での観光対策についてです。

本市では、観光事業者を対象とした支援策として、これまで、笛吹市宿泊料金割引事業や観光果実園支援金給付事業などを実施してきました。

しかしながら、度重なる感染拡大の影響により、本市を訪れる観光客の回復は、一時的なものにとどまっています。

コロナ禍での観光振興策としては、引き続き、徹底した感染防止策を講じながら、安全で安心な観光地としての認知度の向上を図る必要があると考えます。

また、旅行需要を喚起するための、国のＧｏＴｏトラベルや山梨県の大規模誘客キャンペーンと連携を図るとともに、市独自の効果的な施策を実施し、誘客を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○１０番議員（古屋始芳君）

丁寧な答弁、ありがとうございます。

答弁にもありましたように、コロナ禍の中でのイベントとか、催しは国や県からいろいろと規制がございます。しかし、本市でも１月の成人式の折にも７００人以上の会場へ出席する、われわれを含めて全員が抗原キットで検査をして会場で式典をしたとか、また先日、小瀬競技場で行われたヴァンフォーレ甲府のサッカーの試合の開幕戦においては、約４，５００人の観客を入れて開催した経緯がございます。

いろいろと工夫をしながら感染拡大の防止を徹底的に図りながら、なんかうまい方法で、こういう催しができていけたらありがたいなと思って、次の質問に移りたいと思います。

２問目、「春日居の足湯」の用途変更に伴う再整備についてお伺いします。

市の公共施設の適正化に関する取り組み事業の一環として、昨年の１１月１６日に公営企業部より「春日居地区の足湯」については、令和４年３月３１日をもって終了するとの説明が、地元議員である私と神澤議員に伝えられました。

１２月７日の春日居町区長会での説明と、その後の１２月２５日に町民に対して回覧でのお知らせを行いました。合併前の旧町村において、昭和４０年代から５０年代にかけて、公共施設が一斉に造られており、老朽化している既存の公共施設を現状のまま維持管理するのは難しいことから、長期的な計画で見直す必要は認めますが、地域住民への理解を得るために余裕を

もって行うべきだと思います。

「春日居の足湯」につきましては、春日居町駅構内にあることから、市民はもとより、市外から訪れた人たちに親しまれてきました。たしかに利用者は、オープン当時より、年々減っておりますが、一方で源泉を加熱する費用やボイラー、また配管設備等の修理費用が負担となることも十分、分かっております。用途変更はやむを得ないところだと思いますが、市民の憩いの場として再整備をどのように進めて、計画するのかお伺いいたします。

１．現在ある事務室、トイレ、ボイラー室、それから湯船等はどういうふうにいたすのでしょうか。

２番目、再整備の具体的な内容と計画をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

古屋始芳議員の一般質問にお答えします。

まず、現状の事務室、トイレ、ボイラー室、湯船等についてです。

春日居町駅の南側にある事務室は、再整備に伴い開放的な空間となるよう既存建物の取り壊しを行います。

また、トイレ、ボイラー室、湯船等については、既存建物を改修し、トイレと休憩ができるスペースとして整備する予定です。

次に再整備の具体的な内容と計画についてです。

用途変更に伴う再整備は、来年度実施する予定です。

誰もが利用しやすいよう再整備箇所は、休憩スペースも含め、できる限り段差を解消いたします。

トイレについては、現在のボイラー室も含め改修を行い、男女別トイレに加え、簡易型多機能トイレを整備します。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○１０番議員（古屋始芳君）

一つよろしく再整備を有意義なものにしていただきたいと思います。

今、市では公共施設等総合管理計画の中で、いくつもの公共施設をいろいろな方法で集約したり、複合化したり、用途の変更、廃止等を検討しております。その数多い中の優先順位をうまく決めていただいて、地域の人たちに理解を多く得ていただいて進めていっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、古屋始芳君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午前１１時１０分といたします。

休憩　　午前１０時５９分

再開　　午前１１時１０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、神澤敏美君の質疑および質問を許可します。

７番、神澤敏美君。

○７番議員（神澤敏美君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に昼夜にわたりご苦労されている行政と各医療機関、そして従事している関係者に心から感謝を申し上げ、敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症が発生して２年が経過し、コロナ感染拡大の影響は私たちの生活を一変させております。

行動が制約され、経済、教育、文化、交流等々、大きく停滞する中、日本の伝統文化の一翼を担ってきた書道、デジタル化時代が進む中、手書き文字の力継承に第８２回山日ＹＢＳ席書き大会入賞者の発表が２月１５日にありました。

１万を超える作品の中から、笛吹市では６部門、幼児から小中高生、一般まで６３０名の受賞者があり、特別推薦賞に八代小学校６年生、黒澤さん、山日ＹＢＳ賞に境川小５年生、秦さんが選ばれました。おめでとうございます。

幼児から小中高生、一般まで日々努力している姿と指導者の熱き心に感謝を申し上げるとともに、新しい時代の笛吹市に大きな期待を込めて質問に入ります。

表題１といたしまして、魅力あるまちづくり、移住、定住促進についてお伺いいたします。

山下市政２期目が１年と５カ月が経過いたします。

２期目に向けた新たなる挑戦ハートフルタウン笛吹として、①幸せ実感こころ豊かに暮らせるまち、②幸せ実感にぎわいがあふれるまち、③幸せ実感１００年続くまち、３つの基本目標と具体的な４８項目の重要施策を明記して幸せを感じ、夢と希望のあるまちづくりに取り組んでいます。これら４８項目を考えるとき、すべてが連携し将来の笛吹市に期待を寄せるところでございます。

総務省の１月２８日、自治体の境を超えて住所を移した人の数をまとめた人口移動報告で、現行の集計方法となった２０１４年以降、人口の流出を示す転出超過が続いていた山梨県が、２０２１年初めて６８６名の転入超過となりました。山梨県においても「一過性にしてはいけない」と指摘「社会構造や経済構造の見直しに踏み込んだ対応が必要」とし、子育てや教育環境の充実、観光業の高付加価値化に取り組むとしています。

転入超過の原因として新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、テレワークの普及などで東京圏から県内への移住が進んだことが大きな要因の一つとしています。県内１０市町村が転入超過、１７市町村で転出超過の中、笛吹市は６９名の転入超過となっていますが、国の移動報告では引き続き市町村の多くで人口流出が続いている実態が明らかになったと報告があります。

いわゆる千葉県、茨城県、埼玉県、群馬県、神奈川県、山梨県に転入となっていて、転入者はテレワークが中心で広い住宅を求め、自然豊かな生活環境と都心への利便性の高さを求めています。

国でも「最新のデジタル技術で地方の生活利便性を高め格差を是正する」とした、デジタル田園都市国家構想を唱えています。

企業でもグループ会社への転籍を通じ、地方移住を認める動きが出てきていて働く場所や居住地を柔軟に選べる仕組みを導入する企業が増えていると聞きます。

お伺いいたします。

１点目、現在の移住、定住促進事業の進捗について伺います。

笛吹市では、平成２７年度まち・ひと・しごと創生総合戦略と人口ビジョンの策定からの移住定住促進に向けて事業に取り組んでいます。

このコロナウイルス感染症の中、国内の社会情勢もあるかと思いますが、初めて６９名の転入超過を迎え、平素の事業努力が実を結んだ証と評価するところです。現在の移住定住事業の進捗状況を伺います。

２点目、これからの移住定住、転入超過への事業方針についてお伺いします。

少子高齢化社会において、将来の人口減少を考えるとき自然に恵まれた環境の中、笛吹市全体に点在する尊い文化遺産と民族芸能、充実した医療と教育の確立、にぎわいのある観光づくり、石和、春日居温泉郷、芦川新道峠ツインテラス、みんなの広場、そして現在計画しているスポーツツーリズム多目的芝生グラウンド施設の活用と魅力のある資源を最大限に活用し鉄道、幹線道路からのアクセス道路の確立、デジタルネットワークと高付加価値化に取り組むことが移住定住に不可欠かと考えます。これからの移住定住、転入超過への事業方針を伺います。

３点目、移住定住施策に重要な要素となる、新環状道路笛吹区間の進捗状況について伺います。

笛吹市は日本の中央部に位置し交通網は鉄道、ＪＲ東日本、車は中部横断道が昨年開通し、中央道を中心に東に圏央道と東京近郊圏、南は東海近郊圏、特に東京圏はリニア新幹線の開通を見るとき、通勤圏となり企業にとっても安価で魅力ある移住、定住先となります。また、中部横断道のアクセス道路、新環状道路の建設が笛吹市内に計画され現在進行していますが、移住定住施策には移住者にアピールできる、重要な魅力ある環境が整います。そこで新環状道路笛吹区間の進捗状況を伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えします。

まず、現在の移住、定住促進事業の進捗状況についてです。

今年度の移住、定住促進事業の状況については、子育て世代住宅取得補助金の交付件数が１１５件、空き家バンク登録物件改修補助金の交付件数が２件、遠距離通学定期券購入費補助金の申請人数が７３人と例年並みに推移しています。

移住支援金交付事業は、制度が開始した令和元年度から交付実績はありませんでしたが、県の制度が拡充されたことで、本年度は単身で２件の実績があり、今後、単身で１件、世帯で３件

の申請が予定されています。

今後も県や関係機関と連携を図り、移住定住の促進につなげていきます。

次にこれからの移住定住、転入超過への事業方針についてです。

本市には、保育園、幼稚園、認定こども園が２８カ所あり、現在待機児童はゼロとなっていて、安心して子育てできる環境が整っています。地域子育て支援センター７カ所があり、子育ての親子の交流の場を提供しています。医療機関は、病院８施設、診療所６４施設が立地しています。

また、子育て世代、若者に魅力的なまちを積極的に情報発信し、移住定住につなげるためのシティプロモーションを推進していきます。

さらに、本市への移住定住を希望しても、住む場所がなければ移住定住することができないことから、平成２８年度に実施した空き家実態調査のデータを活用する中で、良好な物件を選定し、所有者へ積極的にアプローチするなど、空き家バンク登録物件の確保に努めていきます。

来年度は、移住や二地域居住に関するきめ細やかな相談、サポート、悩みごとをワンストップで解決するための総合的な窓口として、再任用職員による移住コンシェルジュを設置します。

次に、新山梨環状道路の笛吹市区間の進捗についてです。

環状道路の建設を行っている県に確認したところ、事業については概ね計画どおりの進捗状況であり、用地取得が先行している区間については、来年度から高架橋等の詳細設計を進めていくとのことです。

市では、残る区間についても県と協力し、用地の取得を積極的に進めます。

また、先行する甲府市と接する区間は、工事に着手し、平等川をまたぐ橋梁等の大規模構造物が施工されています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○７番議員（神澤敏美君）

ありがとうございました。３点目の環状道路の建設ですけども、完成したときのですね、笛吹市内の図面が計画、出来上がりの道路の建設状況の図面がありましたら、また後日でもよろしいですから提出いただければ助かります。

また、何かの機会を見つけて市民にもこういうものが出来上がるということを周知していただければ助かります。

再質問を１点いたします。

人口増加は自治体に活力を生み、発展につながります。移住定住促進事業には、行政と企業、各種団体の英知を結集し取り組むことが望まれ、特に就職期を迎えた女性の県外転出が大きいとされています。都市部と比べ選択肢が少なく、やりがいをもって長く働ける職場を確保し、移住者や定住者、Ｕターン希望者の受け皿となる環境づくりが必要と指摘されていますが、これについていかが、方向性を一つご答弁お願いいたします。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

神澤敏美議員の再質問にお答えします。

移住者などが働ける職場の確保ということですけども、魅力ある雇用の場を確保するため、市内産業の更なる振興と優良企業の誘致を図っていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○７番議員（神澤敏美君）

ありがとうございます。ぜひこれからの計画の中にも取り入れながら、日々やっているかと思うんですけど、お願いいたします。

結びになりますが、東京に本社を置く大企業の災害時を想定したサテライト拠点や空き家を活用し、情報通信機器でつないだ小規模な代替オフィス、地場産業のワイン作り、観光や耕作放棄地活用の農業、市内の自然と文化を結び付けて提供する仕組みを育んでいき、魅力ある働き甲斐のある笛吹市、移住定住ににぎわいのあるまちづくりをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、神澤敏美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午前１１時３５分といたします。

休憩　　午前１１時２５分

再開　　午前１１時３３分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、神宮司正人君の質疑および質問を許可します。

８番、神宮司正人君。

○８番議員（神宮司正人君）

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

笛新会の神宮司正人です。よろしくお願いをいたします。

世界中でコロナから命の大切さを知り、必死で命を守ろうとあえいでいる中、このたびの東ヨーロッパで起きた侵略行為に対し、私もできるだけの反対の行動を起ころうとカーキ色での登壇をしようとしましたところ、申請をいたしましたら議長の許可がおりませんでしたので、せめてこの出で立ちで今日は来ましたので、どうかご理解をいただきたいと思います。

さて、ご案内のように、わが国は新型コロナウイルス感染症が初めて発症されたから、早や丸２年を経過いたし、この間、度重なる非常事態宣言の発令と解除を繰り返しながら、昨年１０月の第５波からの脱却を受けた新型ウイルスでありましたが、新たな変異株であるオミクロン株

が世界中で確認されるようになりました。１２月からは日本にも感染が見られるようになりました。

１月初めからは本県・本市でも急激に感染者が増加し、特に幼児・小中学生をはじめとする学校等での感染が多数寄せられておる中､本市内での感染症対策についてお伺いをいたします。

この間、本日まで新型コロナウイルス感染症にて、お亡くなりになりました多くの方々の尊い御霊に対し、心からのご冥福と感染された方々の一日も早い回復をお祈りをいたすところでございます。

さて、オミクロン株の発現、また変異と思われる新たなミュー２株と、次々と変異を繰り返す非常に厄介な感染症は､当初は子どもたちなどの若年層にはあまり感染するリスクは小さく、または重症化するリスクも少ないのではとされておりましたが、ご案内のように、しばらく安静を保っていました感染症は、本年の正月、三が日を過ぎたころから一気に日本中に感染が急拡大し、本県でも１月下旬には４００人を超える感染者が確認されました。この変異株の特徴は非常に感染力が強く、幼児・小中学生に感染が多く出ることになりました。毎日のように市内でも、どこかしらの学校、幼稚園で学級閉鎖、学年閉鎖、休園等が続出しております。

このことは、子育て中の共働き世帯、ひとり親世帯にとっては、非常に大変な負担になっております。

もし、自分たちの子が感染したなら、たとえ無症状であっても、どちらかが仕事を休んで見てあげなければならない。まして、ひとり親世帯なら、なおさらであると思います。

しかも厄介なのは高齢者への感染が急拡大する中、基礎疾患を持っている方の重症化、ついては死に至るケースを考えますと、両親や祖父母にもお願いはすることができないケースが誠に多いことです。

そのため子育て世帯への負担が、収入の減収等で多くの相談が２月からは私どもにも寄せられてきております。特に自宅療養の母子家庭からＳＯＳが相次いでいる実態が出てきている中にありまして、山梨県では２月１７日、看護のため仕事を休んで看病する民間に勤める子育て世帯や特にひとり親世帯に対し、日額４千円補助する助成金を支給するといたしましたが、まだまだ不十分であると思われます。本市でも連携しながら、何らかの上乗せ救済措置をぜひとも検討していただきたいと切にお願いをするところでございます。

そこでお伺いいたします。

１点目、感染者急増に伴い一般市民の皆さんへの救急対応では感染、あるいは基礎疾患での救急搬送時に病院側の診療診察受入等で不具合が出ていないでしょうか。

２点目、本市内には自宅療養者がどのくらいいるのか。また、その子ども・大人の人数は把握しておられるでしょうか。

３点目、自宅療養者に対するフォローアップについて市の見解は。また、自宅療養中に重症化するリスク回避への対応は。

４点目、自宅療養が行われることによって、家庭内での感染が広がる事例が多発しております。保護者や看護者に陽性者が出ることにより、高齢者や幼児にさらに感染が広がる、いわゆる家庭内クラスターによりまして、重症化することが危惧されますが、県との連携や市としての対策についてお尋ねをいたします。

最後に５点目、受験の追い込みをかける一番大事な時期にオミクロン株の大流行で受験を控えた生徒は大変であったことと思います。まさに昨日、高校受験の後期試験が行われました。

今年度の学びのスケジュールや、学年閉鎖・学級閉鎖等は問題はなかったのか。また、年度を通して小中学校の各種諸行事、修学旅行ほかの実施予定はいかがであったのか、お尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、救急搬送時の診察受入等における不具合についてです。

感染拡大による救急業務への影響については、救急隊の出場件数の増加が認められるものの、今のところ大きな支障は出ていません。

総務省消防庁が救急搬送困難事案としている、病院等の手配回数が４回以上で、かつ現場滞在時間が３０分以上の事案は、令和４年１月１日から２月２８日までの２カ月間で合計７３件、月平均３６．５件となり、令和３年１２月の１カ月の件数と比較すると、約８２．５％の増となっています。

今後も医療機関と連携し、搬送する患者に負担が生じないように救急業務に取り組んでいきます。

次に、自宅療養者数および子どもと大人の内訳についてです。

２月１５日現在、市内の自宅療養者は２０８人で、そのうち１５歳以下は６９人、１６歳以上は１３９人です。

次に、自宅療養者に対する支援と重症化リスクの回避についてです。

自宅療養者に対して、県は、宿泊療養施設等から自宅へ療養場所を変更した人を支援する「退所後ケア班」と、無症状または自覚症状が軽微であるなど一定の条件を満たし、医師の判断により始めから自宅で療養する人を支援する「ホームケア班」に分けて支援を行っています。

自宅療養を開始する際には、退所後ケアは７日分、ホームケアは１０日分の生活支援物資を療養者に届けるとともに、県の担当班が毎日の健康状態を電話で確認し、療養中の生活支援と重症化を防ぐ対策を行っています。

療養者と電話がつながらず、健康観察ができない場合は、県の担当班から市に連絡があり、市の職員が療養者宅を訪問し、安否確認を行うなど、県と市が連携して自宅療養者を支援することで、自宅療養中の生活支援と重症化するリスクを回避する取り組みが図れているものと考えています。

次に自宅療養による家族内感染や重症化を防ぐための、県との連携や市の対策についてです。

県から市に自宅療養者の名簿が送られてきた際、市では、療養者の家族に高齢者や子どもがいないかを確認しています。

高齢者や乳幼児がいるなど、個別の対応が必要な場合は、県の担当班に家族の状況等の情報を提供し、迅速に対応できるように県と連携を図っています。

特に、乳幼児のいる家庭については、県が行う健康観察のほか、市から家族に連絡し療養中の心配ごとの有無を確認するなど、少しでも安心して過ごせるよう対策を行っています。

次に学年閉鎖・学級閉鎖等による授業への影響や修学旅行など、各種行事の実施状況についてです。

学習指導要領で定められている小中学校の標準授業時数は、現在、すべての学校で確保できています。

学年閉鎖等の措置をとった場合でも、オンライン授業の実施や学習プリント等の課題に取り組むことで、学習の継続に努めています。

また、小中学校の修学旅行、小学校の自然教室や運動会、中学校の学園祭等の行事については、日程の見直しや代替行事を行った学校もありましたが、すべての学校で実施することができました。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○８番議員（神宮司正人君）

ご答弁いただき、ありがとうございます。

１点目の救急対応について、件数は増えている、事案は増加しているものの特段、大きな支障は出ておらないというふうなお答えだったと思いますが、私が一番心配しているのは、これだけ市内にも多くの感染者があり、国内、県内でピークは一見過ぎたようには思いますが、昨年、夏の状況から見るとまだまだ多くて、また重症化する高齢者や基礎疾患をお持ちの方々はピークより遅れて出てまいります。ましてや緊急かつ一刻を要する脳内出血ですとか脳梗塞、あるいは心筋梗塞等の急を要する患者に対して受け入れ困難な事案が出ないかであります。一刻を要する患者がスムーズに受け入れて、素早い治療がいただけたなら大切な命が救われますので、消防署の素早い対応で、救急患者を搬送したくてもなかなか搬送先が決まらないというふうなことでは、消防隊の皆さんも情けないと思います。病院側の医療ひっ迫が出ないでいただきたい、つくづく願うところでございます。

引き続き、救急隊員の皆さま方には多忙が続きますが、消防長、ぜひ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

２点目から４点目の、特に自宅療養する小さな子どもを抱える子どもの親等への対応については、いずれも現状、あるいは県、市がしっかりと連携を図りながらの対応をしていただいているようで安心をいたしたところですが、毎日のようにわれわれのところにも入ってくるＦＡＸにては、市内でもどちらかの幼稚園、学校で学級閉鎖、学年閉鎖、休校、休園等が続出しております。そのたびに、保護者の方々の負担、特に共働き世帯であったり、ひとり親世帯の負担は大変であると考えられます。

５点目、今年度の学びのスケジュール、小中学校の各種諸行事、修学旅行ほかの実施状況についてお答えをいただきました。学習指導要領で定められている標準授業時数ですか、確保できているというふうなお答えではございましたが、この１月からの感染爆発を受けて、学年閉鎖、休校が続いた最中、昨日行われました高校入試後期試験ですが、学びの準備期間が決して十分とは言えない中にありまして、受験されました生徒の環境、心情を思うと、つくづく可哀想に思えて仕方ありません。

諸行事等の消化にも、市の教育委員会と現場の先生方とで工夫をしての、この２年間であったと思いますが、ぜひとも引き続き市教委では子どもたちのために更なるご尽力をいただけますよう、教育長をはじめ教育部長、よろしくお願いをしたいと思います。

今後も変異と思われる新たなＢＡ、ステルスオミクロン株に置き換わるとされておりますが、しかも感染力は今でのオミクロンと１．５倍とされるようですので、少しはピークを過ぎたのではと思われがちですが、まだまだ安心はできないところでございます。

そこでお尋ねをいたします。

幼児・小学低学年で感染、もしくは休校などで保護者が仕事を休まざるを得なかった家庭に対し、本市でも県と連携しながら何らかの救済措置をぜひとも検討していただきたいと切に思いますが、このへんの考え方はいかがでございましょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

神宮司正人議員の再質問にお答えいたします。

現在、急な休園、また休校等で保護者が仕事に行けなくなった場合には、基本的にはファミリーサポートの制度をご紹介して、ご利用を案内しているわけでございますが、それもなかなか難しくてかなわないというところであれば、国からの支援制度、また先ほど神宮司議員からもご紹介いただいた県の制度がございますので、そちらのほうをご紹介させていただくということですが、市の独自の支援につきましては、現在、またこれからのコロナ感染の状況をよく見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○８番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。ぜひいろいろな支援をしてあげないと、親は仕事を休まなければならないということで大変だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、２問目にいきます。女性の活躍する職場環境および課長職以上の登用についてということで質問させていただきます。

感染防止の観点から昨年末、この庁内、整備が終了いたし、アクリルクリーンパーテーションや照明のＬＥＤ化と心なしか明るさを感じるのは、誠にありがたいことでございます。

ご理解をいただきました市長はじめ、関係者の皆さま方には厚く御礼を申し上げたいと思います。

しかし、本市の女性部長がこの議場から、執行側席側から見れなくなりまして、早や１年が過ぎようとしています。今までのように、執行側席に数名の女性管理職の皆さんがいていただいたらと思うのは、私ばかりではないはずです。女性管理職がいていただいたら、ＬＥＤ照明の何個分も、何倍も明るいはずでございます。

そこで本市の女性管理職登用について、本市の考え方をお伺いいたします。

１点目、女性職員で主幹を含めた管理職における割合と課長職における割合に大きなギャップがあるようです。職員の個々の働き方を尊重しながら、このギャップを改善するための市の具体的な方策は何があるのか。

２点目、女性職員が課長職・部長職として活躍できる職場環境づくりを市ではどのようにお

考えでしょうか。

３点目、女性を課長職・部長職に登用するには、職員の育成が最も重要だと考えます。人材を育成するための職員人事・職員配置について、市はどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、課長職等における男女比の改善策についてです。

本市における課長昇任試験については、受験資格を「５級以上で主幹経験１年以上の者」とし、一定の経験年数を経れば誰でも受験できるよう機会の均等に努めています。

また、性別にかかわらず、能力と意欲のある職員を課長職に登用しています。

課長職における女性の割合が低くなっている原因の１つとして、管理職適齢年齢にある職員のうち、女性職員の比率が３割程度にとどまっていることが挙げられます。

すでに取り組んでいる性別にとらわれない職員採用や、昇任や昇格を今後も継続的に推進していくことにより、将来的には、女性課長職の割合を高めることができるものと考えています。

なお、管理職という立場を敬遠する女性職員が少なからずいるのも事実ですので、昇任試験受験の推奨や、女性職員の活躍に関する研修の周知など、職員の意識改革にも取り組んでいきます。

次に、女性職員が課長職・部長職として活躍できる職場環境づくりについてです。

性別にかかわらず職員が活躍できる職場環境づくりのため、妊娠、出産、育児などに係る各制度において、子育てと仕事との両立を支援するための制度改善を進めています。

また、女性職員自身の意識改革はもちろんですが、すべての職員が性別にかかわらず活躍できる職場づくりに共通理解を持つことが重要と考えますので、今後も職員に対する意識の啓発に努めていきます。

次に、女性を課長職・部長職に登用するための人材育成についてです。

平成１７年度に策定した「笛吹市人材育成基本方針」に基づき、戦略的、総合的に人材育成を進めています。

特に、職員人事は、職員が経験を積み、高い能力を身につけ、課長職・部長職を目指すために重要です。

このため、前例にとらわれず、また、性別にかかわらず様々な部署に職員を配置することにより、活躍の可能性を広げるとともに、市の業務を広い視野で俯瞰的に捉えることができるような人材育成に努めています。

また、本年度から、自己申告書の提出を全職員に義務づけ、職員一人ひとりの意識を把握し、適材適所の職員配置に取り組んでいます。

これらにより、女性職員の能力開発、管理職への意欲向上につながるものと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○８番議員（神宮司正人君）

お答えをいただきました。誠にありがとうございます。

２００３年の古い話でございますけども、政府は２０２０年までに指導的地位の女性の割合を３０％を目標に掲げ、２０１６年４月には女性活躍推進法が全面施行されました。こうした背景から、ある調査会社の最近の集計によりますと、企業の女性従業員の割合は増えてはいるものの、管理職、課長相当職以上に就く女性の割合は、平均が７．８％だったそうです。この議場の中には、１９人の議員のうち３人の女性議員がいますから、約１５、１６％でしょうか、集計結果がいかに少ないか、お分かりになると思います。

あらゆる方策を検討し、女性職員の意識の改革、意識の啓発、意欲の向上を目指すとの回答であったように思いますが、本市の職場環境は、市内の一般民間企業の模範となるべき職場であってほしいと考えます。なぜなら、育児休暇やその他、あらゆる分野で男女分け隔てなく休暇の取得のできる環境が本市には整っております。なかなか民間の企業では、各種の制度は就業規則では整っていても、堂々と取得できない場合が多い中にありまして、実に恵まれた職場環境でございますので、ぜひとも、どこの部署にもいっても、女性の課長や部長が見かけるようになりましたというふうになりますよう、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

女性管理職登用に向けて、先ほど答弁いただきましたが、市の各種のマスタープランなどでも行っているように、将来的な具体的な数値目標を掲げるべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

茂手木総務課長。

○総務課長（茂手木政和君）

神宮司議員の再質問にお答えいたします。

市では、性別にとらわれない職員採用や昇任、昇格を実施しております。このため、女性職員に限定した課長職以上への登用についての数値目標については、定めておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

神宮司正人君。

○８番議員（神宮司正人君）

特に数値は定めていないというふうなことだとは思いますけども、ぜひですね、なんとか、ここの議場の１５％ぐらいまで、ぜひ求めたいと思います。

それから歴代の部長、課長を思い出して、どうしても保健福祉部ですとか、子育て市民環境部とかに限定されるケースが多いのではないでしょうか。総務であったり、総合政策部などの部署にも女性の部長さんや課長さんが抜擢されたなんていうと、この笛吹市はとっても素敵だなというふうに思います。男女を問わず、素晴らしい能力を持っている職員さんが本市には誠に多いと考えております。ぜひ、女性のスキルを十二分に発揮できる環境づくりを、女性幹部登用を市長にもお願いしておきまして、私の一般質問を終了させていただきます。誠にありが

とうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後１時３０分といたします。

休憩　　午後１２時０２分

再開　　午後　１時２８分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野正博君の質疑および質問を許可します。

４番、河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、新風会の河野正博が一般質問をいたします。

山下市長の市政方針および重点施策の中に、将来を見据えた行財政づくりがあります。昨年度より業務の可視化、業務の課題の明確化が行われ、組織や業務の効率化、経費削減を実施すべく、今年度中に改善案をまとめるとのことです。

行財政改革は焦眉の急であり、山下市長の方針には大賛成であります。

もとより行財政改革の目的は、その第１に市民サービスの向上、第２に市職員のスキルアップと組織の最適化、第３に強固な財政基盤の確立と安定した財政運営であると考えています。

以上の目的を達成するためには、様々な視点からの検討が必要であり、多岐にわたる施策が必要です。

笛吹市の行財政改革について、２問、質問をいたします。

２問中の１問目、市役所職員の数と組織について。

１．平成１８年度職員数は１千人、正規の職員は７２１人、非正規は２７９人でありました。令和２年度の職員数は９７４人、正規は５８２人、非正規は３９２人であります。職員数および正規、非正規の割合の変化について所見をお伺いいたします。

２．市民サービスの向上の点から、制限なく正規職員の数を減らすべきではないと考えますが、所見をお伺いいたします。

３．正規職員と非正規職員の業務について、ガイドラインが必要だと考えますが、所見をお伺いをいたします。

４．業務分析の結果を踏まえ、適正職員数を算出すべきと思うが、所見をお伺いいたします。

５．行財政改革の視点から人員と組織を見たとき、令和３年度、最も大きい課は子育て支援課、正規職員７５名、非正規職員８５名、合計１６０名。課長職１名、保育所長さんが９名の課が最も大きい課であります。それ以外にも、長寿介護課４３名、健康づくり課３５名、健康福祉部さんのところに大きな課がたくさん存在していると思っております。

市民サービスの向上や行き届いたガバナンスのために、組織構成および管理職数など再検討

すべきと思うが、所見をお伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、職員数および正規、非正規の割合の変化についてです。

本市では、これまで笛吹市定員適正化計画に基づき、職員数の適正化に取り組んできました。

定員適正化計画の趣旨は、「地域の実情や住民ニーズに沿って、円滑な行政運営を進めるために必要な職員定数を定める」とされていますが、正規職員の削減計画として運用されていた面は否めません。

社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大や行政に対する市民ニーズの高度化、多様化に対応するため、事務量が増加する一方で、事務事業の整理が十分にできなかったことにより、非正規職員が増加したものと考えています。

次に、制限のない正規職員の削減および業務分析による適正職員数の算出についてです。

新たな行政ニーズに的確に応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していくために、適正数の正規職員を確保する必要があります。

現在実施している業務分析の結果に基づき、業務の効率化、組織の見直しを進める中で、業務の量や特性を踏まえた適正職員数の配置を進めます。

次に、正規職員と非正規職員の業務に関するガイドラインについてです。

非正規職員については、基本的な考え方として、業務の専門性や臨時的な必要性などにより、任期を定めて雇用していますが、正規職員との役割分担があいまいであることは課題と捉えていますので、ガイドラインの作成も検討します。

次に、市民サービス向上や行き届いたガバナンスのための組織構成および管理職数についてです。

本市の行政組織は、部署ごとに業務量や職員数に格差があり、規模の大きな部署では、管理職員によるマネジメントができにくい状況も見受けられます。

こうした課題に対処するため、課の規模の適正化および事務事業の効果的実施を図るため、令和４年４月から、保健福祉部において、「福祉総務課」から障害福祉業務を分離し、「障害福祉課」を新設、また「長寿介護課」を「介護保険課」および「長寿支援課」の２課に分割します。

また、子育て世代に焦点を当てた取り組みの一層の強化を図るため、「子供すこやか部」を創設し、「子育て支援課」、「保育課」を設けます。

これらの見直しにより、保健福祉部は、現行の１部５課の体制から、２部８課の体制に再編します。

なお、来年度についても、引き続き、市役所全体の組織の適正化に取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。１つだけお願いは、こういう計画は計画が立案されてから移ることは重要だと思いますが、走りながらやるという方法もあるので、ぜひスピード感を大事にして、施策を行っていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

２問中の２問、業務改善につながる情報システムについて。

市役所の業務は、多くの情報ソフトウェアがあります。施政方針および重点施策の中で、ＩＣＴを活用した業務の効率化を推進することとなっております。

また、市民サービス向上に情報ソフトウェアの果たす役割は、非常に大きいと思います。

しかし、運用する側がしっかり管理をしないと、不測の事故を起こす危険も持っております。第５次行財政改革大綱（案）では、新技術活用を掲げています。根幹をなす情報システムについて、お伺いをいたします。

１．現在運用している情報ソフトウェアは市役所全体で何本あるか、お伺いいたします。

２．現在運用している情報ソフトウェアの統廃合について、所見をお伺いをいたします。

３．市民サービス向上のための新たなソフトウェアの導入について、お伺いをいたします。

４．業務効率改善のためのソフトウェアについて、具体的にどのようなソフトウェアを考えているのか、お伺いをいたします。

５．学校教育にタブレットを導入しましたが、これらの管理運営システムについてお伺いをいたします。

６．情報システムの一元管理をすべきと考えますが、所見をお伺いをいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、市役所で運用している情報ソフトウェアの数についてです。

現在、本市において運用しているシステムについては、戸籍や税務など、住民情報を取り扱うシステムが７１、財務会計や統合型ＧＩＳなど、内部事務で利用しているシステムが５６で、総数は１２７となります。

次に、情報ソフトウェアの統廃合についてです。

これまで個別のシステムで行っていた、財務会計、人事給与、紙で行っていた文書管理、庶務事務の内部事務について、令和４年４月から統合型内部情報系システムを導入します。

これにより、一元的なデータ管理の下、システム間の連携が可能となり、業務の効率化や書類のペーパーレス化、職員の負担軽減などが図られます。

今後も業務の効率化およびコスト削減を目指し、システムの統廃合を検討していきます。

次に、市民サービス向上のための新たなソフトウェア導入についてです。

窓口での手続きにおける市民の負担を軽減するため、マイナンバーカードやタッチパネルなどを利用した「書かない窓口」の実現や、ＡＩを利用した手続き案内サービス、２４時間いつでも好きなときに、スマートフォンやパソコンで問い合わせができる「チャットボット」、また、道路の陥没や街路灯の故障などを、スマートフォンを使って市民の皆さまから連絡をいただく

ことで、効率的に解決する「市民通報システム」などについて、効果を見極めながら導入を進めていきます。

次に、業務効率改善のためのソフトウェアについてです。

すでに導入している、申請書等に書かれた情報をデータ化するためのＡＩ－ＯＣＲや、従来は人の手で行っていた単純な作業や時間のかかるデータ処理など、ソフトウェアのロボットが代わりに自動処理を行うＲＰＡ、また、ＡＩが会議の音声を自動で文字に変換し、議事録の作成を支援するシステムなどを考えています。

これらはすでに導入済みではありますが、現在、一部の業務でしか利用していない状況です。しかし、昨年度から取り組んでいる業務分析の過程において、これらのシステムを利用することで効率化が見込まれる業務が複数あることが分かったため、今後は、これらのシステムを積極的に活用することで、市役所全体で業務の効率化を図っていきます。

次に、学校教育に導入したタブレットの管理運営システムについてです。

タブレットの管理運営システムとしては、コンピューターウイルスを検知し、除去するシステムのほか、タブレットを利用する際に本人を認証するパスワード管理システム、インターネットの有害サイトへの接続を制限するフィルタリングシステムがあり、児童生徒がタブレットを安全に利用するための対策を講じています。

次に、情報システムの一元管理についてです。

個別のシステムの導入や運用、法改正に伴う対応については、所管課において行っています。今後、その状況を一元的に管理することとし、適切にシステムを運用していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。再質問を２問したいと思います。

１問目は、先ほどお答えになった市役所で運用しているソフトウェアの数、種類といってもいいですが、１２７種類。これは、私は多いと思っています。１２７種類が多いので、先ほど部長がお話になった統廃合をできるものもあるんじゃないかと思うんですが、まず、現在、ここにあるものを優先して統廃合を検討してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

システムの総数を、統合しろという質問でございますけども、統合型情報系システムなども今回、統合しておりますので、今後、システムについても統合できるものについては、統合するように考えております。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。今ある１２７本を、出来る限り統合して少なくしつつ、新たなシステムを導入するという方法を取っていただきたいというお願いをしておきます。

質問の２問目は、開発、いわゆるソフトの開発コストの削減についてのお考えをお聞かせください。

まだ、笛吹市独自のソフトウェアを構築するんではなくて、あらかじめ、もうできたもの、できたソフトウェアがあるとしたら、それに業務のほうを合わせていくと。できる限り、流通しているソフトウェアをそのまま使うんだという考え方もあろうかと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

既存のシステムに業務を合わせろというご提案だと思いますけれども、今般、導入します統合型内部情報系システムにつきましては、まさしく、今、議員おっしゃったとおりの考え方で導入を進めたものです。市役所のルールにカスタマイズして合わせるということは、非常にコストがかかりますので、市役所のルールを変えろということで進めてまいりました。今後もそのような方針で進めたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○４番議員（河野正博君）

ありがとうございました。よろしくお願いをしたいと思います。

今から１７０年前にウクライナのクリミア半島でクリミア戦争というのが起きました。このクリミア戦争のときに兵士たちの介護を献身的に行ったのがナイチンゲールさんで、クリミアの天使といわれています。

このナイチンゲールさんは起業家でもあったり、教育者でもあったりするんですが、この人の名言の中に「進歩のない組織で持ちこたえたものはない」という言葉があります。まさに、これが行財政改革の根本をなすものだと私は考えています。

組織の最適化こそが、構造改革の原点であることをご紹介し、今まさに命がけで国を守ろうとしている、今、お話したウクライナ、ウクライナの人々に思いを馳せて、一刻も早くロシアがウクライナから撤退することを強く希望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑、質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後２時といたします。

休憩　　午後　１時５０分

再開　　午後　２時００分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、岡由子君の質疑および質問を許可します。

１番、岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

新風会の岡由子でございます。

ＨＰＶワクチンの取り組みと今後の周知について質問いたします。

ＨＰＶワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンで、平成２５年から無料の定期接種に加えられ、積極的な勧奨を行ってきました。

しかし、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がワクチン接種後に見られたことから、国は平成２５年、わずか２カ月ほどで積極的な勧奨を中止しました。

その後、ワクチンの接種率は急激に下がり、大阪大学の研究グループの試算では、無料で接種できる年代を過ぎた当時、小学校６年生から高校１年生の女子のうち、およそ２６０万人が無料接種の機会を逃したと分析しています。

また、この世代の女性のおよそ７割がワクチンを接種していたら子宮頸がんになる人をどれだけ減らせたかを試算したところ、ワクチンで子宮頸がんの発症を６０％防ぐとした場合、将来、子宮頸がんになる人は２万２千人減少し、５，５００人が子宮頸がんでなくなるのを避けられたとしています。

ＨＰＶワクチンを無料で接種できる機会を逃した世代にあたる大学生たちの中には、改めて無料で接種できるよう活動してきた人もいて、医師らとともに「ＨＰＶワクチン　ｆｏｒ　Ｍｅ」という団体をつくり、令和３年３月、およそ３万人分の署名を厚生労働大臣に提出しました。

国では、ワクチンの有効性や安全性、ワクチン接種後に生じた症状や情報提供の取り組みなど議論が行われ、令和３年度、最新の治験を踏まえ、改めてＨＰＶワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回ると認められました。

ＨＰＶワクチンには、２００種類以上の型があり、そのうち２つの型の感染を予防する２価ワクチンと４つの型の感染を予防する４価ワクチンで無料の定期接種が認められ、子宮頸がんの約６割を占める１６と１８型のＨＰＶ感染を予防することができるそうです。

２０２０年５月には、日本でも９価ワクチンが承認され、子宮頸がんの原因になる約９割のＨＰＶ感染を予防できるとされていますが、現在は有料での接種となります。

積極的な勧奨を中止していた期間に接種機会を逃した１９９７年から２００５年生まれの女性に対し、厚生労働省は令和４年４月より３年間のキャッチアップ接種を認めたことが公表されました。ＨＰＶワクチンは、３回の接種が必要であり、１回の接種がおよそ２万円かかるた

め、３回の接種には６万円ほどかかります。この救済措置により、接種希望の女性に対し、経済的負担も軽減されることになりました。

子宮頸がんの罹患者は、国立がん研究センターがん情報サービス人口１０万体、年齢階級別罹患率によりますと、国内において２０１８年で年間１万１千人が報告されており、子宮頸がんで亡くなる方は、２０１９年では２，９００人と報告されております。

子宮頸がんの予防には、ワクチン接種とともに定期的な検診も大切です。特に若い女性が子宮頸がん検診の受診をためらう傾向にあり、健診率は伸び悩み傾向にあります。女性が社会で活用し続けるためには、健康であることが大切です。２０代から３０代の罹患率が高い子宮頸がんの予防は、社会においても大きなメリットがあります。ＨＰＶワクチン接種後に起こる可能性がある症状を丁寧に説明し、メリットとリスクについての情報を伝え、当事者や保護者が選択できるようにすることが女性活躍社会につながると考えます。そのために行政としてのサポートをお願いしたいと思っています。

そこで、本市の取り組みについてお伺いいたします。

１．２０２０年１０月からＨＰＶワクチンに関するリーフレット等を個別に送付し、対象者やその保護者に対し、情報提供を行う方針が厚生労働省から示され、本市においても周知されてきたところと思いますが、本市におけるＨＰＶワクチンの接種状況と子宮頸がん検診の受診状況は直近５年でどのようになっているでしょうか。

２．ＨＰＶワクチン接種に関しては、効果とリスクを正しく知って判断できるようにすることが大切と考えますが、本市における積極的な勧奨の具体的な方法はどのようになっているでしょうか。

３．平成２５年６月から積極的勧奨が差し控えられたため、接種機会を逃した１９９７年から２００５年生まれの女性に対し、３年間は無料で接種できる機会を設けるキャッチアップ接種が発表されました。本市では、接種機会の確保と対象者への告知をどのように行いますか。

４．本人や保護者が安心してワクチンを受けるため、万が一ワクチン接種後に体調の変化があった場合に適切な相談や診療などの対応があることが大切と考えますが、本市では相談や診療体制が確保できているか、お伺いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の一般質問にお答えいたします。

まず、直近５年のＨＰＶワクチンの接種状況と子宮頸がん検診の受診状況についてです。

ＨＰＶワクチンの接種状況は、平成２８年度から令和２年度までの累計で、接種対象者９，０９６人中、接種者は延べ２３４人でした。接種者の年度ごとの内訳については、すべて延べ人数で、平成２８年度は６人、２９年度は１３人、３０年度は１７人、令和元年度は５９人、２年度は１３９人と、接種者は毎年増加しています。

子宮頸がん検診の受診状況は、平成２８年度から令和２年度までの累計で、対象者４万５，４１５人中、受診者１万４，５７０人でした。受診者の年度ごとの内訳については、平成２８年度は３，４２０人、２９年度は３，４９１人、３０年度は３，４２７人、令和元年度は１，７７９人、２年度は２，４５３人でした。

なお、国のがん予防重点健康教育およびがん検診実施のための指針に基づき、令和元年度から、受診間隔が２年に一度となっています。

次に積極的な勧奨の方法についてです。

現在、予防接種法に基づき、ワクチン接種の対象者には、ＨＰＶワクチンの効果および副反応についての説明書と予診票を同封した個別通知を行っています。

令和４年度からは、個別通知以外に、市の広報紙やホームページを通じて周知を行うなど、積極的な勧奨に努めていきます。

次に、接種機会の確保と対象者への告知についてです。

キャッチアップ接種は、令和４年４月から令和７年３月までの３年間が接種期間となります。

接種機会の確保に向けて、市の医師会にワクチン接種に係る国からの情報を提供し、協力を得るとともに、市外の医療機関においても接種できるよう調整を行っていきます。

対象者への積極的な周知、勧奨方法については、今後示される国の方針を踏まえて、具体的な方法を検討していきます。

次に、接種後の相談や診療体制の確保についてです。

接種後における体調の変化があった場合の相談については、接種した医療機関および市の健康づくり課が相談窓口になります。市で十分な対応ができない場合には、県が設置している相談窓口を紹介しています。

診療体制については、市の医師会と情報共有を図り、ワクチン接種前の十分な説明や、接種後３０分の安静の確保等の対応を行っていきます。

また、接種後に予防接種による健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられることを周知していきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

ありがとうございました。再質問させていただきます。

ＨＰＶワクチンは、接種してもすべての子宮頸がんを予防できるわけではないので、ワクチン接種をした場合でも、子宮頸がん検診を受けることは極めて大切です。検診を受ける率は欧米では約８０％ですが、日本では２０％と大変低いのが問題です。ワクチン接種とともに子宮頸がん検診への勧奨をぜひ推進していただきたいと思います。中学や高校への出前授業、がん教育など実施も有効な手段かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の再質問にお答えいたします。

中学や高校への出前授業や健康教育につきましては、教育委員会や学校とも連携を図りながら実施の方法などについて、検討していきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

再質問させていただきます。

ヒトパピローマウイルスは、女性だけの問題のようにとらえられておりますけども、最近の研究では男性に多い咽頭がん、肛門がん、直腸がん等の原因になることが分かっております。これらのがんの発症を予防することも示されております。

男性への接種は多くの国で推奨され、アメリカ、イギリス、オーストラリアなど、２０カ国以上の国で公費接種が行われています。日本では２０２０年１２月から任意接種でございますが、男性が４価ワクチンを受けられるようになりました。ただし、こちらは公費接種の対象外です。男性に対しても、ＨＰＶワクチンの有効性を積極的に勧奨する必要があるかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の再質問にお答えいたします。

男性へのＨＰＶワクチンの有効性の積極的な周知でございますが、現在、国の方針が示されておりませんので、国の動向を注視しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

ありがとうございます。まだ４月に始まるキャッチアップ接種、そして男性のワクチン接種は、まだ国から積極的な勧奨について、具体的なものは述べられていないのが現状かと思います。男性にとっても女性にとっても健康であることというのは、生涯にわたって大切なことかと思います。こういったことは、知らなかったということでは済まされないかと思いますので、行政として、しっかりサポートしていただけるようにお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後２時２５分といたします。

休憩　　午後　２時１７分

再開　　午後　２時２５分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、落合俊美君の質疑および質問を許可します。

２番、落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして２問、質問させていただきます。

新風会の落合です。

最初に、公園の管理および整備について質問をいたします。

市の長寿命化計画によると笛吹市内には、市が管理する公園２６カ所あります。最近では笛吹みんなの広場がオープンし、多岐にわたり期待されているところでございます。公園２６カ所のうち指定管理が１０カ所、地区と協定を結び地区管理が６カ所、直営管理が１０カ所と登録されています。

公園を町別に見ると石和町に９カ所、御坂町４カ所、一宮町２カ所、八代町９カ所、境川町１カ所、春日居町１カ所、芦川町ゼロとなっています。公園の設置目的は自然とふれあいコミュニティの形成、レクリエーション活動の場、災害時における活用、市民の憩いの場等を目的として設置されています。

公園には若い親子連れ、おじいちゃん、おばあちゃんが孫を連れてきて遊ばせているのをよく見かけます。コロナ禍の中であまり外出できない状況ですが、これから季節が良くなり外で遊ぶとなれば、近くの公園および広場を活用することが多くなると思います。私も孫を連れて何カ所かの公園に行き、気付いたことがありますので以下質問をいたします。

１．八代ふるさと公園関係について。

八代ふるさと公園の見晴らしは、境川町坊ヶ峯とともに素晴らしい景観です。特に桜、桃の花の時期は大勢の観光客でにぎわっていて、公園内で遊ぶ親子連れも大勢います。

ここ１年ぐらい前までは、公園内の石の滑り台、ロール滑り台、船形の滑り台、アスレチックネットの４遊具は全部使用できていましたが、現在では船形滑り台とアスレチックネットの２つの遊具が使用禁止となっていて、公園に遊びに来た方ががっかりしていましたので以下、伺います。

ア．アスレチックネットが使用禁止です。原因と修復および使用開始予定時期は。

イ．船型の滑り台も使用禁止ですが、原因と修復および使用開始予定時期は。

ウ．遊びに来ていた小学低学年の子どもたちが、ターザンロープがあればうれしいと言っていましたが設置の検討ができるでしょうか。

２．境川町藤垈の滝大窪癒しの杜公園について。

昭和１３年に当地を訪れた作家の井伏鱒二が藤垈の滝を「真夏のエアーポケット」と評しています。公園内には日本一開花が早いと思われる水芭蕉と、スタンレー電気の創業者が開設した北野生涯教育振興会が助成する「彫刻奨学金制度」による日本大学の学生の彫刻作品が８６点設置されています。また昨年度は、地元の観光協会が手作りで行ったライトアップも好評でしたので、以下伺います。

ア．公園内の彫刻はいっぱいのように見受けられますけれども、今後の計画は。

イ．地元観光協会が仮設で実施したライトアップの効果と今後の見通しについて伺います。

３．市内公園の直営管理が１０カ所ありますけれども、どのような方法で直営管理しているのか、お伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

標建設部長。

○建設部長（標博司君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、八代ふるさと公園についてです。

アスレチックネットの使用禁止について、アスレチックネットは、ネット、吊り金具等が経年劣化により破損しており、安全に利用することができないため、使用を停止しています。

早期に利用することができるよう、令和４年度当初予算に必要経費を計上し、修繕の準備を進めています。

船型滑り台の使用禁止について、船型滑り台は、遊具の安全に関する基準に基づき実施した遊具点検の結果、遊具の劣化および安全性に関する総合判定で使用不可となり、使用を停止しています。

八代ふるさと公園は、令和３年度に都市公園となったことから、現在、国土交通省で示す都市公園施設長寿命化計画策定作業を進めています。

今後は、この計画に基づき、国の交付金などを活用し遊具の更新を進めていきます。

ターザンロープ設置の検討については、地域や公園利用者の皆さまからのニーズやアンケート結果を踏まえ、遊具等の更新の際に、設置する遊具の１つとして検討します。

次に、境川町藤垈の滝大窪癒しの杜公園についてです。

公園内彫刻の今後の計画については、設置エリアの拡大を検討していきます。

また、公園へのアクセス道路である県道鶯宿上曽根線への設置についても研究していきます。

アクセス道路へ彫刻を設置することで、彫刻の杜へ導く雰囲気がつくられるものと考えています。

地元観光協会が仮設で実施したライトアップの効果と今後の見通しについては、昨年、地元観光協会が藤垈の滝大窪癒しの社公園で実施した「藤垈の滝星空ミュージアム」には、３日間で９００人以上の方が訪れ、大変好評でした。

また、メディアにも取り上げられたことから、多くの方に藤垈の滝と公園内にある彫刻の存在を知ってもらう良い機会となりました。

令和４年度は、イベント時にライトアップがしやすいよう、市で公園内に電気設備を設置します。

イベントの開催に当たっては、笛吹市観光物産連盟を中心に地元観光協会と組織した実行委員会において、イベント内容を協議した上で、９月上旬から１０月上旬までの土曜日および日曜日にイベントを実施する予定です。

本市が観光の目的地としての価値をさらに高めていけるよう、このイベントを、市の新たな観光資源の一つとして磨きあげていきます。

次に、市内公園の直営管理１０カ所の管理方法についてです。

直営管理の公園のうち、主に行政区が利用している６カ所については、行政区と締結した管理協定に基づき、市と行政区が相互に協力し、維持管理を行っています。

それ以外の４カ所については、日頃から日常点検として職員によるパトロールを実施するとともに、公園利用者などから公園施設の不具合等の情報提供があった場合には、早急に状況を確認し対応しています。

清掃や修繕などは、業務委託も活用しています。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

八代ふるさと公園と境川町大窪癒しの杜公園について、前向きな検討、答弁、ありがとうございます。

意見としまして、八代ふるさと公園はですね、市内の公園の中でも一番と言ってよいほど人気があり、市内外より大勢の方が見えます。一日も早く使用できるよう、重ねて要望させていただきます。

また、境川町大窪癒しの杜公園のライトアップは、先ほど来、話がありますけれども、町の観光協会が、皆さまが発案し、昨年、時期が１０月と寒くなり始めたにもかかわらず、大勢の方が訪れてくれました。先ほど９００人ということでございました。山日の新聞でも取り上げてくれました。

また、先日、３月１日の山日新聞で、山梨県市町村インフォメーションの中で、日本一開花の早い水芭蕉と彫刻の競演をＰＲし、令和４年度でライトアップ整備の予算計上を含め、大変前向きな答弁をいただき、地元の皆さんも喜ぶというふうに思います。

今後、新たに秋の観光資源の１つとして、市内宿泊に結び付けるような事業となるよう切望いたしまして、次の質問に移ります。

２問目、令和３年度も第４四半期に入りました。市税および国民健康保険税等の歳入状況について、お伺いをいたします。

令和３年度一般会計当初予算額３５５億５，５１１万３千円のうち、市税７９億４，３０６万９千円を見込んだ予算でした。その後、数回の補正予算を経て１月２５日に議決された補正予算（第１１号）現在４３１億５，９６８万６千円で、うち市税７９億４，３０６万９千円で、変更はありません。当初予算と比較して約７６億円追加されています。補正後の予算構成比率を見ると地方交付税が１９．８％、国庫支出金が１８．４％、市税１８．４％、繰入金１０．９％、市債９．３％、寄附金５．２％ほかとなっています。

令和２年度の決算状況を見ると市民税、固定資産税、軽自動車税等の市税に７億円を超える収入未済額と、数千万円の不納欠損額が生じています。

また、今年度補正後の国民健康保険特別会計予算８８億４千万円に対して、国民健康保険税が１８億８千万円と歳入の約２１．３％を占めます。令和２年度の決算状況を見ますと３億円を超える収入未済額と数千万円の不納欠損額が生じています。

コロナ感染関係により経済も大変疲弊しており納税者も大変ですけれども、極力、この第４四半期の中で市税および国民健康保険税の収入未済額および不納欠損額が最小限に抑えられるよ

う努力をお願いをするところでございます。市民約６万８千人の生活を支える大事な予算ですので、以下伺います。

１．一般会計市税の収入状況について。

ア．市民税の最終納期は１月で、すでに納期限がきています。調定額に対して収入済額はいくらでしょうか。計算すると分かりますけれども、あえて調定額に対して何％になるでしょうか。

イ．固定資産税最終納期は２月ですが、調定額に対して収入済額はいくらで、何％でしょうか。

ウ．軽自動車税の納期は昨年５月で、すでに納期が数カ月過ぎています。調定額に対して収入済額はいくらで、何％でしょうか。

２番、国民健康保険特別会計保険税の納期は１期から８期ですけれども、第７期の納期は１月末となっています。調定額に対して第７期までの収入済額はいくらで、何％でしょうか。

３番、市税および国民健康保険税の収入未済額、不納欠損額をできる限り少額にするにつけて、どのような対策を講じているのでしょうか。

４番、ふるさと納税について。ふるさと納税につきましては、当初予算額１２億円が２月１３日現在２３億５千万円の収入となっています。山下市長はじめ職員のアイデア等、努力の成果と高く評価をいたしますけれども、以下伺います。

ア．納税額の推移は。（制度が始まってから各年度の納税額は）。

イ．納税額から返礼品額を差し引きした純然たる寄附金額は、どのくらいでしょうか。

以上、伺います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

深澤総務部長。

○総務部長（深澤和仁君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、市税等の収入状況についてです。

収入状況は、いずれも令和４年１月末現在です。

市民税については、調定額３６億８，１３９万円に対して、収入済額は２９億３，０５９万円、収納率は７９．６％です。

固定資産税については、調定額４３億４万円に対して、収入済額は３３億３，８１０万円、収納率は７７．６％です。

軽自動車税については、調定額３億１，３０９万円に対して、収入済額は２億９，１６３万円、収納率は９３．１％です。

国民健康保険税については、調定額２２億６，７６４万円に対して、収入済額は１５億４，１１３万円、収納率は６８％です。

次に、市税および国民健康保険税の収納対策についてです。

税徴収業務は、国税徴収法および地方税法の規定に基づき、納期限後２０日以内に督促状を発送し、督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに納付がない場合は、滞納処分として、財産調査の上、差し押さえなどを行っています。

令和３年度は、催告書送付時の封筒の色を赤や黒などに変更し、危機意識を喚起するよう工

夫するとともに、督促状送付時には「督促状が滞納処分の前提となる旨」の書面を同封し、納税を促しました。また、納税者が納付しやすい環境の整備として、スマートフォンアプリによる収納を開始しました。

さらに、山梨県総合県税事務所から派遣されている職員２人の助言をもとに滞納整理を行い、県税事務所との共同催告、給与先催告やタイヤロック予告催告など、財産の種類に応じた催告を実施し、令和４年１月末現在の収納率は、前年同月に比べて、市税が１．７％増、国民健康保険税が１．８％増と向上しています。

加えて滞納整理を迅速に行うため、今年度中に山梨中央銀行の預金差し押さえを、現行の文書送達による方法からオンライン方式に切り替えます。

また、令和４年度から市税滞納者の預金調査についても、現行の金融機関に文書を郵送する方法を、オンライン方式に切り替え、事務の更なる効率化を図ります。

今後も納税者の納付しやすい環境の整備を行うとともに、税負担の公平性確保と収納率向上に努めていきます。

次に、ふるさと納税についてです。

納税額の推移については、制度が始まった平成２０年度は１４４万円、２１年度は５０万円、２２年度は２１１万円、２３年度は１０８万円、２４年度は５１万円、２５年度は１１３万円、２６年度は３，７１６万円、２７年度は１億４８万円、２８年度は１億１，４９６万円、２９年度は１億８，０４２万円、３０年度は１億７，５１３万円、令和元年度は２億３，９７８万円、２年度は１４億１，６０６万円、今年度は２月末現在で２３億７，３７１万円です。

制度開始以降、増加傾向で推移しており、特に最近は、ふるさと納税を重要な財源に位置付け取り組みを強化していることが、寄附額の急増につながっていると評価しています。

純然たる寄附金額については、総務省ふるさと納税ポータルサイトの令和２年度受入額の実績等によると寄附金額１４億１，６０６万円に対して、返礼品等の調達および送付に係る費用、事務に係る費用などの支出額が５億３４８万円であり、差し引きすると９億１，２５８万円です。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○２番議員（落合俊美君）

どうもありがとうございました。意見を言わさせていただきます。

深澤総務部長の答弁を今、伺いまして、収納対策において様々な工夫をしているんだなという状況がつぶさに伺えました。税金を納める側としても、皆さん、大変苦労をされて納めている方も大勢いることと思います。

また、未納となっている方のところに伺い、納めてくださるよう交渉する職員、特に収税課の職員には、時には嫌な思いをすることもあると思いますが、税の公平性からいっても、収入未済額、不納欠損額ができる限り少額になるよう、なお一層の努力をお願いをいたします。

また、ふるさと納税につきましては、年々寄附金額が増額となり、市の予算構成比率も高くなってきています。返礼品後の純然たる寄附金が、先ほど令和２年度実績で９億円ぐらいという話でしたけれども、今年は２３億７千万円ということですから、単純に私が計算させていた

だきますと、今年度、おそらく１３億から１４億円ぐらいじゃないかというふうに推測をいたします。ひと口に９億円、あるいは１３、１４億円といっても、これだけの金額を稼ぎ出すという事業は他の事業ではないと思います。

引き続き、山下市長を中心に創意工夫していただき、寄附金の増額を目指して頑張っていただきたいことを要望して、以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後３時といたします。

休憩　　午後　２時５１分

再開　　午後　３時００分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

次に、河野智子君の質疑および質問を許可します。

５番、河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

２月２４日、ロシア軍がウクライナを攻撃したというニュースに衝撃を受けました。２国間の代表による協議が行われても平行線に終わり、今なお戦闘が続き、多くの民間人が犠牲になっています。

世界中から戦争反対の声が上がっています。一日も早い終結を願ってやみません。

では通告に従い、コロナ感染拡大による、休園・休校時の対応について質問いたします。

新型コロナウイルスの発生から２年が経過しました。この２年で、コロナに対する感染対策が浸透し、マスクを着けることや手指消毒、体温測定などは普通のこととなり、ワクチンや治療薬も開発されています。

昨年末には、感染者数が減少していましたので、このまま収束しないかという期待もあったのですが、新たなオミクロン株のまん延により、感染が急拡大してしまいました。

３回目のワクチン接種がもう少し早く始まっていたら、亡くなる方を抑え込めていたのではないかと思うと残念で仕方ありません。

笛吹市においても多くの感染者を出しました。感染力が強いため家庭内感染が増え、子どもへの感染も増えました。子どもの感染が分かると、その子の通う保育園、小中学校は濃厚接触者の洗い出しや消毒等の作業を行うため、休園・休校の措置を取らなければならず、多くの子どもやその親の仕事にも影響を与えることになります。保育園や学校が突然休みになっても急には仕事を休めないという場合や、仕事を休むとその分、収入が減少して生活できないといったことがあります。

子どもの場合は長期間自宅療養となった場合、ストレスや勉強の遅れといった心配がありま

す。そこで伺います。

１．今年に入り感染者が増えていますが、１月から２月の、未就学児・小学生・中学生の感染者数はそれぞれ何人でしょうか。また、感染者全体の何%に当たるでしょうか。

２．保育園や小中学校の休園・休校で最長となったのは何日間でしょうか。

３．小中学生が感染者や濃厚接触者となり学校を休む場合、学習に対する指導はどのように行われているでしょうか。

４．県からの要請で分散登校や分割授業を行っている場合、先生方の負担も増えると思いますがどのように対処しているでしょうか。

５．笛吹市にはファミリーサポートセンターがあり、「短期的・突発的に子どもの預かりなどの援助が必要となった場合、利用できる」とありますが、事前に会員として登録する必要があります。会員でない保護者が保育園休園の際、利用したいという場合、すぐに利用できるのでしょうか。

６．休校・休園に伴い仕事を休む保護者への助成金制度として、小学校休業等対応助成金があります。対象となる保護者が活用できるよう、笛吹市のホームページに問い合わせ先をのせ周知徹底してほしいがどうでしょうか。

７．突然の休校・休園により、多くの保護者が子どもの預け先をどうするか悩んでいます。コロナに関する保護者の相談を受け付ける窓口はどこになるでしょうか。

８．子どもの保育園や小学校が突然休みとなったが親は仕事を休めないといった場合、代替えの預け先はあるでしょうか。子どもの預け先について親任せにせず、支援体制の整備を進めてほしいと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野智子議員の一般質問にお答えいたします。

まず１月から２月までの、未就学児・小学生、中学生の感染者数と割合についてです。

１月１日から２月２８日までの市内の感染者数は、１，１８３人でした。そのうち、市が把握している未就学児、小学生、中学生の感染者数は、未就学児が３３人で全体の２．８％、小学生が１４０人で１１．８％、中学生が８８人で７．４％です。

次に、保育所や小中学校の最長の休園・休校期間についてです。

保育所の休園は、全面休園が４日、一部休園が１日、計５日間が最長でした。

また、小中学校の休校は、４日間が最長でした。

次に感染者や濃厚接触者となり、小中学校を休む場合における学習指導についてです。

感染者や濃厚接触者となり登校できない場合は、一人一台端末を活用したオンライン学習や学習プリント等の課題に取り組むことで、家庭にいても学習が継続できるよう対応しています。

次に、分散登校や分割授業を行う場合における教職員の負担への対処についてです。

感染対策により、負担が増えている教職員の業務を手伝うスクールサポートスタッフや、感染対策の強化を図りつつ、子どもの学力の向上を支援する学力向上支援スタッフを配置し、教職員の負担軽減を図っています。

次に、ファミリーサポートセンターの利用についてです。

ファミリーサポートセンターの利用については、通常、事前に会員登録が必要となりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休園や休校については、感染拡大を防ぐための突発的な措置であるため、当日の援助依頼であっても利用できるよう対応しています。援助体制の確保を優先した柔軟な対応を取ることで、保護者の負担軽減を図っています。

次に、保護者への小学校休業等対応助成金制度の周知徹底についてです。

助成金制度については、市のホームページに掲載し、周知しています。

また、保育所や小学校を通じて、保護者に制度の案内リーフレットを配布しています。

次に、休校・休園による保護者の相談窓口についてです。

保育所の休園に伴う相談については、子育て支援課が窓口となります。

小中学校の休校に伴う相談については、学校や学校教育課が窓口となります。

次に突然の休校・休園により、仕事を休めない場合の代替えの預け先とその支援体制の整備についてです。

現在、保育所の突然の休園に伴い、保護者が預け先を確保できない場合は、ファミリーサポートセンターの利用を案内しています。

国は、他の保育所や公民館等で預かる代替保育を促進していますが、急速な新型コロナウイルスの感染拡大により保育士の負担が増加していること、感染により休園となった施設の園児を受け入れることに対して不安があること、公民館等で預かる場合は、新たに保育士を確保する必要があることなど、非常に難しい課題があります。まずは先進事例を調査し、支援方法を研究していきたいと思います。

一方、小中学校では、突然の休校等の措置は、集団での感染拡大を防ぐことを目的としているため、自宅で待機することの必要性について丁寧に説明し、保護者に理解を求めています。

なお、授業を途中で打ち切って下校をお願いするような場合は、保護者が迎えに来るまで学校で預かっています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

ファミリーサポートセンターについては、当日であっても預かってもらえるという、臨機応変な対応をしているということで、ちょっと安心しました。

コロナの第６波では、これまで以上に子どもへの感染が広がりました。実際に感染しているかどうか分からなくて、身近な人が感染すれば濃厚接触者となり、休まなくちゃならなかった人が大勢いたと思います。休校・休園になった子どもを預かった祖父母が濃厚接触者になって出掛けられないとか、実際に感染したという話も聞きました。

ファミリーサポートセンターへ、感染者が増え休校・休園が多くなって、預ける人が増えたかどうかお聞きしたところ、問い合わせは何件かあったが、特に増えてはおらず、預かるのを控えているサポート会員さんもいるという回答でした。

コロナ禍で子どもの預け先に対し、保護者も苦労していると思いますし、相手を感染させてはいけないと、子どもと一緒に休みを取る方も多かったのではないでしょうか。

オミクロン株による感染拡大では、検査キットの不足ということも言われておりましたが、学校や保育園で感染者が出た場合、聞き取り調査や検査はどのように行われていたでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

学校で感染者が出た場合、時期によってだんだん変わってきたんですけども、今現在は、ちょっと直前は、学校の教職員が主にその状況を聞き取り、本人、それから本人の接触者の情報を聞き取り、それを保健所に報告して保健所が判断して、濃厚接触者であるとか、そういった判断をして検査をするというような状況になっております。

ただ、ここで、また方法が変わりまして、新山梨方式というものを長崎知事が打ち出しまして、学校ではクラスで感染者が１人でも出たら全員自宅に帰ってもらってＰＣＲ検査をしてくださいということで、検査キットを配られるというような方法になります。

だんだん保健所のほうも業務がひっ迫してきたということで、いろいろな方法に変わってきていますので、その都度、最善の方法を取らせていただいています。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

新山梨方式という検査方法を今は行っているということなんですけれども、この方法の場合、事前に同意書を配って、それに同意していただくということが必要みたいなんですが、この同意書に同意しなかった場合に、学校に行けない、登校できなくなるという話を聞いたんですけれども、それに対して、例えば同意しなかった場合に、何日間、登校できないとか、何かそういった決まりとかあるんでしょうか。

○議長（保坂利定君）

答弁を求めます。

赤尾教育部長。

○教育部長（赤尾好彦君）

河野智子議員の再質問にお答えいたします。

笛吹市での実施は来週以降になりますが、市町村によっては始めているところもあります。急な知事の提案でしたので、各市教委もそれぞれ戸惑っておりまして、県教委から出された指示に基づいて、どういった方法がいいか、今、検討しているんですけども、その中の対応の中には、たしかに河野議員がおっしゃったようなニュアンスの表現がありました。それは各市教委、うちもそうですけども、同意書が取れない場合は、丁寧に説明していくということに尽きるのかなと思っておりますので、学校に行けなくなるとか、そういったことは考えておりません。ほかの市教委は分かりませんけども、おそらくそうすると思いますので、そんなことでよろしいですか、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

今も学級閉鎖となる学校があり、感染が収まっている状況ではないと言えると思います。休校・休園による預け先の問題だけではなく、学習の遅れなど、どのようなことに困ったか、保護者や子どもにもアンケートを行うなどして、今後の対策を進めていただきたいと思います。

では、２問目の質問に移ります。

笛吹市独自の補聴器購入補助制度創設を求めるについて、質問いたします。

年齢を重ねることにより、身体機能が低下することを実感している方も多いと思います。中でも、耳が聞こえづらくなるとコミュニケーションが上手く取れなくなり、認知症やうつ病の原因になるとも言われています。

２月２１日付け、山梨日日新聞によりますと、聴覚は日常生活に関わる様々な認知機能と関係しており、難聴があると認知症の度合いが高い傾向があるが、国立長寿医療研究センターチームの補聴器をうまく使えば、認知機能の低下が進むのを抑制できる可能性を示したといいます。

難聴があると周囲との会話が減り、生活が不活発になり、社会的孤立を生むことが認知症のリスクになっているそうです。

今、コロナ禍で人と会う機会が以前と比べて格段に減りました。しかし、耳が聞こえれば、電話をかけて会話することもできますが、耳が聞こえづらければ、電話もできません。その聞こえづらさを補うものとして補聴器がありますが、多くの方から値段が高く、使いたくても使うことができないと聞いています。最近の補聴器は小型で高性能なものが増えているそうですが、個人の難聴の症状や耳の穴の形に合ったものを選ぶのが長く快適に使うことだそうです。

しかし、日本は欧米に比べて、補聴器の導入が遅れています。日本補聴器工業会の報告によりますと、２０１８年の調査で難聴者に占める補聴器所有率は、日本の１４．４％に対し、イギリス４７．６％、フランス４１．６％、ドイツ３６．９％と約３倍です。日本の難聴者率は６５歳以上で６割近いと言います。欧米と日本の補聴器普及にこれだけの差があるのは、ヨーロッパ諸国では、補聴器購入にかなりの補助金が出ているけれども、日本の場合、公的補助が限られており、高額な購入費のほとんどが個人負担になっているためといいます。

多くの地方議会から国に対し、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が提出されていますが、実現には至っていません。そこで独自の助成制度を設けている自治体が広がっています。２０２１年４月時点で、７３の自治体が何らかの補助を行っています。多くの自治体が６５歳以上を対象とし、住民税非課税世帯などの所得制限を設けていますが、年齢や所得制限がない自治体もあります。助成額は２万円から５万円の範囲のところが多いですが、東京都新宿区では現物支給で自己負担２千円となっています。笛吹市でも独自の助成制度を求め、以下伺います。

１．今現在、難聴者に対する補聴器購入の助成制度にはどのようなものがあるでしょうか。

２．ここ数年の申請件数は何件あったでしょうか。

３．難聴者の実態をつかむためには、健康診断で聴力検査を行う必要があると思いますが、笛吹市では健診で聴力検査を行っているでしょうか。行っていた場合、聞こえづらさがあった方は何％いたでしょうか。

４．コミュニケーションが取りづらい難聴者が利用できる介護サービスは何かあるでしょうか。

５．ほかの自治体の助成制度を研究し、笛吹市でも実施してほしいがどうでしょうか。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、難聴者に対する補聴器購入の助成制度についてです。

身体障害者手帳を所持している聴覚に障がいのある方が、補装具として補聴器を購入する場合、障害者総合支援法に基づき行っている補装具費支給事業により、購入に要する経費に対し、助成金を交付しています。

また、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児に対しては、健全な発達を支援するため、笛吹市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱に基づき行っている難聴児補聴器助成事業により、補聴器購入に要する経費に対し助成金を交付しています。

次に申請件数についてです。

平成２８年度から令和２年度までの５年間における申請件数は、補装具費支給事業１４１件、難聴児補聴器助成事業８件です。

令和３年度の申請件数は、１月末までで、補装具費支給事業１８件、難聴児補聴器助成事業２件です。

次に、市の健診で聴力検査を行っているかについてです。

子どもの聴力検査については、出生後数日で行う新生児聴覚検査に始まり、３歳児健診、就学時健診、小中学校での定期的な健診時に検査を行っており、結果に応じて、医療機関で再検査や精密検査を行っています。

大人の聴力検査については、市の健康診査では行っていませんので、人間ドックを受けていただくか、個別に医療機関を受診していただくことになります。

次に、コミュニケーションが取りづらい難聴者が利用できる介護サービスについてです。

難聴者が利用できる介護サービスはありませんが、聴覚に障がいのある方が円滑に意思疎通を行えるよう、手話通訳者等を派遣する意思疎通支援事業を行っています。

次に他の自治体の助成制度を研究し、笛吹市でも実施してほしいがどうかについてです。

加齢による難聴者を対象とした公的助成については、他の自治体の助成制度を参考に研究したいと思います。

なお、障がい者および難聴児が日常生活を送る上で必要な機能を補完、代替する用具の購入費および修理費については、今後も国や県の制度に基づき助成を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（保坂利定君）

意見はありませんか。

河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

画期的な補聴器購入助成制度として、東京都港区が４月から行う制度が港区モデルとして新

聞で紹介されていました。助成額１３万７千円と実施自治体の中で最高額となるだけでなく、使い続けるための支援として、購入前に補聴器相談員を受診できるようにする。認定補聴器技能者による購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられるようにするなどを制度化したそうです。多くの自治体が対象者を６５歳以上としていますが、港区では６０歳以上としていて、これは難聴になっても仕事を続けられるようにと早めに設定したそうです。

難聴の早期発見のために聞こえのチェックリストの活用なども盛り込まれています。コロナ禍で高齢者の社会参加の機会は減っていますが、高齢者の孤立を招く難聴について調査し、対策を講じていただくことをお願いし、質問を終わります。

○議長（保坂利定君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（　な　し　）

関連質疑および質問を終わります。

ただいま、議題になっております議案第２号から議案第４３号までの４２案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午後３時４０分といたします。

休憩　　午後　３時２７分

再開　　午後　３時４０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

日程第３　発議第１号を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神澤敏美君。

○７番議員（神澤敏美君）

発議第１号

令和４年３月４日　提出

笛吹市議会議長　保坂利定殿

提出者

笛吹市議会議員　神澤敏美

賛同者

笛吹市議会議員　神宮司正人

〃　武川則幸

〃　小林　始

〃　前島敏彦

〃　海野利比古

〃　落合俊美

〃　中村正彦

〃　渡辺清美

〃　　河野智子
〃　　河野正博
〃　　荻野謙一
〃　　中川秀哉
〃　　渡辺正秀
〃　　古屋始芳
〃　　野澤今朝幸
〃　　山田宏司
〃　　岡　由子

ロシアによるウクライナ侵略に対して厳重に抗議し、ロシア軍の即時撤退等を求める決議の提出について

上記決議案を、笛吹市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由

ロシアによるウクライナへの侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。

このようなロシアによる力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。

よって、本市議会は、ロシアおよびロシアのウクライナ侵略に協力しているベラルーシに対して、一連の軍事侵略に厳重に抗議をし、ロシア軍の即時撤退を強く求めるものである。

また、政府においては、邦人の確実な保護やわが国への影響対策について万全を尽くしていただきたい。

決議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本件については、質疑、討論および会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第１号は質疑、討論、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、発議第１号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日３月５日から３月１３日までは議案調査のため、休会といたします。

これご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、明日３月５日から３月１３日までは休会とすることに決定をいたしました。
次の本会議は３月１４日、午後１時３０分から再開をいたします。
本日は、これにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会　　午後　３時４３分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　１　回　定　例　会

３　月　１　４　日

令和４年笛吹市議会第１回定例会

１．議 事 日 程（第４号）

令 和 ４ 年 ３ 月 １ ４ 日
午後　１時３０分開議
於　　議　　場

日程第　１	議案第２号	笛吹市行政組織条例等の一部改正について
日程第　２	議案第３号	笛吹市個人情報保護条例の一部改正について
日程第　３	議案第４号	笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　４	議案第５号	笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　５	議案第６号	笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　６	議案第７号	笛吹市手数料条例の一部改正について
日程第　７	議案第８号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第　８	議案第９号	笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第　９	議案第１０号	笛吹市敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第１０	議案第１１号	笛吹市公民館条例の一部改正について
日程第１１	議案第１２号	笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
日程第１２	議案第１３号	笛吹市移住定住お試し住宅条例の廃止について
日程第１３	議案第１４号	笛吹市八代農産物加工センター条例の廃止について
日程第１４	議案第１５号	笛吹市春日居足湯施設条例の廃止について
日程第１５	議案第１６号	令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について
日程第１６	議案第１７号	令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第１７	議案第１８号	令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について
日程第１８	議案第１９号	令和３年度笛吹市水道事業会計補正予算（第５号）について
日程第１９	議案第２０号	令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第２号）について
日程第２０	議案第２１号	令和３年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第３号）について
日程第２１	議案第４３号	市道認定について
日程第２２	令和３年請願第１号	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願書

日程第２３　発議第２号　新型コロナウイルス感染症対策融資の返済期間の延長等に関する意見書
日程第２４　議案第４４号　令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１４号）について

２．出席議員は次のとおりである。（１９名）

１番	岡　由子	２番	落合俊美
３番	山田宏司	４番	河野正博
５番	河野智子	６番	武川則幸
７番	神澤敏美	８番	神宮司正人
９番	荻野謙一	１０番	古屋始芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中村正彦
１３番	海野利比古	１４番	渡辺清美
１５番	中川秀哉	１６番	前島敏彦
１７番	小林　始	１８番	渡辺正秀
１９番	保坂利定		

３．欠席議員

（　な　し　）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	田中親吾
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
産業観光部長	小宮山昌彦	建設部長	標博司
公営企業部長	水谷和彦	教育部長	赤尾好彦
総務課長	茂手木政和	政策課長	小澤宏之
財政課長	金井久	消防長	矢崎丈司
代表監査委員	横山祥子	農業委員会会長	三枝啓一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史

再開　　午後　１時３０分

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は１９名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第１　議案第２号から日程第２１　議案第４３号までを一括議題とします。

本案については今定例会初日２月２２日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、３月８日、９日の２日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がございましたので、主なものを報告いたします。

議案第２号　「笛吹市行政組織条例等の一部改正について」

総務部総務課の審査では、保健福祉部との組織再編について「職員数は現状のままか。」との質問があり、「部および課の新設により部長・課長が配置されますが、負担が重くならないよう担当者の数は現状維持である。」との説明がございました。また、「保健福祉部と子供すこやか部になるが、協力体制をどのように考えているか。」との質問に対しては、「これまでも関連部局で課をまたぎ連携をしている。継続して連携していく。」との回答がありました。

議案第５号　「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

総務部総務課の審査では、区長報酬の改定を行うための条例改正であるとの説明がありました。これに対し、「区長会の理解は得られたのか。」また、「区長の仕事の見直しを図っていく必要があるのではないか。」との質問があり、「区長報酬の改定に関しては理解が得られた。充て職の見直しを行っており、条例で区長に限定されているもの以外は「地域代表者」として、地域から代表を選出していただいている。」との説明がありました。

議案第６号　「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

総務部総務課の審査では、「会計年度任用職員の保育士および調理員が他市と比べ給与水準が

低いことから、令和４年２月にさかのぼり給与の引き上げを行い、処遇改善および人材確保を図っていきたい。」との説明がありました。これに対し「採用時の給与水準が他市に比べ低いのか。」との質問があり、「採用時の水準ではなく、上限額が低い。今回の改正により、平均、保育士が月額約１万１，４００円、調理員が月額約７，９７０円の増額となる。」との説明がありました。

なお、委員１名から反対討論がありました。

議案第７号　「笛吹市手数料条例の一部改正について」

総合政策部財政課の審査で、屋外広告物の事務および許可権限が県から移管になった経緯について質問があり、平成１６年の屋外広告物法の改正および景観法の規定により市が屋外広告物条例の事務を行うことが可能となったことを契機に、すでに甲府市をはじめとする１０市町村が移譲されておるが、令和４年度から本市と韮崎市が新たに移譲されることとなったとの回答がありました。また、手数料の金額については県条例に基づくものであり、県下統一の金額であるとの説明がありました。

なお、委員１名から反対討論がありました。

議案第１３号　「笛吹市移住定住お試し住宅条例の廃止について」

総合政策部企画課の審査で、「お試し住宅」の実績についての質問があり、「利用者は、平成２９年度が９組１７人、３０年度が９組２１人、令和元年度が１０組２５人であり、ほとんどがレジャーや旅行の宿泊目的であった。結果的に移住は１組２人、二地域居住は１組１人であり、移住定住促進につながる効果を得られなかった。なお、移住者は令和元年に転入したものの令和３年には転出している。二地域居住者は現在も千葉県と芦川町の二地域居住をしている。」との回答がありました。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」

市民環境部戸籍住民の審査では、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に伴うシステム改修およびコンビニ交付の件数増による、委託料の増額補正であるとの説明がありました。これに対し、「マイナンバーカードを利用することで、どのように時間短縮ができるのか。」との質問があり、「転出手続きの際にあらかじめマイナポータルを利用したオンライン申請ができるため、窓口に行く必要がなくなる。また、転入地の市町村においても通知された転出証明書の情報により、事前準備を行うことで、手続きの時間短縮が図れる。」との説明がありました。

以上、説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第２号　「笛吹市行政組織条例等の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第３号　「笛吹市個人情報保護条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第４号　「笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第５号　「笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第６号　「笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につい

て」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第７号　「笛吹市手数料条例の一部改正について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１３号　「笛吹市移住定住お試し住宅条例の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」につきましては各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第２号から議案第６号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本５案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本５案についての委員長報告は可決です。

本５案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第２号から議案第６号までは原案のとおり可決されました。

議案第７号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

１８番、渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第７号　「笛吹市手数料条例の一部改正について」反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

まずはじめに、笛吹市手数料条例は笛吹市の事務で特定のもののためにするものにつき徴収する手数料について規定したものであります。

さて今回、付け加えられるという屋外広告物設置の許可申請に係る事務および料金の徴収、これは笛吹市の事務と言えるのでしょうか。

山梨県屋外広告物条例に基づけば、この事務は山梨県知事、山梨県の事務、仕事であり、そしてこれを、この権限を市町村に委託することができるということは、まったく触れられてございません。これは明らかに県の独自の事務でございます。

繰り返しますが、今回、付け加えられるという屋外広告物設置の許可申請に係る事務および料金の収受、これは県の独自の事務、仕事であり、笛吹市の事務、仕事ではないということをはっきりさせておきたいと思います。これは県条例違反でございます。

第２に、山梨県屋外広告物条例第３条は、適用上の注意として、この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由、その他、国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないとしておりますが、第９条８項で政治資金規正法届出政治団体が政治活動のために行う屋外広告物については、適用除外としておりますが、市民ならびに市民団体が意見表明等のために行う屋外広告物については、適用除外とされておらず、この条例の運用次第では市民および市民団体の表現の自由を侵害する恐れがあります。

また、高い許可申請手数料は、営利、非営利を問わず、この広告活動を委縮させるものであります。

そして次に、市の業務量の増大についてです。

県は笛吹市内対象広告物の８５％、２５０件が申請許可されていると言っておりますが、本当でしょうか。これは対象広告物が２９４件ということになりますが、町を歩けば明らかのように、対象広告物はそれどころではありません。ざっと数倍、数十倍はあるのではないかと思います。

現に対象広告物で許可標識、許可済印があるものはほとんど見当たりません。対象広告物をすべて把握し、申請させるには膨大な労力が必要です。さらに市民の表現の自由に関わり、市民との軋轢も予想されます。こうした問題が予想される中で、屋外広告物の許可申請業務をまともに行おうとすれば、膨大な労力が必要になります。行財政改革にも逆行いたします。

本来、山梨県の仕事、市民と市民団体の負担を増やし、表現の自由侵害の恐れをもつ事務、膨大な事務量が予想される事務、これを引き受ける本条例の改正に反対いたします。

私は、市および市職員も本条例改正を議会が否決してくれることを期待しているのではないかと確信しております。

私も、また多くの市民も、もし本条例改正案に賛成の議員がいるならば、先ほど掲げたような事項について、なぜ賛成か賛成理由を知りたいと思っております。

そのような賛成討論を期待して、そして議員の皆さんが、この条例案に反対することを期待しまして反対討論を終わりたいと思います。

○議長（保坂利定君）

賛成討論を許します。

１番、岡由子君。

○１番議員（岡由子君）

議長の許可をいただきましたので、議案第７号　「笛吹市手数料条例の一部改正について」賛成の立場から討論いたします。

手数料条例の一部改正のうち屋外広告物に関する改正は、山梨県屋外広告物条例および施行規則に基づく許可申請等の事務を本市が県から権限移譲されることにより必要となるものです。

屋外広告物は、商業活動などをＰＲする１つの有利な手段ですが、無秩序、無制限に氾濫す

ると、まちの景観や自然環境を乱す原因となります。また、屋外広告物は適切に管理されないと老朽化などにより、思わぬ事故を及ぼす恐れもあります。

山梨県屋外広告物条例は、屋外広告物法に基づき屋外広告物の表示や屋外広告物表示等について必要な規制を行い、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とするものです。また、許可申請等の権限移譲についても山梨県の事務処理の特例に関する条例によるものです。

よって、屋外広告物に対する目的においても、権限移譲の経過においても適正です。

このため、屋外広告物の許可申請等の事務を行うために議案第７号　「笛吹市手数料条例の一部改正について」は、必要な改正であると考えます。

以上、私から賛成の立場として討論いたします。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

これより議案第７号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案についての委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、３月８日、９日の２日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第８号　「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」

市民環境部の国民健康保険課の審査では、笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について、「世帯に未就学児がいる場合に、世帯主に対して賦課される未就学児の均等割額が、半額になる。」との説明がありました。これに対して「条例の改正により、本市の国民健康保険税に与える影響は。」との質問があり、「対象となるのは約４００名で、負担割合については、国が２分の１、県と市が４分の１ずつであることから、市の負担は１３７万円程度、増額となる見込みである。」との回答がありました。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」では、保健福祉部の子育て支援課の審査では、私立保育所等保育推進事業において、「障がいを持った子どもが増加し、その受け入れにより保育士の負担が大きくなっていると思うが、どのような対策をしているか。」との問いに対し、「私立保育園も含めた保育協議会等において、発達障がい児などに対する適切な支援方法についての保育士研修を行っている。」、また「入所の受付時には園児に合わせた保育が可能であるか、各園との連絡調整を行っている。」との回答がありました。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」では、教育委員会学校教育課の審査では、「学力向上支援スタッフ追加配置事業」および「スクール・サポート・スタッフ配置事業」について、「スタッフの加配配置を行ったことにより十分な対応ができたのか。」との問いに対して、「すべての学校に合計４５名のスタッフを配置した。コロナウイルス感染拡大の影響により様々な対応が必要となったが、加配対応により業務を円滑に進めることができた。」との回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第８号　「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第９号　「笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１０号　「笛吹市敬老祝金支給条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１１号　「笛吹市公民館条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１２号　「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１７号　「令和３年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１８号　「令和３年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第１６号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第８号から議案第１２号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本５案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本５案についての委員長報告は可決です。

本５案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第８号から議案第１２号までは原案のとおり可決されました。

議案第１７号および議案第１８号を一括議題といたします。

お諮りします。

本２案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本２案についての委員長報告は可決です。

本２案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１７号および議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、小林始君。

○建設経済常任委員長（小林始君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、３月８日、９日の２日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」

農業委員会の事務局の審査では、「農業委員会運営費、１節、報酬の活動実績能率給」について、農業委員および推進委員の関わりや活動内容について尋ねたところ、農業委員、推進委員の活動は記録として提出していただき、主に３つの活動があります。１つ目は、実質化した人農地プランに関わる活動、２つ目は、担い手への農地集積・集約化の推進活動、３つ目は、遊休農地の発生防止および解消活動になります。減額理由については、１つ目の実質化した人農地プランが新型コロナウイルス感染のため実施ができなかったためとの説明がありました。

また、３つ目の遊休農地発生防止および解消活動について尋ねたところ、毎年、８月から１０月の間に活動をするとの説明がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、「民間建築物吹付アスベスト対策事業および木造個人住宅耐震化支援事業」について、詳しい内容の説明を尋ねたところ、この制度は広報等を使用して市民にお知らせをするとともに、耐震ローラー作戦として診断をした家庭および昭和５６年５月３１日以前に建築した建物の家庭へ、支援の内容等を説明している。件数が少ない理由としては、新型コロナウイルスの影響とともに、年度内完成、繰り越しができないため利用する件数が伸びないとの説明がありました。今後の普及としては、建築士会と共にローラー作戦等を継続し、関係者への周知をしていくとの説明がありました。

議案第２０号　「令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第２号）について」

公営企業部の審査では、「その他営業収益、温泉受給権譲渡手数料」について詳しい内容の説明を求めたところ、権利対象となる契約口数は２．５口分で件数は３件であり、口数当たりの基本給湯量は１口が月８０立方メートル、０．５口が月４０立方メートルである、令和３年９月時点の契約数は２４２口、件数は１４６件で、温泉使用についての契約期間はないとの説明がありました。

また、受給権譲渡の際の手数料については今後、温泉給湯事業の経営戦略策定時において検討をしていくとの説明がありました。

議案第２１号　「令和３年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第３号）について」

公営企業部の審査では、「下水道未接続」について詳しい内容の説明を求めたところ、供用開始区域内では遅滞なく接続することをお願いしている、接続されていない全世帯へ順次個別訪問をして加入促進をしている効果もあり、水洗化率は９１．８％と年々上昇しているとの説明がありました。

また、下水道供用開始エリアにおいては、建築確認上、開発事業および個人住宅を新築する場合は下水道への接続をしなければならないとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

なお、３月８日には、議案第４３号　「市道認定について」の現地調査を行いました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第１４号　「笛吹市八代農産物加工センター条例の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１５号　「笛吹市春日居足湯施設条例の廃止について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」のうち、産業

観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
議案第１９号　「令和３年度笛吹市水道事業会計補正予算（第５号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
議案第２０号　「令和３年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第２号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
議案第２１号　「令和３年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第３号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
議案第４３号　「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。
以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。
これより討論および採決を行いますが、議案第１６号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。
議案第１４号および議案第１５号を一括議題といたします。
お諮りします。
本２案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本２案についての委員長報告は可決です。
本２案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第１４号および議案第１５号は原案のとおり可決されました。
議案第１９号から議案第２１号までを一括議題といたします。
お諮りします。
本３案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本３案についての委員長報告は可決です。
本３案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第１９号から議案第２１号までは原案のとおり可決されました。
議案第４３号を議題といたします。

お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本案についての委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。
以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。
これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第１６号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１３号）について」を議題といたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本案についての委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）
次に日程第２２　令和３年請願第１号を議題といたします。
本件については、審査を総務常任委員会に付託いたしました。
審査の結果について、委員長から報告を求めます。
総務常任委員会委員長、神宮司正人君。
○総務常任委員長（神宮司正人君）
本委員会に付託されました請願は次のとおり決定しましたので、会議規則第１３３条第１項の規定により報告をいたします。
令和３年請願第１号、令和３年２月１２日付託。
「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願書」については、ロシアのウクライナ侵略という現在の世界情勢をも踏まえた中で、「核兵器の抑止力という面も考慮すべき」という意見や「唯一の被爆国という立場から、核兵器で平和を維持することはあってはならない」など様々な議論が交わされた結果、採決に至りました。採決の結果、採択１名、不採択４名となり、不採択すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

令和３年請願第１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより令和３年請願第１号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　少　数　）

起立少数です。

よって、令和３年請願第１号は採決の結果、不採択することに決しました。

○議長（保坂利定君）

次に日程第２３　発議第２号を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

小林始君。

○１７番議員（小林始君）

発議第２号

令和４年３月１４日　提出

笛吹市議会議長　保坂利定殿

提出者　笛吹市議会議員　小 林　始

賛同者　同　神宮司正人

賛同者　同　武 川 則 幸

新型コロナウイルス感染症対策融資の返済期間の延長等に関する意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大が、地域経済に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、山梨県は新型コロナウイルス感染症対策融資制度を設けました。しかし、現在も、オミクロン株による感染拡大が続いており、中小企業の経営状況は一層厳しさを増しています。このことから、厳しい経営環境にある中小企業者を支援し、市内の商工業の火を消さないために、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間、融資の返済期間および返済の据え置き期間の延長について要望するため、山梨県知事に対し本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（保坂利定君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論および会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略

したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、発議第２号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定をいたしました。
これより発議第２号の採決を行います。
本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　全　員　）
起立全員です。
よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。
追って、意見書を関係機関に送付いたします。
ここで暫時休憩といたします。
再開を午後２時４０分といたします。

休憩　　午後　２時２３分

再開　　午後　２時４０分

○議長（保坂利定君）
再開いたします。
ただいま、市長より追加議案１件が提出されました。
お諮りします。
これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）
これより日程第２４　議案第４４号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。
市長、山下政樹君。
○市長（山下政樹君）
今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。
提出した案件は、補正予算案１件です。
議案第４４号　「令和３年度笛吹市一般会計補正予算（第１４号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ１，２９４万円を追加し、総額を４３６億６，９９８万円とするものです。
これは、令和３年１２月２０日に成立した、国の令和３年度第１次補正予算において、保育士や調理員等の処遇改善に係る経費が計上されたことに伴い、市役所の会計年度任用職員の人件費のほか、私立保育所、認定こども園、学童保育クラブ等の民間事業所職員の人件費に係る経費を事業所に補助金として交付するため関連経費を追加するものです。
市役所の会計年度任用職員分として、市立保育所における保育士および調理員の人件費

２６２万円、学校給食における調理員の人件費１００万円を追加をしました。

また、民間事業所の職員分として、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善事業」に７８６万円、「放課後児童支援員等処遇改善事業」に１４４万円を追加しました。

そのほか、０歳から高校３年生までの子どもを持つ子育て世帯に対し、児童１人当たり１０万円を給付する「令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」において、令和３年度末までに出生した新生児は給付対象となるものの、給付申請が４月以降となる場合があるため、繰越明許費５０１万円を追加をしました。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

これより日程第２４　議案第４４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

ただいま提案のあったもののうち、私立への補助について、これが給与の改善に充てられる、これはどのように確認するものであるか、補償されるのか、使い道がですね。この点について、１つお伺いします。

続けて、もう１点、いいですか。

○議長（保坂利定君）

どうぞ。

○１８番議員（渡辺正秀君）

それから、もう１点、学童というか、指導員等についてですが、これについては、すべて民間なのか、あるいは市の職員はいないのか、その対象はどうなるのか伺いたいと思います。

○議長（保坂利定君）

当局の答弁を求めます。

１問ずつ。

では、最初の答弁をお願いします。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員のご質問にお答えをいたします。

「しりつ」というのは、いわゆる私立（わたくしりつ）の保育所という判断でよろしいですかね。につきましては、すべての園に対しまして、今回の処遇改善、給与の賃金改定を行うかということを確認してございますので、その折に確認を得ております。

また、学童の指導員につきましては、すべて指定管理に出しておりますので、すべて民間の職員というふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（保坂利定君）

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４４号については、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第４４号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、議案第４４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより、議案第４４号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　全　員　）

起立全員です。

よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日３月１５日から３月２２日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日３月１５日から３月２２日までは休会とすることに決定をいたしました。

次の本会議は３月２３日、午後１時３０分から再開をいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散会　　午後　２時４７分

令　和　４　年

笛　吹　市　議　会　第　１　回　定　例　会

３　月　２　３　日

令和４年笛吹市議会第１回定例会

１．議 事 日 程（第５号）

令 和 ４ 年 ３ 月 ２ ３ 日
午後　１時３０分開議
於　　議　　場

日程第　１　議案第２２号　令和４年度笛吹市一般会計予算について
日程第　２　議案第２３号　令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
日程第　３　議案第２４号　令和４年度笛吹市介護保険特別会計予算について
日程第　４　議案第２５号　令和４年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
日程第　５　議案第２６号　令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
日程第　６　議案第２７号　令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
日程第　７　議案第２８号　令和４年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
日程第　８　議案第２９号　令和４年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
日程第　９　議案第３０号　令和４年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１０　議案第３１号　令和４年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１１　議案第３２号　令和４年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１２　議案第３３号　令和４年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１３　議案第３４号　令和４年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１４　議案第３５号　令和４年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１５　議案第３６号　令和４年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１６　議案第３７号　令和４年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１７　議案第３８号　令和４年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
日程第１８　議案第３９号　令和４年度笛吹市水道事業会計予算について
日程第１９　議案第４０号　令和４年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について
日程第２０　議案第４１号　令和４年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
日程第２１　議案第４２号　令和４年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
日程第２２　笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について

日程第２３　大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
日程第２４　議案第４５号　笛吹市介護保険条例の一部改正について
日程第２５　議案第４６号　人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第２６　同意第１号　春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
日程第２７　同意第２号　兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
日程第２８　閉会中の継続審査について

２．出席議員は次のとおりである。（１９名）

１番	岡　由子	２番	落合俊美
３番	山田宏司	４番	河野正博
５番	河野智子	６番	武川則幸
７番	神澤敏美	８番	神宮司正人
９番	荻野謙一	１０番	古屋始芳
１１番	野澤今朝幸	１２番	中村正彦
１３番	海野利比古	１４番	渡辺清美
１５番	中川秀哉	１６番	前島敏彦
１７番	小林　始	１８番	渡辺正秀
１９番	保坂利定		

３．欠席議員

（　な　し　）

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１８名）

市長	山下政樹	副市長	小澤紀元
教育長	望月栄一	総務部長	深澤和仁
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	田中親吾
市民環境部長	雨宮和博	保健福祉部長	西海好治
産業観光部長	小宮山昌彦	建設部長	標博司
公営企業部長	水谷和彦	教育部長	赤尾好彦
総務課長	茂手木政和	政策課長	小澤宏之
財政課長	金井久	消防長	矢崎丈司
代表監査委員	横山祥子	農業委員会会長	三枝啓一

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（３名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史

再開　　午後　１時３０分

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は１９名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合のマスク着用は、個々の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（保坂利定君）

日程第１　議案第２２号から日程第２１　議案第４２号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日２月２２日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、神宮司正人君。

○総務常任委員長（神宮司正人君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る３月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、３月１５日、１６日、１７日の３日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」

総務部収税課の審査では、新しく導入する「やまなしｐｉｐｉｔＬＩＮＱ」はどのようなもので、どのような効果があるのかとの質問があり、「現在、紙でやり取りしている金融機関への預金調査をオンライン方式に切り替えることにより、時間の削減が図られ、財産の差し押さえに早く着手できるという効果がある。さらに効率的に滞納整理ができることから収納率向上にも貢献できる。」との説明がありました。

総務部総務課の審査では、令和４年度に参議院議員、山梨県知事および山梨県議会議員の３つの選挙が予定されており、その事務にかかる経費が計上されていることから、「投票率を上げるための工夫はあるか。」との質問があり、「１８歳になったばかりの頃は選挙に関心が高いが、

年齢を経るごとに関心が下がる傾向がある。投票率のデータ分析を活用し、成人式会場や高校、駅、スーパーマーケット等に期日前投票所の開設を検討するなど、投票率向上に努めている。」との説明がありました。

総務部防災危機管理課の審査では、「市長から防災に力を入れるとの説明がありましたが、令和４年度の予算にはどのように反映されているのか。」との質問があり、「防災備蓄倉庫を令和６年度までにすべての避難所に整備をする。また、新規に防災関連計画策定事業として、地域防災計画を改定するとともに、職員が災害時にスムーズに対応できるよう、具体的な内容でマニュアルを整備していく。業務継続計画は地震編しかないため、水害編や感染症対策編を整備する。」との説明がありました。

総合政策部財政課の審査では、「物価高によるインフレの影響を懸念しているが、予算編成方針において、どのように反映されているのか。」との質問があり、「予算執行方針を示したときには、ロシア軍のウクライナ侵攻などの影響は予測できず、物価の高騰は考慮していなかったが、今後の社会情勢の変化に応じて、コロナの経済対策等も併せて補正予算を編成し、柔軟に対応していく。」との説明がありました。

また、合併特例債のこれまでの実績および発行可能額について質問があり、「合併特例債は、３８７億２，８００万円が発行可能額である。現時点での発行額は３５９億７，４７０万円であり、令和３年度の発行予定額および令和４年度の予算額を合わせると残り１４億１，２５０万円が発行可能額となる。」との説明がありました。

総合政策部政策課の審査では、多目的芝生グラウンド整備検討事業について類似施設を視察するための職員旅費を計上したとの説明がありました。これに対し、「新型コロナウイルス感染拡大防止から、市民説明会等が延期されておるが、今後の計画等に視察から得られた内容を加味する予定があるのか。」との質問があり、「令和３年度中に基本計画を策定する予定であったが、コロナの影響で市民との意見交換会等を延期したため、予算を繰り越した。類似施設の視察を実施し、その結果も反映した上で計画を策定する。」との説明がありました。

総合政策部企画課の審査では、ふるさと納税の寄附額に対する経費の割合について質問があり、「総務省の規定では、事業の募集に対する経費は、寄附総額の５０％以内にしなければならない。ふるさと納税事業の先行予約分に係る消耗品費および委託料は募集のための経費ではないため、これらを除いた経費の割合は４９．６％となる。」との説明がありました。

なお、総合政策部の所管部分について委員１名から反対討論がありました。

消防本部の審査では、被服貸与品管理事務の防火服については、毎年５着ずつ購入していたが、令和４年度においては２５着購入予定であるとの説明がありました。「１着当たりの金額は、いくらか。また、特殊性のあるものであるため、事業者が限られると思うがどのような契約方法で購入するのか。」との質問があり、「防火服については、防火服上下、防火帽、しころを１式とし、１着２３万８，２００円を予定している。総務省から新しいガイドラインが示された後、仕様書を作成し、複数事業者から仕様書に基づき見積もりを徴し、決定する。」との説明がありました。

市民環境部市民活動支援課の審査では、市民活動ボランティアセンター運営事業において、これまでの実績について質問があり、「現在、市民活動ボランティアセンターには、子ども向けの読み聞かせや通学時の見守りを行うボランティア団体など６２団体が利用登録をしており、会議や作業等で利用をしている。新型コロナウイルスの影響で利用制限をしたため、令和２年

度は１３０件程度の利用件数であった。令和３年度は、コロナ以前に近い年間２００件程度の利用があった。」との説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告をいたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

各支所所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

この際、申し上げます。

議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、武川則幸君。

○教育厚生常任委員長（武川則幸君）

それでは、議長より教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和４年度一般会計当初予算案ならびに特別会計予算案について、３月１５日、１６日、１７日の３日間の日程で委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、何点か質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」

保健福祉部子育て支援課の審査では、御坂学童保育クラブ事業について、「送迎業務を委託しているが、事故やケガがあった場合の補償はどうするのか。」との問いに対して、「車両については公用車を利用しており、送迎車を利用している児童についても、市が加入している保険の対象となるので、市で対応する。」との回答がありました。

保健福祉部生活援護課の審査では、笛吹市子ども家庭支援事業の委託料についてさらに詳細な説明を求めたところ、「長期間給食がなくなる時期に子どもの食事を安定して確保することが難しい世帯を対象に、フードバンク山梨に寄付された食料を配送するための委託料で、年間１８０件から２００件を想定している。」との説明がありました。

市民環境部環境推進課所管の審査では、ごみ減量化推進事業について、「生ごみ処理機購入補助金の額が前年に比べて大幅に増加した理由は何か。」との問いに対して、「ごみ袋料金の改定に合わせ、ごみ減量施策の一つとして、生ごみ処理機購入補助金の限度額の引き上げを行っ

た。この改定により、１０月１日以降、６０件から７０件の申請があり、交付額も倍増している。このことから来年度以降についても申請件数の増加を見込み、当該補助金を増額した。」との説明がありました。

また、災害廃棄物処理行動マニュアル策定事業について、さらに詳細な説明を求めたところ、「災害が起きた場合の職員の配置や役割についての行動マニュアルの作成をはじめ、現在１０カ所を選定している災害ゴミの仮置き場の管理運営や、より大規模な災害が起こった場合を想定した仮置き場数の確保増、災害ごみの収集・運搬・分別・処理等に係る民間業者など、関係機関との協定、災害ゴミの持ち込みに関するルールづくりや市民の方々への広報等についての指針を含んでいる。」との説明がありました。また委員から「マニュアル作成にあたっては、他の自治体での事例も参考に、より安価で効果的な予算の執行について研究・検討してほしい。」との意見がありました。

教育委員会教育総務課の審査では、学校プール民間活用事業について、「令和４年度民間活用の対象となる学校以外のプールの活用について、どのように検討しているのか。」との問いに対して、「令和３年度にモデル事業として実施した実績を踏まえ、今後各学校プールの活用計画を作成し、民間活用や統廃合を含めて学校プールの在り方について検討していく。」との回答がありました。

教育委員会学校教育課の審査では、部活動指導員任用事業について、さらに詳細な説明を求めたところ、「指導員は、各学校に１名配置している。特定の部活動について専門性の高い顧問がいない場合には、地域のスタッフを指導員として任用するなど各学校のニーズに合わせた配置を行っている。また任用については、教員免許や指導経験のほか一定の要件を有することを条件としている。」との説明がありました。

また、討論に関し、「令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算」について、委員１名より、「保険税の引き下げを求めるため、新年度予算案については反対である。」との反対討論がありました。「令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算」について、委員１名より「令和４年１０月から所得に応じて窓口負担が２割になる場合があるが、現役世代の負担を軽減する方法として、窓口２割負担を行うことに反対する声もあるため、新年度予算案については、反対である。」との反対討論がありました。

それでは、審査結果については、次のとおりです。

議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」、保健福祉部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２３号　「令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２４号　「令和４年度笛吹市介護保険特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２５号　「令和４年度笛吹市介護サービス特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２６号　「令和４年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２８号　「令和４年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第２２号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。各常任委員会に分割付託しておりますので、３常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第２３号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

１８番、渡辺正秀君。

○１８番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、議案第２３号　「令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について」、反対討論を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

今議会で国民健康保険税のうち、子どもの均等割部分については、未就学児について２分の１の減免が実施されることになり、これは一歩前進であります。市民団体と日本共産党議員団が長年にわたって提案してきたことの一部が実施されることになったものであり、これは歓迎いたします。しかし、すべての子どもが対象となっておらず不十分でございます。

直近の令和３年度国保税滞納世帯は約７００世帯。うち１３８世帯には、保険証の役割を果たさない資格証が交付され、１２７世帯には短期証が交付されております。

滞納世帯の多くが国保税が高くて払えない世帯であり、減免制度があっても払えない世帯であります。受診が必要でもお金がないために受診できない家庭に対する対策がございません。

日本は、国民皆保険制度の国であり、それを支える制度が国民健康保険でございます。しかし、この制度が資格証、短期証で崩されております。せめて医療を受ける権利、命の平等は守ってほしいと思います。

命の平等、これを保障することが何よりも大事だと考え、本予算案に反対いたします。

○議長（保坂利定君）

次に、賛成討論を許します。

１０番、古屋始芳君。

○１０番議員（古屋始芳君）

ただいま議長の許可を得ましたので、議案第２３号　「令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算」につきまして、この原案に賛成する立場から討論を行います。

今回の予算の総額は、前年度比１億５，４３４万７千円、率にすると１．９％の減額となり、歳入歳出総額８１億４，６０８万６千円の予算額になっています。

歳入においては、国民健康保険税および県支出金、繰入金等から構成されており、医療費の総額を見込む中で、財源を確保することが求められています。

歳出の主なものについては、医療に係る保険給付費が５６億１７３万円で歳出総額の６８．８％、また県に納める納付金が２２億７，４７９万円、２７．９％とされています。

平成３０年度の国民健康保険制度改革により、持続可能な医療保険制度を構築するため、財

政運営の責任主体が、市町村から都道府県に移行し、国民健康保険運営の中心的役割を担うこととされました。

しかしながら、本市の国保を取り巻く状況は、少子高齢化の進行により被保険者数は減少傾向にある中、医療費は増加傾向にあり、財政運営は依然として厳しい状況が続いております。

本市においては、市民の保健・健康づくり事業に関し、国保と社会保険の区別なく健康づくり課が一括して、効率的かつ、きめ細やかに事業実施しており、市民の健康増進に寄与しています。

また、ここ数年、職員の皆さんの努力により国保税の収納率が大幅に上昇し、国保税の収納率は県の平均値を上回っている状況だと伺っています。さらに滞納者には、国の制度に基づき、短期保険証および資格者証を交付するなど、税の公平性の維持に努めていることは、高く評価できるところであります。

現在、医療費が高い笛吹市は、県から激変緩和措置を受けていて、令和２年度の実質単年度収支は、この緩和措置がない場合は約５，４００万円のマイナス決算になると聞いております。この措置は、令和５年度に終了が見込まれていることから、令和６年度以降、県が国民健康保険税水準の統一を示している令和１２年度までの６年間において、この財源補填として多額の基金取り崩しが危惧されています。

このような状況も踏まえ、基金については国保財政の健全性の維持および市民負担額の急激な上昇を抑制するためにも、今後も基金残高の維持、確保は必要であると考えます。

笛吹市民の健康維持、増進と健全な国民健康保険事業の推進を期待して、令和４年度笛吹市国民健康保険特別会計予算案の賛成討論とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

ほかに討論はありませんか。

（　な　し　）

討論を終結します。

これより議案第２３号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号から議案第２５号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本２案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本２案についての委員長報告は可決です。

本２案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。
よって、議案第２４号から議案第２５号までは原案のとおり可決されました。
議案第２６号を議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結します。
これより議案第２６号の採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　多　数　）
起立多数です。
よって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。
議案第２８号を議題といたします。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
お諮りします。
本案についての委員長報告は可決です。
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。
次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長、小林始君。
○建設経済常任委員長（小林始君）
議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。
今定例会において、本委員会に付託されました議案のうち、令和４年度一般会計当初予算案、ならびに特別会計予算案、公営企業会計予算案について、３月１５日、１６日、１７日の３日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。
審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。
議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」
産業観光部観光商工課の審査では、新道峠展望台環境整備事業の委託料、送迎バス運行委託料について、バスの運行および乗車料金について尋ねたところ、バスの運行については、昨年の課題を踏まえ、土日祝日は４台、平日は３台であり、そのうち１台はすずらん群生地と新道峠間のピストン運行を考えている、乗車料金については乗車１回につき２００円を考えているとの回答がありました。

委員からは「トイレなどで途中下車した場合や４カ所の停留所に立ち寄ってもらうことを想定し、往復で乗り降り自由とする券や、片道券の発行を検討したらどうか。」などの意見があり、「乗車する方の安全性、利便性を考え、より良い運用の方法を検討し、しっかり対応していきたい。」と回答がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、公園維持管理事業の御坂路さくら公園の広場設計委託および造成工事について、詳細な説明を求めたところ、「平成７年に家族連れで楽しめるレジャー施設として、時代に合った要素を取り入れ整備がされた公園ですが、ニーズなどの変化により、同園がこれまで果たしてきた役割が発揮されない状況となっている。また、指定管理者の募集にも参加がない状況が続いていることから、より魅力的な公園となるよう再整備していく。」との回答がありました。

さらに、整備の方向性と将来像について尋ねたところ、「場所的にも良い環境にあり、再整備を行えば素晴らしい公園になると考えている。キャンプ場やバーベキュー、小さな子どもが自然の中で安心して遊べる公園としたい。」との回答がありました。

委員からは「将来性のある公園だと思うので、大変期待している。既存施設を活かしながら、魅力的な公園にしてほしい。今後、委員会にも折々に説明をしてもらいたい。」との意見がありました。

議案第２７号　「令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について」

公営企業部の審査では、総務費、総務管理費、一般管理費、委託料、農業集落排水特別会計法適化業務委託についてさらに詳細を尋ねたところ、「農業集落排水特別会計については令和６年度から、公営企業会計に移行する予定であり、そのために、令和４年度については、企業会計に必要な、固定資産台帳を整備するための予算である。」との回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２７号　「令和４年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第２９号　「令和４年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第３０号　「令和４年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」から議案第３８号　「令和４年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について」までの９案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第３９号　「令和４年度笛吹市水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第４０号　「令和４年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第４１号　「令和４年度笛吹市公共下水道事業会計予算について」、賛成全員で原案の

とおり可決すべきものと決定。

議案第４２号　「令和４年度笛吹市簡易水道事業会計予算について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（保坂利定君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行いますが、議案第２２号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第２７号および議案第２９号から議案第４２号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本１５案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本１５案についての委員長報告は可決です。

本１５案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第２７号および議案第２９号から議案第４２号までは、原案のとおり可決されました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、河野智子君の反対討論を許します。

５番、河野智子君。

○５番議員（河野智子君）

議長の許可をいただきましたので、議案第２２号　「令和４年度笛吹市一般会計予算」についての反対討論を行います。

日本共産党の河野智子です。

令和４年度の予算には、公立保育所の完全給食化事業や学校トイレ洋式化検討事業などが含まれており、日本共産党議員団や多くの市民、市民団体が求めてきたことの一部ではありますが、実現することになりました。

また、笛吹市子ども家庭支援事業として、生活困窮世帯に対し学校給食がない夏休み中に食品を届け支援する事業など、評価できる事業もあります。

しかし、コロナ禍が長引くとともに、生活用品や食品の値上げが相次ぎ、市民生活に大きな打撃を与えています。国が行った住民税非課税世帯への１０万円支給の対象とならなかった世帯でも、生活に困窮している家庭がまだまだ残されているのではないでしょうか。

また、生活困窮者に対しては、１回の給付金支給だけではなく、継続的な支援が必要であると考えます。

また、この間、行われてきた行財政改革にも問題点があると考えます。

１つは、市の職員の約半分、４７．３％を会計年度任用職員、臨時職員が占める予算であるということです。行政が低賃金・不安定雇用を率先して増やしていいのでしょうか。非正規職員の比率が高いことは、市の総合力、緊急対応能力を下げることになるのではないでしょうか。

純粋な臨時の職、特殊能力技能職に限るべきです。当面は、非正規職員の処遇改善を行うこと。非正規職員の研修を保障し、希望する非正規職員の正規職員化を支援するといった対策、改善が必要だと考えます。

今議会に提出された保育士、調理員の処遇改善も頭打ちだった号俸を広げるだけで勤続年数４、５年職員は低賃金がまったく改善されません。さらにほかの非常勤職員の処遇改善策はありませんでした。ベースアップが必要です。

それから生活困窮者や生活保護についての仕事を行っている生活援護課の職員について、負担が増えていることも問題です。必要な部署には、必要な人数の職員配置を求めます。

２つ目は、指定管理者制度についてです。

まず、指定管理者制度には、経費削減がほとんど見られないこと。設備投資ができないため、施設や備品が古くなり、使えなくても長期間放置されていることがあり、責任の所在が分かりません。総括と見直しが必要です。

３つ目は、ふるさと納税制度です。

地方自治法第１０条第２項は、住民税は当該自治体のサービスを公平に受ける権利を有する一方で、その負担を分任する義務を負うとしています。ふるさと納税制度は、住民がどこの自治体へ寄附するか自由に決められる制度のため、自治参加意識を減退させ、地方自治法崩壊につながり、地方自治の本旨を蹂躙するもので、自治体間の税金のくいっこであり、競争政治をあおるものです。

ふるさと納税制度は、とんでもない制度ではありますが、現状では財政への影響が大きく、この制度を利用しないわけにはいかないため、せめてこの制度の問題点を国に対して指摘するべきではないかと考えます。

最初に申しましたように、長年の市民の要求、共産党議員団の提案について、一部が令和４年度予算に反映されたことは評価します。

しかし、このコロナ禍のもと、ますます市民の暮らしがひっ迫する中、市民の願いを実現する予算になっていません。また、非正規雇用の拡大や問題が明らかになっている。指定管理者制度、ふるさと納税制度等、国の諸施策について根本的対策が取られていないことを指摘して反対討論といたします。

○議長（保坂利定君）

次に、荻野謙一君の賛成討論を許します。

９番、荻野謙一君。

○９番議員（荻野謙一君）

ただいま議長の許可を得ましたので、令和４年度一般会計当初予算、議案第２２号　「令和４年度一般会計予算について」、賛成の立場で討論をいたします。

笛新会の荻野謙一です。

令和４年度一般会計当初予算、予算総額は３８８億８，０５９万５千円と過去最大の予算規模となり、極めて積極的な予算編成となっていることは、山下市政が第二次総合計画実現のため、積極果敢に各種事業に取り組む意思を示すものであり、コロナ禍の中で現状を打破しよう

とする取り組みは市民も強く期待するものと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、またロシアがウクライナに侵攻したことにより諸物価の高騰が続いており、地域経済は過去にないほど低迷していると感じているのは私だけではないと思います。

その中でも、山下市長は、新型コロナウイルス感染症収束後の反転攻勢に向けた主な施策として、昨年７月に完成した新道峠展望台「ＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラス」を観光スポットとして、県内外からさらに多くの観光客を誘客するため、送迎バスの運行や周辺環境整備を、本市の観光振興を図るため、石和温泉郷のさくら温泉通りへのイルミネーションの設置やスイーツマラソンの開催を、多くの市民がスポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活が送れるようにするとともに、スポーツと観光を融合させ、地域経済への波及効果を目指す「スポーツツーリズム」にも活用する多目的芝生グラウンドの整備計画検討などに取り組むこととしています。

私も、これらは必ず市の活性化につながる取り組みとして、大いに期待しています。

令和４年の市役所職員の行動テーマは「Ｔａｋｅ　Ａｃｔｉｏｎ　まず行動を起こそう」と伺っております。山下市長には笛吹市発展のため、率先して力強く行動していただくとともに、市民福祉の向上に一層努力されますことを期待いたしております。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（保坂利定君）

次に、中川秀哉君の賛成討論を許します。

１５番、中川秀哉君。

○１５番議員（中川秀哉君）

それでは議長の許可をいただきましたので、これより議案第２２号　「令和４年度一般会計予算について」、賛成の立場で討論をいたします。

公明党の中川秀哉でございます。

令和４年度一般会計当初予算総額は３８８億８，０５９万５千円となり、予算内容を見ますと、歳出では、社会保障関係費の増加に対応しつつ、山下市長が２期目の公約に掲げた「防災新時代、命を守るまちづくり」を目指し、防災・減災、国土強靭化の具体的な施策が予算化されているとともに、第２次笛吹市総合計画の将来像である「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現を図るため、３つの基本目標において、３５の重点政策がバランスよく位置付けられ、新しい事業も盛り込む中で、山下市長の思いの込められた予算として、評価するものであります。

歳入では、国および県の補助金の積極的な活用や有利な交付税措置のある市債を活用するほか、重点事業やコロナ対策関連経費には各種基金が充当されており、安心した行政サービスが提供されるよう、財源が確保されております。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大やロシアのウクライナ侵攻による経済への影響を見通すことができない昨今、市の財政運営に必要な市税をはじめとする自主財源の確保が、これまで以上に重要になっていると考えます。

一般会計予算における予算規模の増大の主な要因となっている、ふるさと納税寄附金については、市職員の努力により年々寄附額が増加し、来年度の寄附額の目標は２５億円としており、市の貴重な自主財源となっています。

さらに寄附額を増やすとともに、本事業により笛吹市を全国にＰＲすることで、更なる市の

活性化につなげていくことを期待しております。

新型コロナウイルス感染症について、国では４回目のワクチン接種の検討が始まるなど、まだまだ先が見通せない状況が続いておりますけども、山下市長のリーダーシップのもと職員一丸となり、常に市民の目線に立った行政運営を行っていただきたいとお願いを申し上げまして、以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（保坂利定君）

討論を終結します。

議案第２２号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

起立多数です。

よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

○議長（保坂利定君）

日程第２２　「笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員に向山貴知君、佐藤輝久君、近藤柴郎君、田中始君、以上を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が笹子山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（保坂利定君）

日程第２３　「大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員に吉原和洋君、佐藤輝久君、近藤柴郎君、田中始君、以上のとおり指名をいたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方をそれぞれの当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が大蔵沢恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開を午後２時５０分といたします。

休憩　　午後　２時３４分

再開　　午後　２時５０分

○議長（保坂利定君）

再開いたします。

ただいま、市長より議案２案および同意案件２件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（保坂利定君）

これより日程第２４　議案第４５号から日程第２７　同意第２号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、条例案１件、その他の議案３件、合わせて４件であります。

はじめに条例案です。

議案第４５号　「笛吹市介護保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、市町村が行う介護保険料の減免措置に対して、国が財政支援の延長を決定したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第４６号　「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員１人の任期が、令和４年６月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

候補者は、鮫田文夫氏です。

鮫田氏は再任であり、任期は令和４年７月１日から３年間です。

次に、同意第１号　「春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の退任に伴い、新たに委員として角田純也氏の選任について、地方自治法第２９６条の４第１項および春日山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第３条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

角田氏は新任で、任期は４月１日から前任者の残任期間である令和５年３月末日までです。

次に、同意第２号　「兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の退任に伴い、新たに委員として赤尾一秀氏の選任について、地方自治法第２９６条の４第１項および兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会条例第３条の規定により、議会の同意をお願いするものです。

赤尾氏は新任で、任期は４月１日から前任者の残任期間である令和５年３月末日までです。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりであります。

以上、追加提案しました議案について、ご説明をいたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

これより日程第２４　議案第４５号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（　な　し　）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第４５号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第４５号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第４５号の討論を行います。

討論はありませんか。

（　な　し　）
討論を終結します。
これより議案第４５号の採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　全　員　）
起立全員です。
よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。
次に日程第２５　議案第４６号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
以上で質疑を終結します。
お諮りします。
ただいま、議題となっております議案第４６号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第４６号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。
これより議案第４６号の討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結します。
これより議案第４６号の採決を行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　全　員　）
起立全員です。
よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。
これより日程第２６　同意第１号　春日山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。
同意第１号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
以上で質疑を終結します。
お諮りします。
ただいま、議題となっております同意第１号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、同意第１号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより同意第１号の討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結します。
これより同意第１号の採決を行います。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　全　員　）
起立全員です。
よって、同意第１号は原案のとおり同意することに決しました。
日程第２７　同意第２号　兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。
次に日程第２７　同意第２号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑を終結します。
お諮りします。
ただいま、議題となっております同意第２号については、会議規則第３６条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、同意第２号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。
これより同意第２号の討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論を終結します。
これより同意第２号の採決を行います。
本件は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。
（　起　立　全　員　）
起立全員です。
よって、同意第２号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（保坂利定君）
日程第２８　「閉会中の継続審査について」を議題といたします。
各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。
お諮りします。
本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和４年笛吹市議会第１回定例会の閉会に当たってのあいさつに先立ち、職員の不祥事について、ご報告とお詫びを申し上げます。

市職員が、山梨県青少年保護育成のための環境浄化に関する条例違反の疑いで任意の事情聴取を受け、その後、書類送検されました。

今回の非違行為が同条例に違反することが確認できましたので、該当職員については、３月１８日付けで懲戒処分に、また、これに係る管理監督責任を問い、関係職員への措置を併せて行いました。

市民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに多大な不信感を抱かせる事態を招いてしまったことは、市長として厳粛に受け止めており、深くお詫びを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

今後は、職員一人ひとりに対し、公務員倫理の遵守を徹底するため、再発防止策を早急に見直し、実行し、職員一丸となって信頼回復に取り組んでいく所存です。

改めまして、令和４年笛吹市議会第１回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会は、２月２２日から本日まで３０日間の日程で開催をされました。議員各位におかれましては、慎重な審議に努めていただき、感謝を申し上げます。

本会議および各委員会においていただいた様々なご質問については、市政推進のために活かしていきたいと考えております。

さて、穏やかな日差しに春の訪れを感じられるようになり、市全域で桃の花が咲き誇り、笛吹市に暮らす幸せを改めて感じられる季節を迎えようとしています。

今年は、３月１９日から４月１０日まで「笛吹市は花ざかり」をキャッチフレーズに「桃源郷春まつり」を開催します。

期間中は、新型コロナウイルスの感染防止策を講じながら、八代ふるさと公園を中心に市内各地で多彩なイベントを実施します。４月１日から４月１０日まで、電動自転車を貸し出し、県道３４号白井甲州線を自転車に乗りながら桃の花を楽しむ「桃源郷ＲＯＵＴＥ３４ライド＆ウォーク」を４月２日と３日に、花鳥の里スポーツ広場を中心に、複数の散策コースを設定し、歩きながら桃の花を楽しむ「桃源郷を歩こう２０２２」を実施します。また、「桃の花見タクシー」や「春の花見バス」も運行します。

さらに、さくら温泉通りの桜並木および八代ふるさと公園では、日没後から夜９時までを、桜をライトアップし、幻想的な雰囲気を演出いたします。

日本一の春景色を心ゆくまで楽しんでいただきたいと思います。

４月２４日に水ヶ沢林道の冬季閉鎖期間が終了することから、４月２５日からＦＵＪＩＹＡＭＡツインテラスへの送迎バスの運行を再開をいたします。

送迎バスについては、すずらん群生地駐車場まで自家用車で訪れた方が、送迎バスに乗車できない状況があったことを踏まえ、今年は、すずらん群生地駐車場を発着場所とした運行を行

います。

今後も、訪れた方々に満足していただけるよう周辺整備を進めていきます。

３月７日、笛吹市役所本館および石和中学校において、北京オリンピックのアイスホッケー女子日本代表として活躍された、小山玲弥選手のオリンピック出場報告会を開催をいたしました。

小山選手は、オリンピックを楽しむことができた、４年後のイタリア大会にも出場し、今度は得点したいと笑顔で語っていました。

体の大きな相手選手からパックを奪い、素早くシュートを打つ、その積極果敢なプレイスタイルは、市民に勇気と希望を与えてくれました。今後の更なる活躍を期待しています。

２月２４日、ロシアはウクライナへの全面的な軍事侵攻を開始し、首都キエフ周辺など各地で戦闘が続いています。

ロシア軍の攻撃は、軍事施設のみならず、住宅や学校、医療施設にも及び、民間人の犠牲も急増しています。また、産科小児科病院がロシア軍の空爆を受け、子どもや妊婦が死亡したとも報じられており、一方的な武力侵攻や非人道的な攻撃に激しい怒りを覚えます。

さらに、国外に逃れた難民は３００万人を超え、そのうち半数は子どもだと言われています。

このような状況を受け、本市では、ウクライナでの人道危機対応およびウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動を支援するため、笛吹市役所本館、市民窓口館、保健福祉館、各支所で救援金を受け付けていますので、皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

新年度には、子育て支援の一層の強化および事務事業の効果的な実施を図るため、新たに「子供すこやか部」を創設します。文字どおり、本市の子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、力を尽くしていきたいと考えています。

結びに、議員各位におかれましては、本市の発展のため、ますますご活躍されますことを祈念し、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（保坂利定君）

以上をもちまして、令和４年笛吹市議会第１回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　　午後　３時０９分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長　　荻　野　重　行
議　会　書　記　　内藤三記子
議　会　書　記　　北　野　隆　史